

令和5年第4回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 6月 9日（金曜日） 会期 12 日間
 閉 会 6月20日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 9	金	本会議 委員会	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託省略、討論、決定（承認） 議員全員協議会、常任委員会
6. 10	土	休 会		各自議案研究
6. 11	日	休 会		各自議案研究
6. 12	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等）、委員会
6. 13	火	本会議 委員会	午前10時	一般質問 4名、委員会
6. 14	水	本会議 委員会	午前10時	一般質問 4名、委員会
6. 15	木	本会議 委員会	午前10時	一般質問 2名、委員会
6. 16	金	委員会	午前10時	委員会
6. 17	土	休 会		各自議案研究
6. 18	日	休 会		各自議案研究
6. 19	月	委員会	午前10時	議員全員協議会
6. 20	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（陳情案件、決議、意見書等） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年6月9日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年6月9日 午前11時10分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和5年6月9日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第23号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第24号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第25号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について	〃
7	議案第26号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
8	議案第27号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
9	議案第28号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
10	議案第29号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について	〃
11	承認第3号	専決処分の承認について（令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））	即 決
12	報告第2号	令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告

○議長（比嘉義彦）

皆さん、おはようございます。ただいまから令和5年第4回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告します。

会務報告、令和5年の3月から5月までです。

3月3日から24日までの22日間、北中城村議会第1回3月定例議会を開催しました。

5日、北中城小学校音楽部により第12回HAPPYコンサートが開催され出席しました。

15日、訂正をお願いしたいんですが、皆さんのお手元の資料には、北中城幼稚園修了式が開催され出席しましたということになっておりますが、当日は本会議の一般質問がありまして、出席はしておりません。訂正方をお願いします。

その日に、中部広域市町村圏事務組合定例議会案説明会があり出席しました。

17日、島袋小学校卒業式が開催され出席しました。

27日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

28日、第7回世界のウチナンチュ大会感謝の夕べが那覇市で開催され出席しました。

30日、中部広域市町村圏事務組合定例議会が開催され出席しました。

4月4日、教職員等就任式が開催され出席しました。

7日、中部広域花と緑のまちづくりコンクール表彰式が沖縄市で開催され出席しました。

13日、議会活性化調査特別委員会が開催され出席しました。

14日、中部地区町村議会議長会4月定例総会が開催され出席しました。

4月24日から26日までの3日間、北中城村議

会第2回4月臨時議会を開催しました。

26日、沖縄人権擁護委員協議会総会が開催され出席しました。

同日、福岡県行橋市議会議員行政視察研修受入を行い、副議長が挨拶をして対応いたしました。

28日、県町村議会議長会定例理事会が開催され出席しました。

同日、令和5年度沖縄振興拡大会議が県立武道館で開催され村長と共に出席しました。

5月8日、令和5年度北中城村公共工事説明会及び意見交換会が商工会のほうで開催され出席し、挨拶を述べました。

12日、「農を活かした健康・福祉の里づくり推進事業」の所管事務調査を全議員で行い、EMウエルネスホテルで農林水産課、EM研究機構による事業説明会があり、説明会終了後に事業第一段階の「バイオガス発電施設・学童農園」予定地の現場視察を行いました。

同日、ゆがふう塾市町村職員研修事業令和4年度修了式、令和5年度入塾式が読谷村で開催され出席しました。

15日、北中城村議会第3回5月臨時議会を開催しました。

16日から19日までの日程で中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が開催され、17日に福岡県豊前市、18日に福岡県粕屋町を訪問し、豊前市においては「地方創生・SDGsの推進に関する企業との包括連携協定の取り組み」、粕屋町においては「人口減少問題の中、人口増の続く町の取り組み」について研修を行いました。

20日、平和を守る北中城村民の会第41回総会及び平和講演会が開催され出席し、挨拶を述べました。

22日から24日までの日程で全国町村議会議長会主催の令和5年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長と共に参加

しました。

25日、北中城村老人クラブ連合会令和5年度総会が開催され出席しました。

また同日、北中城村学力向上推進協議会総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

26日、中城村との共同まちづくり事業説明会が開催され出席しました。

29日、第40回中部振興会総会が沖縄市で開催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、令和5年3月定例会以降に受理しました請願・陳情は、さきに配付しました請願・陳情一覧表のとおりとなっておりますので御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年3月から令和5年5月までの例月現金出納検査報告書が提出されており、お配りしておりますので御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（比嘉義彦）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び川上龍太議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（比嘉義彦）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月

20日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（比嘉義彦）

日程第3．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、令和5年3月から5月までの行政報告をいたします。

3月5日、北中城小学校HAPPYコンサートに出席をいたしました。

そして同じ日に、北中城村コスプレイベントきたコス、中城城跡と中村家住宅で行いました。私も参加をしております。

10日、民生委員児童委員功労者・永年勤続者表彰伝達式を村長室で行いました。

11日、北中城中学校卒業式に参加をいたしました。

17日、島袋小学校卒業式に参加をいたしました。

19日、和仁屋自治会カジマヤーお祝いがございますして祝辞を述べました。

20日、農地バンクマッチング会議、役場で行いました。

同日、吉本興業の国際映画祭カラオケ大会にエントリーいたしまして、予選を通過できませんでした。

22日、北中城村まつり活性化委員会を開催しました。

24日、農を活かした健康福祉の里づくり事業における進捗報告及び食物残渣状況確認をイオンモール沖縄ライカムと行いました。

26日、F C琉球試合を県総合運動公園で観戦をいたしました。

28日、「第7回世界のウチナーンチュ大会」

感謝の夕べをハーバービューホテルで開催されまして参加をいたしました。

31日、辞令交付式及び離任式。

4月3日、辞令交付式、役場で行いまして訓辞を述べております。

4日、2023ベスト・オブ・ミス沖縄大会県代表報告がございました。島袋出身の喜納美優さんが選定されております。

同日、教職員就任式が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

6日、北中城村スポーツ協会総会がございまして挨拶を述べました。

10日、北中城中学校の入学式、そして11日、北中城小学校の入学式がございまして参加をいたしました。

同じく11日、中城湾沿岸漁業振興基金監査を行いました。

12日、北中城幼稚園入園式に出席をいたしました。

同じく12日に、北中城村民生委員児童委員協議会総会が社会福祉協議会の村総合社会福祉センターで行われ挨拶を述べました。

同じく、まちづくり協議会、これは泡瀬ゴルフ場跡地地権者整理組合との当該地域に係るまちづくり協議会がございまして。それに参加をしました。

13日、イオンモール沖縄ライカム同友店会交流会がロワジールホテル那覇で行われ挨拶を述べました。

21日、夜間街頭指導出発式、中央公民館で開催されまして出席をいたしました。

22日、北中城村女性会定期総会が中央公民館で開催され挨拶を述べました。

24日、熱田自治会防災に関する意見交換会を役場のほうで行っております。

28日、令和5年度沖縄振興拡大会議が沖縄県立武道館アリーナで行われ参加をいたしました。

同じく28日、沖縄県青年部連合会中部支部総

会がEMウェルネス暮らしの発酵ライフスタイルリゾートで行われ挨拶を述べました。

5月10日、民生委員児童委員活動強化週間パレード出発式を役場のほうで行いました。

11日、令和5年春の交通安全運動出発式を沖縄こどもの国チルドレンズセンターで行いました。

15日、北中城村赤十字奉仕団総会を行いました。

16日、バニラ受粉式を熱田地内のハウス農場で行いました。

同じく16日、泡盛の女王表敬訪問がございまして、喜舎場の比嘉柚稀さんが選ばれております。

18日、国民健康保険税の納付指導、各課長、そして私も一緒に納付指導を行いました。

19日、北中城村青少年健全育成協議会定期総会がございまして挨拶を述べました。

20日、平和を守る北中城村民の会総会を行いまして、総会后、沖国大の前泊先生の講演をしていただきました。

22日、海外短期留学総会が南城市で開催されました。

同じく22日、東海岸地域サンライズ推進協議会総会が行われ出席をいたしました。

23日、沖縄振興予算要請に向けた意見交換会を那覇市で行っております。

同じく23日、北中城村商工会通常総会が商工会で行われ挨拶を述べました。

同じく23日にJAおきなわ北中城支店通常総会が行われ挨拶を述べました。

24日、沖縄総合事務局開発建設部との国土交通行政に関する懇談会を沖縄市で開催されております。

25日、北中城村老人クラブ連合会総会が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

同じく25日、地域医療支援病院委員会ということで中部徳洲会病院で会議が開催され出席を

いたしました。

同じく25日、北中城村学力向上推進委員会総会を開催いたしました。

26日、沖縄地区少年補導員協議会総会が沖縄警察署のほうで行われました。

27日、北中城村文化協会2023年度定期総会が行われ挨拶を述べました。

29日、第40回中部振興会総会が中部市町村会館で行われ参加をいたしました。

30日、北中城村まつり活性化委員会総会を開催いたしました。

5月31日から6月2日まで、令和5年度中部市町村会要請活動で内閣府・防衛省・国土交通省・環境省に要請をいたしました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第24号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

日程第6．議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

日程第7．議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第8．議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第9．議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第10．議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10．議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約についてまでの7件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第23号

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成4年北中城村条例第10号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 9 日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、職員の育児休業の取得回数制限の緩和のために必要な規定の整理を行うとともに、国・県との均衡を図るために条例の一部改正をするものです。

北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年北中城村条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 省略</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）～（3） 省略</p> <p>（4） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（_____第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、<u>2 歳</u>_____に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>（イ） 省略</p>

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日
(以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(削除)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(新規)

(新規)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 省略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が_____する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が_____

_____する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 省略

（新規）

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業を

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合においては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 省略

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として_____規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(削除)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 省略

(削除)

(5) 省略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条_____の規定に該当する

しようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(新規)

(1) 省略

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(新規)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項_____の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 省略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 省略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当する

画について <u>育児短時間勤務計画書</u> により任命権者に申し出た場合に限る。)	画について <u>育児休業等計画書</u> により任命権者に申し出た場合に限る。)
(7) 省略	(7) 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第24号 北中城村立学校給

食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第24号

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和50年10月9日条例第28号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

現在、学校給食共同調理場運営委員構成は、各父母教師会会長及び副会長2名で、同じ組織から3名の委員が選任されているが、預かり保育で給食を提供している幼稚園から委員が選任されていない。各組織からの意見が反映できるよう委員を各父母教師会会長のみとし、副園長、PTA会長等を追加するため、条例の一部を改正する必要がある。

北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

北中城村立学校給食共同調理場設置条例（昭和50年10月9日条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(委員) 第6条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の中から <u>教育委員会が委嘱又は任命する。</u>	(委員) 第6条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者を <u>充てるものとする。</u>

(1) 教育長 (2) 管轄校の各学校長、副園長等 (3) 管轄校の各父母教師会会長、PTA会長等 (4) 栄養士 2～4 省略	(1) 教育長 (2) 管轄校の各学校長_____等 (3) 管轄校の各父母教師会会長及び副会長_____ (4) 栄養士 2～4 省略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第25号 令和5年度北中城

村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第25号

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）

令和5年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,813,380千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		80,957	1,439	82,396
	1 負担金	80,957	1,439	82,396
16 使用料及び手数料		59,931	3	59,934
	1 使用料	29,397	3	29,400
17 国庫支出金		1,546,814	105,734	1,652,548
	1 国庫負担金	1,032,213	16,493	1,048,706
	2 国庫補助金	342,120	89,241	431,361
18 県支出金		991,579	△2,373	989,206
	2 県補助金	481,054	△2,473	478,581
	3 委託金	37,169	100	37,269
21 繰入金		599,146	29,995	629,141
	2 基金繰入金	599,145	29,995	629,140
23 諸収入		78,548	8,960	87,508
	3 雑収入	76,947	8,960	85,907
歳入合計		8,669,622	143,758	8,813,380

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		97,405	△9	97,396
	1 議会費	97,405	△9	97,396
2 総務費		1,515,327	△10,864	1,504,463
	1 総務管理費	1,331,842	4,135	1,335,977
	2 徴税費	110,572	△2,950	107,622
	3 戸籍住民基本台帳費	68,001	△12,049	55,952
3 民生費		3,169,825	197,984	3,367,809
	1 社会福祉費	1,562,513	80,766	1,643,279
	2 児童福祉費	1,607,312	117,218	1,724,530
4 衛生費		982,800	△7,064	975,736
	1 保健衛生費	631,747	△7,064	624,683
5 農林水産業費		137,453	8,994	146,447
	1 農業費	131,187	8,089	139,276
	2 林業費	3,197	0	3,197
	3 水産業費	3,069	905	3,974
6 商工費		156,714	22,245	178,959

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	156,714	22,245	178,959
7 土 木 費		540,965	△6,805	534,160
	1 土 木 管 理 費	51,779	△1,455	50,324
	2 道 路 橋 梁 費	209,523	△6,811	202,712
	3 都 市 計 画 費	279,663	1,461	281,124
8 消 防 費		279,176	0	279,176
	1 消 防 費	279,176	0	279,176
9 教 育 費		1,335,948	△60,770	1,275,178
	1 教 育 総 務 費	172,770	△80,402	92,368
	2 小 学 校 費	389,089	5,251	394,340
	3 中 学 校 費	86,747	2,385	89,132
	4 幼 稚 園 費	64,547	△364	64,183
	5 社 会 教 育 費	399,643	5,041	404,684
	6 保 健 体 育 費	223,152	7,319	230,471
13 予 備 費		20,264	47	20,311
	1 予 備 費	20,264	47	20,311
歳 出 合 計		8,669,622	143,758	8,813,380

第2表 債務負担行為

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校等施設照明設備（LED）賃借料	令和6年度 ～ 令和14年度	57,209

詳細につきましては、副村長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

副村長。

○副村長（大田 繁）

議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正、追加が1件ございます。これは学校施設照明設備（LED）賃借

料について、期間が令和6年度から令和14年度、限度額は5,720万9,000円となっております。これは省電力化により脱炭素社会の実現に貢献する目的で、村内の学校等のほとんどの照明をLED化するものでございます。本年度を除く令和6年度から令和14年度までの賃借料に係る債務負担行為となります。LED導入施設は北中城幼稚園、北中城小学校、島袋小学校、北中城中学校、そして給食センターの5施設で約3,500灯の交換を予定しております。また財源といたしましては、毎年度の賃借料の2分の1

をふるさと応援基金から充当する予定となっております。

次に歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

7ページをお願いします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費国庫負担金1,649万3,000円の増につきましては、保育所・認可こども園等の施設整備に係る国庫負担金で百登保育園の空調修繕費に充当されます。修繕に係る財源といたしまして、国庫負担金が2分の1、村の負担金として4分の1、事業所負担金が4分の1となります。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、8節保健衛生費補助金601万9,000円の増につきましては、継続して実施することになりました新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に係る追加分の国庫補助金となります。

8ページをお願いいたします。

8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金338万円の増につきましては、後ほど歳出のほうでも説明をいたしますが、村道北中城高校127号線道路護岸整備工事に係る不発弾磁気探査費分の補正増となっております。

同じページの29目地方創生交付金7,696万6,000円の増につきましては、地方創生臨時交付金（新型コロナウイルス感染症対応）の重点交付金として追加する補正であります。交付金の内訳としまして、低所得世帯支援枠分として4,966万3,000円、国の推奨支援事業枠分として2,730万3,000円を計上してございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

18款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、磁気探査支援事業補助金（村道北中城高校127号線）の874万円の減につきましては、当該磁気探査費を国庫補助金の社会資本総合交付金で充当することになったための減でございます。

ます。

2目民生費県補助金、3節老人福祉費県補助金、129万9,000円の増につきましては、シルバー人材センターの設置に伴う県補助金となっております。当初予算におきまして1,000円の費目を計上しておりましたので、県補助金としては130万円となります。

9ページをお願いします。

4目農林水産業費県補助金、補正額1,000円の増につきましては交付決定によるものですが、12節環境配慮型による緑化木保全対策事業県補助金のデイゴヒメコバチ防除事業県補助金を1節農業費県補助金、緑化保全対策事業補助金に統合したものでございます。

5目教育費県補助金、15節沖縄県学校安全特別対策事業補助金61万3,000円の増につきましては、送迎用バス改修支援事業費補助金となります。これはバスの中に子供の置き去りを防止するための安全管理装置取付けに係る補助金でありまして、義務化・非義務化の学校の種別に応じまして1台当たりの低額補助となっております。幼稚園につきましては、1台当たり17万5,000円、中学校につきましては8万8,000円が上限となっております。

7目沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）600万5,000円の増につきましては、新たに交付決定された小中学生県外派遣事業54万9,000円と、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用推進事業545万6,000円となっております。

9目沖縄振興公共投資交付金443万3,000円の減につきましては、中城公園アクセス線整備事業に係る事業規模の調整及び市町村配分の調整による減となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2,590万円につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となります。

5目ふるさと応援基金繰入金409万5,000円につきましては、ふるさと納税として頂いた寄附金を学校施設などの修繕費や、さきに御説明いたしました環境に配慮した省電力化事業（照明LED化）などに繰入れ充当しております。

23款諸収入、3目雑入、2目雑入、1節雑入896万円のうちコミュニティ助成事業400万円の増につきましては、地方防災組織育成といたしまして、石平、美崎の自主防災組織への助成金となります。また一般コミュニティ助成事業450万円の増につきましては、屋宜原、それから和仁屋自治会の自治会活動備品等の助成金となります。いずれの助成金も宝くじの社会貢献広報事業の一環として採択されました助成金となっております。

続きまして歳出について、主な補正について御説明いたします。

歳出につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の詳細な説明は省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託費682万円、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務につきましては、昨年度に引き続き喜舎場住宅地区の返還区域内における跡地利用を検討するもので、一括交付金を活用した事業となっております。

10目防災諸費、18節負担金、補助及び交付金400万円につきましては、先ほど歳入の諸収入のところでも御説明いたしましたが、自主防災組織育成に係るコミュニティ助成事業となっております。石平及び美崎自主防災組織の2団体にそれぞれ200万円の補助となっております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金130万円につきましては、昨年度から設置、活動をしておりますシルバー人材センターの管理費及び事業費の増となっております。この増分につきまして

は県補助金を充当してございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

同じく民生費、9目臨時福祉給付金、補正額が8,082万円の増につきましては、国の電気・ガス・食料品等価格高騰充当支援に係る低所得世帯支援分の費用となっております。1節報酬から13節使用料及び賃借料につきましてはこの事業に対する事務費となっております。

18節負担金、補助及び交付金7,266万円につきましては、低所得世帯の支援給付金となっております。1世帯当たり3万円、約2,400世帯の給付を見込んでおります。なお、財源内訳の国庫支出金が4,966万3,000円で国費の充当額が低い状況となっておりますが、現段階で交付決定された額でありまして、今後増額される見込みとなっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

同じく民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金9,916万8,000円のうち、特定教育・保育施設運営負担金7,016万2,000円は、子ども・子育て支援事業補助金426万6,000円の増と、それから次のページの19節扶助費、子育てのための施設等利用給付金584万5,000円の増につきましては、今年度から福祉課にこども園係を新設したことにより、これまで教育総務課で当初予算計上しておりました子ども・子育て支援事業に係る教育認定分を移管するものでございます。9款の教育費のところと同じ額を減額してあります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

同じく民生費、保育所費、18節負担金、補助及び交付金、就学前教育・保育施設整備費補助金2,474万円の増につきましては、保育所・認可こども園などの施設整備に係る補助金で百登保育園の空調改修費の補助となっております。内訳としまして国庫負担分が2分の1の1,649万3,000円、村負担分が4分の1の824万7,000円となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、12節委託料51万9,000円の増につきましては、公営墓地管理委託業務の増となっております。これは公営墓地を月曜日も開園することに伴う人件費の増の分となっております。

続きまして、24ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費（ワクチンの接種関連）につきましては、2節の給料から13節使用料及び賃借料まで合計601万9,000円の追加となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、1節報酬69万3,000円の増のうち67万5,000円につきましては、政策参与（農業部門）の報酬となります。これは農を活かした健康福祉の里づくり事業を推進するため、新たに特別非常勤職員を配置するものでございます。

12節委託料747万5,000円の増につきましては、その内訳といたしまして、第六段階事業（西地区）整備方針作成支援業務に681万5,000円、次の26ページ、農地利用地域計画目標地図素案作成支援業務に66万円を計上しております。第六段階事業（西地区）整備方針作成支援業務につきましては、農を活かした健康福祉の里づくり事業の最終段階であります優良田園住宅整備に向けた沖縄県との調整に必要な資料等の作成業務を委託するものであります。

26ページの農地利用地域計画目標地図素案作成支援業務につきましては、農地利用地域計画策定における農業委員会による目標地図素案を支援するもので、この目標地図は北中城村の今後の目指すべき農地の効率化、総合的な利用の姿を明確化するものとなっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費、18節負担金、補助及び交付金90万

5,000円の増につきましては、地方創生臨時交付金を活用しました水産物価高騰対策支援補助金となっております。これは光熱費の高騰分への支援でありまして、従量電灯、それから低圧電力の10か月分を漁業組合に対して補助いたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、2,174万1,000円の主な増につきましては、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金にそれぞれ計上してございます。地域通貨まーいに係る経費となっております。地域における消費の喚起、下支えを目的といたしまして、昨年度に引き続き電子地域通貨を、地方創生臨時交付金を活用して実施してまいります。総額2,116万9,000円となっております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、10節需用費、道路修繕費221万2,000円の増につきましては、村道仲順屋宜原線舗装修繕費を計上してございます。

続きまして、2目道路新設改良費、12節委託料、村道北中城高校127号線磁気探査業務920万円の減と、それから14節工事請負費486万3,000円の増につきましては、当初磁気探査業務につきましては、県補助金を活用して実施する予定でしたが、工事と併せて実施することとなったためそれぞれ減額をしております。

すみません。戻りますけれども、先ほどの減額と工事費の増でございますけれども、磁気探査業務を減にしまして、工事費は増となっております。それぞれ増、減となっております。

16節公有財産購入費554万1,000円の減につきましては、中城公園アクセス線用地購入費に係る用地交渉の進捗に合わせた一部減額補正となっております。

34ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

教育委員会の歳入歳出につきまして、事項別明細書で主な補正について、私のほうから御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、4節学校教育設備整備費国庫補助金306万9,000円の増につきましては、G I G Aスクール構想で整備しました学校ネットワークの保守に係る補助金と感染流行下における学校教育活動体制整備に係る補助金となっております。

歳出のほうの御説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目村史編纂費、12節委託料129万1,000円につきましては、北中城村の戦後すぐの旧公図の修復委託料であり、修復に係る資材が物価上昇により見積りより上回ったため増額してございます。

34ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、補助及び交付金7,442万7,000円の減額につきましては、先ほど副村長からも御説明がありましたが、今年度から福祉課にこども園係を新設したことにより、教育総務課で当初予算計上しておりました事業費を移管したことによるものでございます。19節扶助費584万5,000円の減額についても同様の理由によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費293万9,000円のうち、消耗品費150万1,000円の増につきましては、感染者等が発生した場合に対応するための消耗品費（手指消毒液・泡ハンドソープ・アルコール除菌剤等）

となっております。内訳としましては、国庫負担分が2分の1となっております。スクールバス修繕費66万8,000円は、スクールバスへ置き去り防止等の安全管理装置の取付費用として3台分となっております。体育館音響設備77万円の増につきましては、北中城小学校体育館の音響設備の修繕費となっております。

37ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料186万1,000円は、学校施設照明のLED化を図り賃借するもので、契約期間10年間の賃借料のうち、今年度10月から6か月分の賃借料となっております。

17節備品購入費150万円につきましては、感染症に対応した備品費（サーキュレータ・二酸化炭素モニター・冷風機等）となっております。

38ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費125万7,000円のうち、消耗品費103万4,000円の増につきましては、先ほど小学校でも御説明申し上げました感染者等が発生した場合に対応するための消耗品費となっております。スクールバス修繕費22万3,000円についても、スクールバスへ置き去り防止等の安全管理装置の取付け費用1台分となっております。

39ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料76万6,000円は、学校施設照明のLED化を図り賃借するもので、契約期間10年間の賃借料のうち、今年度10月から6か月分の賃借料となっております。これも先ほど小学校費のほうで説明したものと同様のものでございます。

17節備品購入費70万円につきましては、感染症に対応した備品費となっております。

40ページをお願いいたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、13節使用料及び賃借料20万1,000円においても、学校照明のLED化を図るためのものでございます。

42ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、18節負担金、補助及び交付金450万円につきましては、コミュニティ助成事業補助金、いわゆる宝くじ助成金でございますが、今回屋宜原と和仁屋自治会が応募して交付決定を受けたことから計上してございます。

43ページをお願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、17節備品購入費42万円につきましては、村民体育館仮設駐車場の車両通行の安全確保のため仮設信号機設置をしたく計上してございます。

3目学校給食管理費、13節使用料及び賃借料

17万4,000円につきましては、小学校費と同じように学校施設の照明のLED化を図るためのものでございます。

44ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金522万9,000円は、物価高騰に伴う学校給食への材料費への補助金として計上してございます。

以上で私のほうからの御説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第26号

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,684千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,393,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		280,260	△1,684	278,576
	4 雑入	280,255	△1,684	278,571
歳入合計		2,394,942	△1,684	2,393,258

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		70,190	△627	69,563
	1 総務管理費	55,923	△627	55,296
6 保健事業費		53,814	△1,057	52,757
	1 保健事業費	53,814	△1,057	52,757
歳出合計		2,394,942	△1,684	2,393,258

予算の詳細については、所管課長のほうで説明をいたします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

歳入、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填収入168万4,000円の減につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

6ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費の1節から8節につきましては、人事異動等に係る補正でございます。

7ページをお願いします。

6款保健事業費、1項1目保健事業費、1節から8節につきましては、人事異動に係る補正でございます。

11節役務費11万7,000円の補正につきましては、健診勧奨や適正受診に要するはがき代となっております。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第27号

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め

ます。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度北中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 水道事業収益	568,497千円	0千円	568,497千円
第1項 営業収益	537,763千円	0千円	537,763千円
第2項 営業外収益	30,732千円	0千円	30,732千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	545,164千円	△894千円	544,270千円
第1項 営業費用	542,981千円	△894千円	542,087千円
第2項 営業外費用	1,181千円	0千円	1,181千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「85,539千円」を「85,552千円」に、過年度分損益勘定留保資金「73,500千円」を「73,513千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	5,954千円	0千円	5,954千円
第1項 企業債	1千円	0千円	1千円
第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第5項 国庫補助金	4,550千円	0千円	4,550千円
第6項 工事負担金	1,400千円	0千円	1,400千円

支 出

第1款 資本的支出	91,493千円	13千円	91,506千円
第1項 建設改良費	83,941千円	13千円	83,954千円
第2項 企業債償還金	6,551千円	0千円	6,551千円
第3項 国庫補助金返還金	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の主な点としまして、人事異動による人件費の見直しであります。収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用89万4,000円の減となっております。

3目総係費89万4,000円の減で、内訳としまして2節手当が22万8,000円の減で、主な内容としまして、期末勤勉手当が25万4,000円の増、住居手当が30万8,000円の減、児童手当が12万

円の増、期末手当（会計年度任用職員）が29万6,000円の減となっております。

3節賞与引当金繰入額が20万9,000円の増、5節報酬が93万2,000円の減となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費1万3,000円の増となっております。

2目拡張費1万3,000円の増で、内訳としまして、6節法定福利費が1万1,000円の増となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第28号

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	373,099千円	0千円	373,099千円
第1項 営業収益	122,907千円	0千円	122,907千円
第2項 営業外収益	250,191千円	0千円	250,191千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	355,698千円	△1,746千円	353,952千円
第1項 営業費用	329,354千円	△1,746千円	327,608千円
第2項 営業外費用	25,342千円	0千円	25,342千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「62,209千円」を「61,663千円」に、過年度分損益勘定留保資金「4,667千円」を「4,121千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	486,040千円	0千円	486,040千円
第1項 企業債	203,400千円	0千円	203,400千円
第2項 他会計補助金	110,300千円	0千円	110,300千円
第3項 国庫補助金	150,000千円	0千円	150,000千円
第4項 県補助金	22,340千円	0千円	22,340千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	548,249千円	△546千円	547,703千円
第1項 建設改良費	422,198千円	△546千円	421,652千円
第2項 企業債償還金	125,051千円	0千円	125,051千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長から御説明いたします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の主な補正の内容については、人事異動による人件費の見直しであります。収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用174万6,000円の減であります。内訳としまして、2目普及指導費40万8,000円の増で、内容としまして、1節報酬が40万8,000円の増となっております。

続きまして、4目総係費215万4,000円の減で、内訳としまして、1節給料が27万6,000円の増、2節報酬が178万1,000円の減、3節手当が36万3,000円の減で、主な内容としまして、期末勤勉手当が25万3,000円の減、期末手当（会計年

度任用職員）が38万6,000円の減、住居手当が33万6,000円の増、児童手当が12万円の減となっております。4節賞与引当金繰入額が20万9,000円の減、5節法定福利費が13万2,000円の減となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費54万6,000円の減となっております。1目管渠建設改良費54万6,000円の減で、内訳としまして、1節給料が12万円の減、2節手当が10万2,000円の減で、主な内容としまして、児童手当が12万円の減となっております。4節法定福利費が27万4,000円の減となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について。

議案第29号

村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的： 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）
北中城村字渡口地内
2. 契約の方法： 指名競争入札
3. 契約金額： ￥91,135,000
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額： ￥8,285,000
4. 契約の相手方： 沖縄市字登川2989番地
(株)基土木

代表取締役 仲宗根 貢

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

工事契約書のコピーを別添添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。
以上でございます。

日程第11. 承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））

○議長（比嘉義彦）

日程第11. 承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、承認第3号 専決処分の承認について。

承認第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分をしたので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号） : 別紙

理 由

令和4年度北中城村国民健康保険特別会計において、歳入が歳出に対し不足し、翌年度の歳入を

もって繰上充用をする必要が生じたが、収支の確定が年度最終日となるため。

令和5年5月31日
北中城村長 比嘉孝則

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101,644千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,394,942千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸収入		178,616	101,644	280,260
	4 雑入	178,611	101,644	280,255
歳入合計		2,293,298	101,644	2,394,942

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 前年度繰上充用金		0	101,644	101,644
	1 前年度繰上充用金	0	101,644	101,644
歳出合計		2,293,298	101,644	2,394,942

詳細につきましては、担当課長より御説明をお願いいたします

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは、承認第3号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）

について御説明いたします。

5ページをお願いします。

12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠かん補填

収入1億164万4,000円の増につきましては、歳出の財源として計上しているものでございます。

続きまして、6ページをお願いします。

15款1項1目前年度繰上充用金1億164万4,000円の増につきましては、令和3年度国保予算決算において生じた普通交付金の返還納付や県に納める国保事業納付金の増によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは承認第3号 専決処分の承認についてお伺いいたします。

今回1億円余りの予算専決になっておりますけれども、私の経験というか、今までこの時期に専決でこれぐらいのお金、やったような覚えがないようなイメージもあります。赤字で国保を毎年やっているというのは十分承知してはいますけれども、今回こういった形で専決でやったのは特に理由があるのか、やり方を変えたのか、この辺が少しあるのでしたら説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

ただいまの質疑にお答えします。

特にやり方を変えたわけではありません。年によっては赤字が発生したりしますので、4年度の決算に対して前年度繰上充用するということが過去にもあります。

今回の理由ですが、まずですね、国、県からの普通交付金というのが入ってくるんですが、今回医療機関に払う医療費ですね、その分が予想よりも少なかったということで、それに対する交付金の返還金が生じたということがありま

す。これが大体7,500万円、あと国保連合に納める納付金があるんですが、これは国保連合が算定して通知しますので、その分の返還金が約4,500万円ぐらいあったと、すみません、資料が外れていますが、4,500万円を計上して約1億円を返還するということになった状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。内容のほうは、後ほど決算委員会でしっかりやるとは思いますけれども、ただ確認したいのが、毎年こういった形でやっているのか、例えば今回が特別、こういった国保からの返還金が早めに来たのか遅れたのかちょっと分かりませんが、去年はなかったけど今回はあったという考え方で、毎年そういったものは時期をずらしてあるということなのか、その辺、確認のためにお願いします。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

前回あったのは令和3年度にこの専決処分をしております。そのときは赤字になったということですね。年度ごとの決算に合わせてですので、5月31日までを見て収支合わせて、また交付金等の通知も11月頃に通知は来ると聞いてはいるんですが、そこでまたそれ以後の歳入、歳出もございますので、最後決算を終えて専決をするという状況を例年考えてやっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり

ます。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））は承認することに決定しました。

日程第12. 報告第2号 令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（比嘉義彦）

日程第12. 報告第2号 令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第2号 令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について。

報告第2号

令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和5年6月9日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和4年度北中城村繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	その他		
3	民生費	1 社会福祉費	地域福祉計画策定業務	6,136	6,050				6,050
4	衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金	20,747	3,104		2,585		519
5	農林水産業費	1 農業費	農業振興地域整備計画業務	2,838	2,838				2,838
7	土木費	2 道路橋梁費	北中城村橋梁長寿命化 修繕事業	37,000	26,221		20,976	5,000	245
			村道萩道登又線法面調 査測量設計業務	12,000	12,000		9,600		2,400
	3 都市計画費	北中城村まちづくり実 施計画修正業務	3,652	3,652				3,652	
9	教育費	2 小学校費	北中城小学校擁壁測量 設計業務	3,179	3,174				3,174
		3 中学校費	プール目隠しネット設 置工事	11,520	7,120	7,120			
合 計				97,072	64,159	7,120	33,161	5,000	18,878

お目通しのほうをお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時10分 散会

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月12日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年6月12日 午前11時39分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和5年6月12日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第23号	北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第24号	北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第25号	令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について	〃
4	議案第26号	令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
5	議案第27号	令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
6	議案第28号	令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
7	議案第29号	村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですけれども、今回非常勤職員も育児休業が緩和されて非常によかったと思って喜んでおります。そうしたことについて、正職員、それから非常勤職員も同じような形で育児休業が取れるということなんですけれども、普通は短期の臨時職員の任用になっておりますけれども、正職員とかそういうものに業務に支障はないのか。万全を期してやっていくのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

正職員、非常勤共にそういった育児休業が発生した場合には、その中の業務が滞りないように手当てして対処しています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひ支障がないように、そして正職員にあまり負担がないように、ぜひ業務を楽しくやっていけるような環境をつくっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第23号 北中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第24号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例について

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 議案第24号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは議案第24号について質疑させてください。

この委員会、私も何度か参加して経験はあって、少し多いなという考えもありました。今回少なくなるということで大変いいかなと思っていて、議案の中で幼稚園の副園長が入ってきています。少し整理をしたいという気持ちで質疑させていただいているんですけども、北中城小学校の校長が北中城幼稚園の園長でもあります。その中で同じように校長、園長も実質的には参加しているのに、なぜ副園長が入ってきているのか。じゃあ考えを広げると、校長先生じゃなくて教頭が参加するべきじゃないかなと、この内容からすると。この辺の整合性、なぜ会員の中に園長も参加しているのに副園長が参加しないといけないのかという整合性を少しお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

確かに幼稚園の園長は北中城小学校の校長先生となっております。実質的に内容というか、把握しているのは副園長のほうが現場に携わっていますので、それで現場の声を反映させたいということで副園長を含めております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ですから実質的に副園長が見ているというのは分かります。じゃあなぜ園長が実質的に見てくれないのか。ここにも問題があるんじゃないかなと思っているんですけども、この辺はただ形だけの園長という名前でもいいのか。しっかり実質的に見てくれないと園長という肩書きを持つ意味合いはないんじゃないかなと思っておりますけれども、この辺はどういうふうに考えておりますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

給食のほうですね、小学校と預かり保育の給食の内容が若干違うのと、小学校のほうと幼稚園のほうでも食べる前に検食という形で実際に給食を食べてチェックというか、そういったものをやりますので、そこら辺もあって幼稚園の副園長を入れております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私の質疑への回答は今の当たっているのかなと思うんですけども、ですから園長ということ自体、肩書きを持っているから、やはりこの偏食とか幼稚園は違うよということも把握していないといけないんじゃないかなというふうに思っているんですよ、園長はしっかり。そういうことをやっていただきたいな、考えていただきたいな。前みたいに幼稚園と小学校が離れています、遠いですというのだったらある程度分かりますけれども、歩いてすぐ行けますよね、今の状況は。しっかりそういった部分も把握し

ていただきたいな。園長としての立場も持ちながらという話をちょっと疑問に問いかけてやっています。ただそれだけのことですけれども、なぜ園長が入らないで副園長なのかということ。まあ、それはもちろん分かります。その実質的な部分でしっかり園長も考えていただきたい。仕事をやってもらいたいという意味合いで話していますけれども、この辺どうですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

幼稚園の園長先生、北中城小学校と幼稚園は連携しながら日頃取り組んでいます。その中で園長先生のほうも把握はされていると思うんですけれども、幼稚園のほうでも検食をして、学校のほうでも検食ということで、実施できていない部分は副園長が代わりにやっているという形になってはいますけれども、連携をして取り組んでいる状況になります。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではお尋ねをします。

今回改正に至った経緯の中で、今御説明がありましたけれども、何か不都合な事例とかがあったのでしょうか。それとも園からの要望、希望で今回のそういう改正に至ったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

名幸利積議員の質疑にお答えします。

この委員の定数については、3月に学校運営委員会があって、その中でやはり人数が多いということで、現在13名の委員がおりまして、3

月は5人の委任状とかが実際出ている状況でした。それと、あと預かり保育で給食を提供している幼稚園の関係者が含まれていないので、そこら辺の意見も酌み取りたいということで、今回の提案になっております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

委員が若干多くて欠席も多いということなんですけれども、それで逆に減らしたことで不都合は生じないという判断で提案されて、幼稚園側の意見を反映させたいということだとは思いますが。

では、お尋ねしますけれども、副園長、PTA会長等を追加するとあります。幼稚園のPTA会長は必ずしも預かり保育に預けている親とは限らないと思うんですね。そうした場合に預かり保育のそういう子供たちの給食を反映するためにはどうなのかなと思うんですけれども、それで会長等という名称となっているのでしょうか。その辺をお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

名幸利積議員の質疑にお答えします。

確かに預かり保育を預けている親がPTA会長かといえはそうではありませんので、一応「等」をつけて、PTAの副会長であったり保護者代表を取り入れるために「等」ということでつけております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第24号 北中城村立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算(第3号)について

○議長(比嘉義彦)

日程第3. 議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番(比嘉 悟議員)

それでは4ページです。第2表債務負担行為補正、10年間の学校等施設照明設備LED賃借

料5,720万9,000円、説明では脱炭素社会に向け、幼稚園、北小、島小、北中、給食センターの照明約3,500球をLED化へと説明でしたが、買い換えした場合はそれ以上かかるのかということですね。

あと13ページ、2款1項5目12節委託料のキャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務、ちょっと分からないので、いつ頃返還予定なのかお伺いします。

次、16ページ、3款1項3目18節負担金、補助及び交付金、シルバー人材センター運営補助金、県補助金の130万円は毎年この金額が入ってくるのか。

あと29ページ、6款1項3目観光費2,174万1,000円の地域通貨関連で、昨年度は6月1日から利用できたんですが、今年度はいつ頃から利用できるのか。

最後に43ページ、9款6項2目17節備品購入費、村民体育館仮設駐車場信号機42万円、そこはアリーナ用地だと思うんですけども、いつまでの仮設駐車場の予定か。

以上5点です。お願いします。

○議長(比嘉義彦)

教育総務課長。

○教育総務課長(平田清徳)

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

4ページの債務負担行為ですけれども、買い替えしたほうが安いんじゃないかという質疑だと思うんですけども、この3,500余りの電球を買い替えしたり、工事費用、工事を行った場合に一度に大きな金額を支払うことになります。これをリース化することによってその負担を長期にわたって支払う形にしております。その毎月の削減した電気料の費用の中からリース料を支払う形になりますので、持ち出しのほうはないような形ということで今考えて、この方式を考えております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉 悟議員の御質疑にお答えします。

私のほうからまず13ページ、2款1項5目12節の委託料です。キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務の返還時期の件ですが、場所的には役場隣のE T C側の駐車場約6ヘクタールを予定しております。返還時期は、今言われているのが令和6年度、またはそれ以降ということでございます。

続きまして、29ページ、6款1項3目の18節負担金、補助及び交付金です。地域通貨まーい運営負担金、いつから開始予定かということですが、今、8月1日開始として予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、私のほうから16ページ、3款1項3目老人福祉費、18節補助金のシルバー人材センター運営補助金でございますけれども、これは立ち上げ支援に関する県補助金でございますので、最大で3年間ということになっております。ただ、県の予算の状況もございまして、必ずしも毎年度130万円という金額が確保されているわけではございませんので、御承知おきください。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

9款6項2目体育館費の17節備品購入費、村民体育館仮設駐車場信号機の設置の時期ということですが、はっきり時期はまだ決まっているわけではございませんが、アリーナの建

設ですね、その変更を、設計をするということを決めておりますけれども、その工事が行われるまでということで予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

債務負担行為のもの、10年後はどうなるのか。その後は出ていかないのか。もらえるのかということですね。

次、喜舎場住宅跡地は、E T C付近だけなのか。県道81号線の安谷屋、石平向けにですね、そこはじゃないのか。

シルバー人材センターは大丈夫です。

地域通貨まーいは、去年はチャージ金額に1%上乘せ、登録されたお店で利用すると10%のキャッシュバックでしたが、今年度も同様な形なのか。

あとアリーナ、仮設駐車場信号機ですけれども、工事が始まる前までということだったんですけれども、去年の北中城村まちづくり実施計画修正業務も昨年9月の補正増で出ていましたが、今年度の繰越明許に出ています。今後は村の考えはどんな感じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

4ページの債務負担行為ですけれども、LED照明に関しては10年後は無償譲渡ということになっております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉 悟議員の御質疑にお答えします。

まず13ページのキャンプ瑞慶覧の件ですが、E T C側というか、今県道拡幅も行って

いるところですね、喜舎場から安谷屋付近の
県道拡幅の部分も含まれております。

次に29ページの地域通貨まーいは、チャージ
は一律5%を予定しております、還元率は各
事業者任せようか。事業者負担でお願いしよ
うかなということで計画しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

まちづくり計画に関しては繰り越してやって
おりますけれども、それはもう既に終了して
おります、このアリーナの計画については中身
の検討が、まだこれからやっていこうとい
うことですので、ということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

先月村民体育館で体協のバレーボールがあ
って、私は早く行ったから止められたん
ですけれども、ちょっとずれたらライカ
ムまで行って止めないといけないぐ
らい仮設駐車場はいっぱいでした。多
分、今後この駐車場をなくしたら利
用者から不満があると思います。早
く村はこのアリーナ関連に決着つけ
ていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは一般会計補正予算（第3号）につ
いてお聞かせください。

まず歳入のほうから、10ページ、21
款2項3目1節財政調整基金繰入金、
こちらのほうの充当先がどこになっ
ているのかお聞かせください。

すみません、今のは歳入です。

続いて歳出のほうに行きます。

13ページ、2款1項5目12節委託料、
キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地
利用検討業務ということですが、今
年度当初予算ではキャンプ瑞慶覧返
還地区等土地利用計画素案検討業務
が計上されています。前年度は初め
の、今回補正で出た検討業務が出
ていたんですけれども、今年度新
しくこういった補正で出てくる。そ
れは前年度、この業務がしっかり終
了して、今年度はなくて、新しい業
務になったというふうに私は理解
するんですけれども、なぜ今頃か
ら、去年と同じような業務が発生
したのか。この辺の理由をお聞か
せください。

続いて18ページ、3款1項9目18
節、臨時福祉給付金の電力・ガス等
価格支援給付金でありますけれど
も、財源内訳が出ていますけれど
も、一般財源の内訳ですね、どの
ようになっているのか。結構金額
が大きいのでその辺は一般財源
からどのくらい入ってきているの
かお聞かせください。

それと副村長の説明では、今後この
臨時給付金が増えてきてそれが相
殺されるというふうな話ではあり
ましたが、これは確実なものかと
いうのもお聞かせください。それ
と1世帯3万円ということですが
けれども、この根拠と2,400世
帯支給ということでもあります
けれども、この基準ですね、どう
いった基準を基に2,400世帯を
算出したのか。3万円を給付する
根拠、その2つ。

あとこの給付をするに当たって、
電力会社、電気料、ガス等とい
うふうになっておりますけれど
も、5月に電力会社から見直し
のほうの手紙が私のほうに届いて
いました。各世帯届いていると思
いますけれども、内容を見ると基
本料金もそんなに上がっていない
。ましてや電気料金に関しては
若干下がっているようなイメージ
です。これはなぜかという、国、
県の補助金が

入ってきているということでありませけれども、さらに村がそういう形でやるということ。今年度、相当また景気というか、国のほうも給料がなかなか上がらないということで上げよう上げようということでやっています。春闘の決算というか、そのあれはまだ出てきていないと思うんですけども、これから給料もどんどん上がっていくだろうというふうに見ているのが今の国、また世界、株価も上がってきている状況であるのに、なおさらまたそういった補助金でやるという、この根拠ですね、世界的日本経済もこれからどうなるというのも見ながらやっているのか。この辺がちょっと見通せていないのかなというふうに思っていますので、その辺の根拠をよろしくお願いします。

あと20ページ、3款2項2目10節需用費の中で、修繕費（車検整備）ということで出ていますけれども、保育所に車を持っているのか。村が所有しているのか。これちょっと私疑問があるんですけども、この辺あればいいんですけども、この辺をお聞かせください。

それと21ページ、3款2項2目18節負担金、補助及び交付金でありますけれども、副村長の説明では国2分の1、村4分の1というふうに説明がありました。県の負担金もあるのではないかというふうに私はこういった補助金に対してはあると思うんですけども、その説明がなされていなくて、歳出のほうを確認してもこのぐらいの金額を県から補助金、児童福祉のための補助金というのは入っていないんですよ。これはどういったことか。どういうふうに予算編成をしたのか。ちょっとお聞かせください。

続いて23ページ、4款1項6目12節委託料、公営墓地管理委託業務、こちら当初予算でも計上されていました。今回また補正で50万円かな、このぐらい上がっていますけれども、その理由ですね、何のために委託料、当初予算と増えたのか、どういった業務が増えたのか。別の業務

も入ってきたのかというのもあるんですけども、この辺の説明をお願いします。

続いて28ページ、5款3項18節負担金、補助及び交付金ですけれども、こちら水産業物価高騰対策支援補助ということで漁業組合に支出するというものでしたけれども、この漁業組合の補助金は漁業組合の運営に対しての補助金なのか。それとも漁業者の燃料費というふうになっているのか。この辺詳しく説明してください。

続いて31ページ、7款2項2目11節役務費と17節備品購入費、続いて26節の公課費、それに関連、多分同じ目で道路新設改良のあれだと思うんですけども、同じところでそういうふうな形で車両に関して出ていると思うんですけども、ちょっと納得いかない。なぜかという、車検があったときに重量税というのは払うはずなんだけれども、車検整備費用というのは計上されていない。ましてや車両購入費ということで金額が出ているんですけども、この金額に対しても重量税が大きい。あと、車両購入手数料、これは私初めて聞く言葉なんですよ。車両購入に関して手数料がなぜ必要なのか。ちょっと意味不明なところがあります。この辺詳しく説明してください。

それと同じくこの31ページの7款2項2目道路新設改良工事、これで磁気探査が削られました。磁気探査が削られて国の補助金のほうに組み替えという形になっていますけれども、この磁気探査はなぜ削られたのか。補助率のほうが、県の補助のほうが大きいんですよ。村の持ち出しが国に変わったということは、村の持ち出しが多くなっているということでありませけれども、この理由ですね。なぜ磁気探査、削られてまとめて村でやってくださいというふうな工事のほうになったのかお聞かせください。

あと32ページ、7款3項2目12節委託料の若松公園バックネット改修工事、これも一緒です。当初予算に計上されて増額になっています。そ

の理由ですね、なぜ当初でしっかり予算編成できなかったのか。その理由をお聞かせください。

続いて39ページ、9款3項1目13節使用料及び賃借料LED照明賃借料というふうになっていますけれども、中学校ですね、私金曜日に説明をもらいまして、なぜ中学校にもLEDが必要なかというふうに思って確認しに行きました。事務室、職員室は確認して、LEDの照明器具になっています。教室はもちろん授業をやっていたので確認できなかったんですけども、同じ建物内で、しっかり建物も新しいというふうに私は考えていて、教室ももちろんLED照明だろうというふうに私は思っています。なぜここで中学校もLEDのなさないといけないのか。どこをやっているのか。金額的に島小と同じぐらいの金額、賃借料が出ています。ということは教室も含めてというふうに私は考えていますけれども、この辺疑問が生じているところです。説明をお願いします。

最後に9款6項2目17節備品購入費ということで、関連として伺います。臨時の駐車場ということで今回地主の方と交渉をやって、土地の利用の変更、区分を分けて、今の臨時の駐車場、仮設駐車場になっていると思うんですけども、今回は信号機の設置の部分ではありましたけれども、見ていたら、私がここを通ったら重機も入って整備しているんですよ。整備されているんですよ。これはどこで、今年度やっていると思うんですけども、今年度の予算も見えない。関連という形でお答えしてもらいたいですけれども。村の土地に対して勝手に人がこういった重機を入れて整備する。誰がどういうふうに、村も出した、ほかで形跡もない。誰がどういうふうな権利を持っていて村の土地をこういった形で整備するのか。整備した後どういうふうな条件がつくのか。ちょっとこの辺しっかりやらないと前期の議員の方もこの賃借に關していろいろ質問されています。この辺がしっ

かり説明できないと、我々としても村民に対してどういうふうな利用方法をやっているのか。先ほど悟議員からもありましたようにこうしていっぱいなったりして村民がなかなか使えないじゃないか。こっちもしかしたら民間の業者が整備したかもしれない。私たちが整備したから私たち優先にお願いしますという話になりかねない部分もあると思うので、この辺説明をしてください。よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

まず私のほうから10ページ、21款2項3目財政調整基金繰入金ですね、どこに繰入れしたかということだと思いますけれども、補正を組むときに全体的に歳入歳出のバランスを取るためにこの繰入金を入れています。どこというわけじゃなくて、全体の額が足りない部分に対してこの繰入れが入っているという認識でお願いしたいと思います。

次に13ページです。2款1項5目12節委託料、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務です。なぜ当初じゃなくて6月補正かという話だと思いますけれども、実際この財源が一括交付金を今活用しています。当初の部分で一括交付金が目いっぱい使われていた経緯があって、今回二次募集があって二次募集の中に食い込むことができましたものですから、今回、喜舎場住宅地区の跡地利用の検討をすることになりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

18ページの負担金、補助及び交付金について説明します。

3万円の根拠は何ですかという話なんですけど、これは政府が決めた物価高騰対策について、住

民税非課税世帯に一律3万円を配るというのは政府が決めていることですので、特に私たちが3万円と決めたわけではございません。政府の方針に従ったままで。世帯数ですが、これは令和4年度を基準におおよそその実績に基づいてですね、令和4年にも実際支給してございますので、その世帯数を基に概算数ではありますが、計上してございます。これが割り算していただければ分かるんですけども、およそ2,422世帯の3万円を計上してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

住民生活課長。

○住民生活課長（楚南兼二）

23ページ、4款1項6目12節委託料51万9,000円の増につきまして、新年度予算時ではプラスして51万9,000円というのは、令和5年度より、これまで休園日でした月曜日も開園するということでその分の人件費の増額補正となっております。業務内容についてはこれまでと同様でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

20ページお願いいたします。

3款2項2目保育所費、10節需用費、車検整備というところで、御質疑では保育所に公用車が配置されているのかという御質疑だったかと思えますけれども、現在ワンボックスの車両を保育所が管理する形で幼稚園と共有で現在も使用しております。その車はかなり老朽化しておりますので、今回リース切れの車両をこちらのほうで引き取って、保育所と幼稚園で活用するような形を想定しております。

続きまして21ページ、同じく3款2項2目の補助金です。就学前教育保育施設整備費補助金でございますけれども、これは国の補助金交付

要綱において国2分の1、市町村4分の1、事業者4分の1というふうに定めがされておりますので、御指摘のような県の負担というものが今は示されていないところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

それでは28ページお願いします。

5款3項1目18節、水産業物価高騰対策支援業務、これは地方創生臨時交付金を利用したものですけれども、これにつきましては漁協関連の施設で使われている電気料金の高騰分ですね。これに対する補助分として、燃料とかとは関係ございません。あくまでも電気料金のみですね、こういったものを漁協からの聞き取りも含めてこの金額を計算した上で計上しているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

では私のほうから、31ページ、自動車購入に係る経費についてでございますけれども、まず手数料が必要なのかということでございますが、実際購入する場合に登記手数料、これは陸運のほうに登記をしたり、あと書庫証明があったりというようなものが発生します。これ一般的なものだというふうに感じます。これについて年度当初計上していた費用から、ほかの経費もそうなんですけれども、物価上昇があったり人件費の高騰があったりということで年度改めて見積りを徴収したところそれが増額になっているということで予算上はその分を上乗せ、補正の計上をさせていただくというものでございます。

それとあと自動車重量税、これが最初に発生するのかというお話だったかと思うんですけれ

ども、これは車の購入時、あるいは車検時で納入するものというふうに理解しております。ということで今回購入に伴って発生するというところで計上しているというものです。

自動車関連のほうはこれでよかったですね。

続いて、北中城高校127号線磁気探査業務とあと工事のほうも費用とのその調整なんですけれども、まずそもそもが県補助になって、そこでエントリーさせていただいた分というのが、これが通常は補助事業がない場合に適用されるということで、補助率が95%ということでかなり高率の補助になっております。これに対して、今回メインになるのが擁壁工事です。ということでこれが社会資本整備総合交付金の補助対象であるということで、その補助事業対象があるものは、その補助を活用することというのが基本原則になっております。正直なところ一般の県補助のほうが高率ということがございまして、我々としてはプラスアルファとしてそれを認めていただけたらいいということで、通常のやり方からすると社会資本整備の枠の中で計上すべきというところであるんですけども、ちょっと高率の補助のほうでチャレンジをさせていただいたと。結果としては通常の枠の中で計上すべきということで、工事のほうの枠の中に今回入れて、そこで全体として発注の中に含めたという経緯となっております。

続いて次の32ページ、バックネットの工事につきましては、これも物価上昇がございまして、年度改めて見積りを徴収したところ経費が増大しているということでその増えた部分を今回の補正で計上させていただいているというところ です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

39ページをお願いします。

中学校のLED照明が含まれているのがなぜかという質疑だったかと思うんですけど、中学校の校舎については新しくなっておりますので、それについては全てLED電球になっております。今回含まれているものが体育館と運動場のナイター照明、あとプール、そういったところのLED化の賃借を予定しております、その分が含まれております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

43ページの9款6項2目17節に関連してということでしたので、仮設駐車場の件ですけれども、旧アリーナ予定地の敷地に対して民間の土地と村有地が混在していたということがありまして、西側と東側ですね、ライカム方向のほうに村有地をまとめて、東側のほうに民間の有地をまとめたというところがあります。それで3月末までその所有がはっきりしなかったものですから、所有権の移転も伴っていたものですから、3月の末に区画がはっきり決まりまして、村有地が西側のほうになったというのがはっきりしたことから、御存じのとおり駐車場が足りないということもありましたので、奥のほうに生涯学習課がお願いして仮設の駐車場を造ったという次第になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

先ほど総務課長からありました18ページ、3款1項9目の臨時福祉給付金のまだ回答していない部分についてちょっとフォローしたいと思います。

まず、この補助金の内訳の中の一般財源の内訳はどういうものかということですが、

反対に国庫支出金、コロナ交付金が入っていますが、この額が令和4年度の実績の7割をまずは国からあげましょうということで、この7割分を国から受けていますので、この分を入れていきます。これが確実に、あと一般財源でももらえるかということなんですけれども、それはまだ確実という話になるとちょっと分かりませんが、国のほうからは10割補助という基本的なものがあるので、我々としては後々精算の部分でもらえるということを思っております。

それと電気の高騰分の件がありましたけれども、電気料金が今上がっていないのにこういう補助金という話がありましたけれども、電気ガスも含めてですね、食料品の物価高騰も含めた補助金になっていますので、あくまで電気料金じゃなくて全ての物価高騰分も含まれておりません。

13ページ、当初予算ですね、キャンプ瑞慶覧の検討業務があったということですが、当初予算については今沖縄市と一緒にやっているロウワープラザ地区の検討業務です。今回入れたのは喜舎場、今企画振興課のほうで2つ返還跡地を持っているものですから、当初予算でロウワープラザ地区ということなんです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えします。

仮設駐車場につきましては、生涯学習課のほうで設置しまして、隣接するスポーツクラブネサンスさんと、ルネサンスの入り口のほうの駐車場10台ほど潰して進入路を造っていますので、その10台については村の仮設に置いたところは、利用をお互いで融通し合いたいということで話し合っております。設置については生涯学習課がやっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

仮設駐車場の設置の費用については、予備費を利用してちょっと急ぐ必要があったものから、4月に予備費を流用して設置しております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは疑問になった点から再度質疑させていただきます。

今の話から、43ページ、仮設駐車場。予備費を流用したということですが、この予備費を流用するに当たってはしっかり予算でやらないといけないんじゃないかな。予算を補正なり、今回の補正なりでやらないといけないんじゃないかなというふうに理解しています。予備費を使ったから。だからこの使ったのが予算として見えてこないからどうなのかという話をしています。予算書の中で、当初予算、補正予算1号、2号、今回3号が出ています。その中で見えないからどうなのか。予備費を使うにはいいんだけど、組み替えしないとけないんじゃないかなというふうに思っています。どうなのかということです。

あと39ページ、LEDのほうですけれども、体育館とグラウンドの照明、プールというふうに話がありましたけれども、小学校も体育館があります。島小と基準を合わせています。同じぐらいだったので。島袋小学校も体育館があります。グラウンドには照明があります。プール

もあります。教室はもちろん古いのでLEDにしないといけない。なぜこの金額が同じなのか。大体一緒なんですよ、島袋小学校と中学校の金額が。ちょっと計算間違っていないかなというふうに思っています。この辺しっかり、じゃあ島袋小学校はどこまでLED照明化するのか。一緒にやったほうがいいんじゃないか。島小は教室だけだよというんだったら一緒にやってもいいんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、やるからには。この辺どういうふうに考えているのかお聞かせください。

あとは大丈夫です。この2点よろしくお願います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

43ページの予備費流用の件ですけれども、予算書に表さないといけないのかということですが、そういうことじゃなくて組み替え、例えばほかの同じ款項目の違う節から違う工事費にやって、その後また元のを戻すということであれば、補正予算で組み替えというのは必要だと思います。今回はもともと緊急的なもので予備費を持っていますので、こういう補正じゃなくて決算の中で出てくるので、あとはちゃんとした手続、流用なり手続を取っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

39ページの中学校のLED照明ですけれども、今島袋小学校と比べた場合に、島袋小学校については確かに屋外照明とか体育館も一応入ってはおります。プールのほうがなくて、基本校舎のほうをLED化していくんですけれども、普通の蛍光灯のようなものはそこまで金額は高く

なくて、中学校で使う部分はちょっと特殊というか、そういったものが含まれているので一応高くなっております。一応灯数ですとか現場のほうも確認してそれで見積りをしていて、漏れはないものと考えております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

LED化に関してですけれども、じゃあ小学校は外灯、ナイター設備はやらないのか。やりはするんですよね、小学校も。しっかりできているということなので、大丈夫です。分かりました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは質疑をさせていただきます。

まず2点になります。18ページ、3款1項9目18節、電力・ガス等価格高騰支援給付金についてお聞きをいたします。

給付金の支給額についてお尋ねします。私が資料を調べた中では内閣府の資料によりますと、1世帯当たり5万円というふうに資料があります。これが北中城村は3万円ということになっておりますので、差額の根拠。

それから支給対象を先ほど上間議員が質疑をされておまして、2,422世帯ということでありました。それを参考にしてまた質疑をしてみたいです。役場から確認書等の、この2,422世帯に資料が送られていると思っております。それでその資料にいろいろ書き加えてまた役場に返送するというようなことだろうと思っておりますので、その返送率、例えば2,422世帯に送ったこの資料が幾ら役場に返ってきたのかというものを確認させてください。

それから給付金の支給時期、その時期はいつから始まるのか、これをお聞きしたいと思いません。

それから次、2点目ですが、44ページ、9款6項3目18節、物価高騰分の中で公立学校給食費補助事業というのがあります。小学校で300円、中学校で200円を減額するという説明を受けましたので、その300円、200円は内閣府が示したものの上限額なのか、その300円、200円に決定した根拠をお聞かせ願いたいと思いますので、以上この2点について御質疑いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほどの金額のお話からさせていただきたいと思えます。

物価高騰に対する給付金は、これは3万円の間違いございません。5万円というお話があったんですが、恐らくこれは子育て世帯への給付金の話だと思います。これは別ものです。

それと2,422世帯に対して送ってどのぐらいの返信、戻ってきているかという。現在、これはまだ送っておりませんのでその率はまだ分かっていません。できるだけ簡素に、手続が容易に行えるように今回取り組んでいこうかなと思っております。併せて実施時期についてですが、8月をめどに実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

学校給食費の物価高騰に対する質疑ですけれども、その根拠はという質疑だったと思うんですけれども、根拠のほう为荣養価から見た必要な給食費ということで、現在、小学校の給食費のほうで1人3,900円になっております。中学校が4,500円になっておまして、その給食費から、栄養価から見た場合これぐらいの基準が欲しいという額がありまして、その額が小学校が4,200円、中学校が4,700円ということで、その差額分を生徒の人数に掛けた分を一応今回要望している形になります。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

これは隣近所の市町村を確認したら、やっぱり同じような電力・ガス等価格高騰支援給付金という項目が出てきます。5万円というのが結構あるんですけれども、同じ項目でですね、何でそんなに違うのかという気がしております。それについてもまたもう一度御確認お願いいたします。

それからこれから手続ということでもありますけれども、支給世帯2,422世帯でしたか、本村の世帯数約30%に該当するんですね。かなりの世帯数だと持っておりますので、ぜひここはしっかり確認をして、資料を送ったら返送等の確立も100%戻ってくればいいんです。例えば独り暮らしとか、高齢者で独りとかという形になるとなかなか把握できない部分が出てくるだろうというふうに思っております。そのときに返信がしにくい、返送しにくいということも出てくる。そこを行政としていろいろな、社協とかとタイアップしてぜひその辺も確認して、100%行き渡るようにしていただきたいというふうに思っております。

それから給付の時期が8月をめどにしておりますということではありますが、これも関連して

できるだけ該当する全世帯に給付できるように全力を挙げていただきたいというふうに思っておりますので、それについてもう一度お聞かせをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

大城律也議員の御質疑にお答えします。

3万円じゃなくて5万円という市町村もあるということですが、今回低所得世帯支援枠という枠があってこれが3万円です。それと別に電力・ガス・食料品等高騰価格支援交付金というのがあって、これは別であります。多分5万円というところは、例えば現金は3万円を上げて、残りの2万円については商品券とか、3万円以上あげればいいということになっていますので、例えば2万円を現金で、残り2万円を物価高騰分という組み合わせができるということになっています。ただ、低所得者分に関しては最高3万円ということになっていますので、ほかの市町村はそういうものを活用して5万円ということだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

いろんな知恵を絞って、困窮世帯とかいろいろな世帯にぜひ手を差し伸べていただければというふうに思っています。

先ほどの2点目に行きます。

物価高騰公立学校の給食費補助、300円、200円とあるんですが、今2分の1補助になっていますね。この11か月、この2分の1も補助したらいかがかと思っているんですが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今確かに給食費のほう2分の1補助しておりますまして、材料費とかいろいろなものが高騰している状況ですね。その2分の1からさらに足りないといったらあれなんですけれども、上がった分を補助するようなイメージになっています。以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

2点質疑いたします。

13ページ、2款1項5目12節委託料、先ほど来質疑がありますキャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用検討業務ですね、思いのほか私は早めに着手できてよかったなと思いますけれども、説明ではETC側、そして県道の拡幅工事も含まれるということでありまして、この策定業務に十数年来計画があります。このフルインター化を目指す策定業務の内容になっていくのか。それと県道側はなかなか工事に着手できなくてですね、安谷屋に向けて。村議会も防衛局に陳情したことがあります。何らかのめどが立ったというような情報があったの早めの着手にこぎ着けることができたのか、その辺をお尋ねします。

もう1点、25ページ、5款1項3目1節の政策参与の報酬が計上されております。改めてその政策参与を配置する目的と、この方の経歴、それから勤務体系をお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質疑にお答えします。

13ページ、2款1項5目12節の委託料ですね、キャンプ瑞慶覧地区の素案、業務ですけれども、フルインター化に向けての話なのかということですが、実際村が目指したフルインター化ですけれども、今、日米合同委員会が示して

いる面積とは大分違います。今、防衛ともいろいろやり取りしていますけれども、県道拡幅も含めて村がフルインター化ということをいろいろ話をすると、これが頓挫する可能性もあるということで待ったをかけられている状態です。それで今現在考えているのが、返還がどういうふうになるかということがなかなかありませんので、フルインター化を含めて実際の合同委員会が示している6ヘクタールの部分も含めて、どこで面積が返ってきてもいいような二通りを試行錯誤で素案づくりをしているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

名幸議員の御質疑にお答えします。

25ページ、5款1項3目1節、政策参与報酬ということで今回計上させていただいているものについて御説明いたします。

昨年度まで農林水産課におきまして地域おこし企業人及び地域活性化アドバイザーですね、こういった業務を担っていた方がいらっしたんですけれども、令和5年度からこういった方々がいらっしやらなくなったということで、村長、副村長とも相談いたしまして、特に現在農林水産課で抱えております農業振興区域に関する見直しなども含めた土地利用計画に関しての知見を持たれた方をぜひ募集したいということで、募集させてほしいということで相談してきたところでございます。

これにつきまして、政策参与となられる方につきましてはやはり条件も私どもとしてはありまして、内容としましては北中城村で計画しております農を活かした健康福祉の里づくり事業及び東部などにおける今後行われるであろう開発計画に関する農業振興区域の見直しに関する

助言並びに中城村境付近における両村に通じた共同まちづくりに対する提案できる者と、もう一つが村が計画する事業を進捗させる上で国及び県関係部署との連携を補助するとともに、補助制度等に関する情報収集に通じた者という条件で該当される方をいろいろ当たっているところで、やっと候補者のほうが見つかったというところでございます。

現在、この方の経歴といたしましては、昨年度まで沖縄県庁にお勤めございまして、現在はそちらを退職され、現在は沖縄県の外部組織ですかね、こちらのほうにお勤めになられている方でございます。この方は農林水産系をずっとやられている方でございます。

以上です。

失礼しました。勤務体系としましては、現在先方とも打合せ中ではございますけれども、週1日ということで今お話を進めているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、キャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区跡地利用について再質疑をいたします。

質疑でこのフルインター化は日米合同委員会の計画との関連性が出てくるのでということですが、じゃあそうしますと、その辺の動向がこの策定業務に大きな影響を与えませんか。要するにその国の動向がはっきりしない間、この予算一括交付金が二次募集で使えたということはいいことなんですけれども、先に進まないということになりませんか。それは今説明がありましたけれども、2案、3案、そういうことを進めていって、どちらの方向に向いても計画を進めるような方向で行くという理解でよろしいでしょうか。これだけお願いします。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

返還時期が令和6年度、またそれ以降とあるものですから、返還を待っている準備すると地権者の方に御迷惑をかけますので、村としてはフルインター化であれば残地分があります。この残地をどう生かすのか。また合同委員会により小さい細切れになった場合に、ある程度素案を持っていかないといろいろ企業も含めてですね、この小さな土地をどう活用していくのかも含めてですね、どこに転んでも今で検討しておかないと、返還が決まった後にやると、また10年、20年かかるものですから、今のうちのそういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちなみに、地権者は何名いらっしゃいますか。地権者はこのフルインター化も含めてですね、この地区は前々から、地権者は細切れで返還されたら困るということもあったと思うんですけども、その辺も含めてある意味どっちに転んでもいいということは、村はその地権者を説得するような、多少地権者にとっては不満が残るような返還になる可能性もないと言い切れなと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、地権者の人数は後から報告したいと思っております。

去年ですね、地権者会を一度持ちました。ただ、今地権者会、現状を含めて一応説明はしたんですけど、実際に今呼ぶ地権者というのはフルインター化の地権者ではありません。あくま

で合同委員会が示した面積の中の地権者を呼んで、こういう課題があるということを整理しているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

お願いします。

16ページ、3款1項3目18節、130万円の補助金がありますが、そちらの主な内訳を教えてください。いただきたいと思っております。

そして35ページ、9款2項1目1節、そちらの報酬の減と会計年度任用職員、特に特別支援員や学習支援員、理科観察実験支援員、そういう支援員の方々の減が多く見られます。これは何名の減なのかということ。

そして3点目、38ページ、9款3項1目1節、そちらの中学校の特別支援員のほうです。65万3,000円が減となっております。そちらも何名の方の減なのか教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

16ページ、3款1項3目老人福祉費補助金のシルバー人材センターの補助金の県の補助金でございまして、県から補助交付要綱の中で団体の運営に係る費用ということで幾つか示されておりますので、既に村が補助を出している分と合わせて、その分を上乗せして今年度の予算としてシルバー人材センターで各種事業に充てていただくというふうな形になっております。充てられないものとしては、シルバーとして活動された方々への給与的な報酬等には充てられませんので、あくまで法人の運営の事業に充てる補助ということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

今回35ページの特別支援員の減ですけれども、これは人が減ったから減ということではなくて、その人の経験だったり資格によって給料が変わるものですから、それによる減額となっております。現在特別支援員については島袋小学校で1人まだ採用できていないというのがあるんですけど、人数の減による減額ではありません。あくまでその人の資格だったり経験年数によるものによる減となっております。

38ページになるんですけれども、こちらについても同じような理由となります。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、シルバー人材センターについては主に給与、報酬、そちらの増額というふうに理解しました。合っているよね、運営に充てるということ。これは例えば資機材とかそういったものの購入ということで理解したいと思います。

そして特別支援員、そちらについては経験年数とかそういった方が報酬に見合った額でないということで減額と。人数が減らされるわけではないというのは理解しました。しかし、経験年数が浅い方が今回当たるということで、それによってほかの支援員及び教員の皆さんに負担がかかるんじゃないかなと。今県が進めている働き方改革とかそういったところに逆行していくんじゃないかなと危惧しております。その経験年数浅い方を採用したことによって減なんですけど、それをさらに補填するような形で1人増をしていくという考え方はできなかったかなと。また今回減になったことで、現場の先生方もそのほかの先生方に負担を強いられる。ほかの支

援員の方に負担が強いられることのないように1人増できないか、そのお考えはないかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

経験の浅い人が来ることによって負担が生じないかということで、今島袋小学校で1人足りないというお話はしたんですけれども、募集はあるんですけれども、誰でも採用しているわけではなくてですね、ある程度その人の経験であったりそういったものを勘案して採用をしておりますので、誰でもこれは採用をするとかそういったものではありませんので、多少負担はあるんですけれども、誰でもつけているというわけではありませんので、そういったものはないのかなと考えております。

増額についてはですね、この予算の中で増額できるかは厳しいと考えております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

誰でも採用する、受け入れるというわけではないという説明でしたけれども、例えば現場のほうは、恐らく私が聞いている範囲では猫の手も借りたいぐらいというような状況じゃないかなと。全国的にそういう雰囲気の中で県の教育委員会も働き方改革という、そういう課を新設して頑張っているところです。経験の浅い方でもマンパワーの状況で増やして、仕事を分担して教員、支援員、多くの人間が当たっていった仕事を分担していった、今抱えている仕事の負担軽減を図っていくというやり方が今できること、第一歩かなと思っております。予算の増が厳しいということでしたけれども、誰でもかかれでもという確かにそういうわけにはいきません

が、経験の浅い方もぜひ増やして、採用して、経験値をそこで培ってもらって、経験値を深めながら学校の先生方の負担軽減にも取り組んでいく。そういう考えはできないでしょうか。

予算の増というの厳しいということは今説明がありましたけれども、ここは今、一番に取り組んでいく問題じゃないかなと。学校現場で一番取り組んでいくべき問題じゃないかなとっておりますので、そこは予算の増、子供たちの将来に向けて未来的な投資という考えを持って、そこに予算を充てていくということは検討できないでしょうか。最後にこの1点だけお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

職員の増員については、今年度ではないんですけれども、次年度にスクールサポーターということでいろんな先生たちの業務をこなす人の要望のほうを行っているところであります。

あと、支援員の経験を積ませてということなんですけれども、支援員についてもいろんな研修というのがありまして、その中で児童生徒に対する接し方とか、そういったものも教育しながら取り組んでいるところであります。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私、1点です。

4ページの債務負担行為補正の学校等施設照明設備（LED）のリース料についてですけれども、3,500基、先ほどの質疑の答弁から出てきたんですが、現況の電気代に比べてどれぐらいの節減効果があるかというのと、LEDというのは十数年ぐらい前から新しい技術として出

てきたものだと思うんですね。今とても高寿命になっていると思うんですけれども、今回設置するLEDの寿命の長さというか、それがどれぐらいなのか聞いていいですか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

喜屋武 功議員の質疑にお答えします。

今ですね、この削減ですけれども、65%ほど削減できるシミュレーション結果となっております。LEDの寿命なんですけれども、一応設計の寿命が4万時間となっております、1日12時間点灯した場合で約9年、10時間で11年、これは365日毎日この時間点灯したという考えなんですけれども、夏休みとか点灯しない日もありますので、10か月で計算した場合は1日12時間で約11年、10時間点灯した場合で13年という試算になっております。今のところ10年間はメーカーの保証がつくということで聞いております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第25号 令和5年度北中城村一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第4．議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

質疑ではないんですけども、今回差し替えということでありました。

ここ数年、結構差し替えとかそういった部分で多い現状であります。当局はしっかりとした予算書、補正予算書を出していただきたい。これは議運委員長としての意見でもありますので、よろしくお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長、この件に関して何か答えることはありますか。

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の誤りについては、ちょっと軽率かなと

いう気もいたしましたけれども、なかなか気づかないところがありましたので、こういうミスが出てしまいました。つきましてはこういったミスがないように万全を期して議会のほうには臨みたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第26号 令和5年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第27号 令和5年度北中城
村水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（比嘉義彦）

日程第5. 議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第27号 令和5年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第28号 令和5年度北中城
村下水道事業会計補正予算（第1
号）について

○議長（比嘉義彦）

日程第6. 議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

2ページ、1款1項4目2節の報酬でありますけれども、今回は人事関係の補正ということでもありますけれども、178万1,000円、結構大きい金額じゃないかなというふうに思っています。4ページの資料で、給与費明細書のほうで、報酬ですから会計年度任用職員と、またあと別な委員会があればそのほうの報酬だと思うんですけれども、大体この会計年度任用職員の報酬だと思うんですけれども、この2名、人数は変わらないのになぜこれだけ大きい金額が補正されるのか。この辺をちょっと疑問にありまして、その辺の説明をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

御説明いたします。

報酬ですけれども、会計年度任用職員が全て新年度から新しく入れ替わったことによるものでありまして、その分の経験年数とかそういうのも加味した上でこういう差額となっております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは先ほど比嘉正志議員が、同じ関係ですが、学校の職員だとかこういった技量というか、実務経験とかそういった部分で結構差が出るというふうな感じは受け止められるんですけども、水道職員、下水道職員でこの技術を持っているか持っていないかでこんなに170万円も変わるというのがちょっと疑問にあるので、この経験とか技術というのは水道職員、会計年度任用職員の中でこういった技術が必要なのか。この辺は分かると思うんですけども、どのような技術が必要なのかというのと、この人が技術とか経験、あと資格ですか、その辺を持っていないから抑えられていると思うんですけども、これに対して業務に対して問題がないのか。ちょっと金額的に大きいので、この辺もう一度お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

これについては技術とかそういうものは特に考慮していないんですけども、ただ今までの会計年度任用職員、継続して四、五年とかという経験があったものですから、その分の基本給とかその辺に差額が出てですね、今回全て多くの未経験者が入ってきたものですから、その分の差額ということになっています。

○議長（比嘉義彦）

ほかには質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第28号 令和5年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事（R5）契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私も商工会に長年お世話になったので気になっておりますが、今度の指名業者が11者ありまして、その中で我が村内の業者が1者だということで、あまりにも少ないんじゃないかなと。前村政はほとんど村外業者を利用していた、そういった傾向にありましたけれども、今度の村政においては村内業者を利用することが多いので、非常に商工会としても喜んでおりました。

そういった中で今回、また村内業者が1者の指名だったので気になりますが、そのあたりの説明があれば助かります。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず今回の指名に当たってその資格要件はどういったものが求められるのかということだと思いますと、まず工事規模が5,000万円以上ということで村の規定に沿った場合に、原則Aランクの事業者がその対象になります。さらに今回の工事、これは渡口川の中で作業が行われるということで、どうしても水の切り替え、これが重要なポイントになってきます。これの取扱いを間違えますと氾濫とか災害につながる重大な事故であるというところで、そういった経験を有する業者を選定しております。その中では村の商工会メンバー、先ほど村内1者しかいないとおっしゃっているんですけども、商工会メンバーは数者入っているという状況で、さらにそこは優先的に活用させていただいているというところです。さらにできるだけその近傍の事業者ということで村から近いところの事業者をその中で選んだという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ということは、村内にはAランクの業者が少ないということ1点と。それから技術的にも非常に技術を要するような工事だということで、それで村内業者が少なかったということの理解でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

議員御理解のとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは北中城高校の通学路になっていると思うんですけども、朝の通行止めとかも発生するのかお聞きしたいです。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

資料の中に平面図も添付をさせていただいておりますけれども、少し分かりにくいかもしれませんが、今回の工事区間の背後に今畑がございまして、そこを工事期間中は仮設の道路として使用できるように手配をしております。そのため子供たち、通学の支障にはならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

十分、安全には配慮して工事していただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事(R5)契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。議案第29号 村道北中城高校127号線道路護岸整備工事(R5)契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時39分 散会

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日						
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月13日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦	
	散 会	令和5年6月13日 午後2時53分			議 長	比 嘉 義 彦	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太		出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春		出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟		出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志		出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美		出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功		出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉		出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員			山 田 晴 憲			
	1 番 議 員			川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也			
	議 事 係 長			仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則		教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁		教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦		生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一		建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二		健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹					
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二					
議 事 日 程	別 紙 の と お り						

議事日程第3号

令和5年6月13日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 村の防災対策について 2. 子ども会活性化について
2	上 間 堅 治	1. 幼稚園の安全対策とバス運行委託業務について 2. 島袋区内スクールゾーンの看板について 3. 人事評価について
3	大 城 律 也	1. 公民館に求められる役割と行政が目指す地域社会像について 2. 中城村及び北中城村における共同のまちづくり構想について 3. 芸術性豊かで文化の薫まちづくりについて
4	比 嘉 義 弘	1. 歴史民俗資料館の設立 2. 村営団地の建設の考えは 3. 農を活かした健康福祉の里づくりとしおさい市場について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を2点行います。

1点目は、村の防災対策についてです。

令和5年度施政方針の「まちづくりの6つの目標」に示されている、4 ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくり（4）地域防災力の向上の中に、大規模災害に備え、非常食等の備蓄品や資機材の充実に取り組んでまいります。とあります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1．今年度、どのような備蓄品と資機材の充実を図るのか。

2．これまで、どれぐらいの備蓄品を備え、どのような資機材を備えているのか。

3．昨年、令和4年第8回定例会の一般質問の中で、各自主防災会の連携強化を図るための連絡協議会等の発足を提案しましたが、その後の進捗状況は。

2点目は、子ども会活性化についてです。

子供たちにとって、地域の自治会は、身近な地域社会であり、そこでの集団行動や活動を通して先輩後輩、育成者との関係が築かれ、社会生活の基本を学ぶことができます。

現代は、地域のつながりの希薄化が叫ばれる中、地域での体験・経験は非常に貴重で重要なことだと考える。そこで、次の点についてお伺

いたします。

1．村は子ども会活動にどのような支援を行っているのか。

2．現在、何団体の子ども会が活動しているのか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の村の防災対策と2番目の子ども会活性化についてですけれども、2番目につきましては、教育長のほうから答弁をさせます。

では、村の防災対策について。まず、1番目の今年度どのような備蓄品と資機材の充実を図るのかということでございます。今年度は、生理用品の購入を予定しています。また、今のところ備品及び資機材の整備の予定はございません。

2番目のこれまでどれぐらいの備蓄品を備え、どのような資機材を備えているかということですが、主だった備蓄品ですが、非常食1万370食、水9,220本（500ml）、生理用品443枚、紙おむつ（小児、大人）1,648枚、毛布970枚、敷マット930枚です。また資機材につきましては、発電機18台、仮設トイレ30基、トイレ用テント6張、照明器具20基、簡易ベッド440台となっており、その他のものとしてトイレトペーパーや哺乳瓶、ウエットティッシュ等の消耗品も備蓄してございます。

3番目につきましては、自主防災組織の連絡協議会等の発足についてですけれども、提案頂いた協議会等の発足に関しましては、その後、3月及び5月15日の自治会長会の中で各自主防災会の連携や情報交換のできる体制を構築できないかとお話しさせていただきました。現時点で何かしらの組織が立ち上がってはいませんが、

新たに自主防災組織を立ち上げる自治会もあるようですので引き続き発足に向け取り組んでいきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私から比嘉 悟議員の2番目の御質問、子ども会の活性化についての1点目、子ども会活動にどのような支援を行っているのかについてお答えいたします。

子ども会の活動支援としては、子ども会育成会連絡協議会への補助金といたして、93万9,900円を計上し、そのうち31万円を各字子ども会が参加するイベント等におけるレクリエーション保険の支援として支出しております。

2点目の活動団体についてでございますが、現在、子ども会は渡口自治会を除く13自治会が活動しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは村の防災対策から再質問いたします。

今年度は、生理用品の購入を予定しているようですが、生理用品も少しずつではありますが、平成30年から備蓄しているようです。メーカー推奨期限が迫っているものはありませんか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

メーカー推奨期限はやっぱり定められております。間近になっているものも実際、初期に整備したものとございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

あるのでしたら、小中学校へ配布していただ

きたい。ぎりぎりのものではなくて、ある程度安心して使用できるように。期限が残っているものを配布してほしいなと思っています。施政方針では、非常食等の備蓄品や資機材の充実に取り組んでまいりますとありますが、答弁では備品及び資機材の整備の予定はないと、村長の施政方針ですが、これでよろしいですか村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

今のところ資機材の購入についてはございませんけれども、今後また資機材等の需要を併せて、それがあればそれを満たしていくように予算措置等も含めて検討します。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

非常食が1万370食、水9,220本等の備蓄品が保管されている場所はどこにありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在、備蓄倉庫が4基ありまして、恐らくその中の2基の中に水、非常食等保管させてございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この4基の備蓄倉庫は1か所に集められているのか。それとも分散されているのか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

備蓄倉庫は4か所ございまして、まず最初に喜舎場にごございます防災広場の横に設置されています1か所、中央公民館駐車場にあります1か所、そして中学校の敷地内にあります1か所、

役場別館前の駐車場に1か所整備してございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

本村では災害備蓄事業を開始したのが平成30年度、今年度で5年が経過します。これまでそろえた備蓄品の中で賞味期限が迫っているものはありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

賞味期限に限定するのであれば、直近に期限が迫っているものはまだございません。あと2年ぐらいは余裕があると思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これらは一覧表とかで管理しているんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

当時ですね、整備事業として納品していただいた物品の一覧表がございますので、それをもって記録してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

資機材が保管されている場所はこの備蓄品と同様でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

同じように資機材は資機材で倉庫にございます。特に発電機などは中央公民館のほうに備蓄

されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

この資機材の点検等は定期的に行っていますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

資機材が整備されたのが昨年と一昨年です。昨年は納品後、実際にガス燃料を入れてエンジンを動かして、照明などもつくかどうか確認してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

発電機等の資機材は使い方ですね、総務課の担当者だけが知っているのか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

取扱いに関しましては、一般に講習とかをやっておりますので、現時点では総務課の担当が運転できるような仕組みになってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

うちの自治会でも年1回防災訓練を実施して資機材等の点検を兼ね、使用して使い方の確認を行っております。組み立て方や使い方、1年ぶりなので少し忘れているところもあるんですね。やはり繰り返し繰り返し訓練することの大切さを実感します。

以前提案した、各自主防災組織の連携強化を図るための連絡協議会等の発足は少し前進なの

か、ぜひ早めに立ち上がるよう村が積極的に先導していただきたい。

北中城村地域防災計画の中の防災対策の基本方針で、災害対策の実施に当たっては防災関係機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に綿密な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や地域防災力向上のために自主防災組織や地域の事業所等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策を取るものとあります。立ち上げには御苦勞をおかけするかもしれません。しかし、ゆくゆくは何か災害等があった場合村を助ける組織になるはずで、村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

社会教育団体もそうなんですけれども、いろんな組織においてその辺のことは連絡協議会等の組織編成というのは重要だと思います。今後、この自主防災組織の連絡協議会と前向きに検討してまいりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ前向きにお願いいたします。

これらを含めて村の防災訓練を再度提案します。村が備蓄している非常食、水等を防災訓練を通して試食または配布、消費した分を補充しローリングストックする。賞味期限が切れたからといって処分なんて今の時代絶対にあり得ません。SDGsの目標ナンバー12、つくる責任、つかう責任です。食品ロスを避けるため備蓄品をローリングストックするためにも防災訓練が必要だと思いますが、村長どうお考えか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のとおり利活用をしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

災害はもちろんないにこしたことはないんです。もしものときのための訓練です。それを通して災害や減災に対する意識をさせることが重要だと思います。これは私たちだけじゃなくて、私たちの子供、その下の世代につなげていくための提案です。ぜひ前向きに進めていただきたい。

ここ数か月、全国各地で頻りに地震が起きています。一昨日の日曜日にも、おとといですね、北海道で震度5弱、沖縄本島地方でも4月27日から5月1日にかけて震度1以上の地震が9回起きています。質問しなさいと言われていたようで今回取り上げております。6月11日には与那国町で震度1の地震がありましたが、5月23日以降、沖縄本島付近での地震は起きていません。しかし地震はいつ起きても不思議ではありません。そのためにも備えが大事だと思います。5月2日の琉球新報にも「県内地震相次ぐ」と新聞記事になっています。その中で日頃から防災グッズや避難場所を確認してほしい。大地震では携帯電話が通じにくくなるのが想定される。その場合に家族の安否をどう確認するか。どこに集まるかなどあらかじめ決めていたほうがいい。また、本棚など倒れやすいものは突っ張り棒を使い、棚の間に段ボールを挟んでおくのもよい。大地震では水や簡易トイレの準備のほか1週間程度の食料を自宅や車に置いておくのも勧める。津波は早ければ20分程度で到達する可能性がある。高い場所も確認してほしいと記事にあります。

まず、家周りの備えから周知するために月1回発行している村の広報紙に防災コーナーを設

けてはどうかと提案します。大地震では固定されていない家具類が転倒し、部屋中に散乱します。重い家具が胸部を圧迫すると呼吸できなくなり、窒息死するおそれがある。東京消防庁が2003年から2016年に起きた大きな地震における負傷者の負傷原因を調査した結果、負傷者の30から50%が家具類の転倒、落下によるものだったと明らかになっています。北中城村地域防災計画の中の防災対策の基本方針で、防災対策は災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視とあります。命を守るだけでなく、けがをしないためにも家具類の転倒、落下、移動防止対策や家族の安否確認方法、水や食料備蓄品の紹介等々を村民が安全、安心して生活するためにも広報紙で村民へ啓蒙啓発することは村の責務だと思うが、村長の見解をお伺いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

広報の手法として村の広報紙に掲載するのも一つの手段かと思います。また別の手段等も考えられますので、その点について総務課長のほうから答弁させます。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、悟議員がおっしゃっていた内容は確かに実際そうしたものを1冊のパンフレットとして各世帯にお配りしています。これの中に、今悟議員がおっしゃっていたことを全て網羅していますので、逆にそれを改めてまた配布するという形のほうがいいのかなと思います。いざ、地震、災害とかが起こったときに広報紙のある部分に目を向けるよりも、その冊子1冊持っていればどういったもの、常にそれを目につくところに置いていて、確認できるようなそういった

お知らせのほうがいいのかなと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ぜひ、1冊あったらいいんですけれども、多分どこにあったかなという世帯も多いと思いますので、月1回発行される広報紙で見て、「こんなこともあったな」、まず最初に「村が配った広報紙は、あなたのお宅のどこにありますか」ぐらいの、それから周知、本当に分からせないといけないと思います。あるのは分かっているけども、興味がある人は開けるんですけども、何も興味がない。いざというときにどこへ行ったかというよりは、日頃から月1回ですね、ホームページなり、今LINEでもやっていますけれども、そういったもので、常に常に意識させるほうが。1回配ったから終わりじゃなくて、多分ないかもしれないので、その記事でもいいので、ぜひ広報紙に載せていただきたいと思います。

今回の6月議会の補正にも出ているように、各自治会はコミュニティー助成事業補助金、宝くじ助成金を活用し自治会の備品や自主防災組織の資機材の充実に取り組んでいます。ありがたいことに特定財源で一般財源でもありません。村もこういった助成事業を活用して、村の防災資機材の充実に取り組んでいただきたい。ちなみに村の資機材はコミュニティー助成事業でそろえたものでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村の資機材は、まず平成30年に一括交付金事業でそろえたものです。令和元年の観光防災強化事業、令和2年におきましても観光防災強化事業、令和2年に感染症に対応した防災備蓄整備事業、令和3年度が観光防災事業、そういつ

たもので補助金を活用して整備してございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

コミュニティー助成事業ですね、次年度は多分これからだと思うんですよね。ぜひ村も防災資機材の充実に取り組んでいただきたい。今必要だと思うのはジャッキとか、季節に合わせた夏場だったら扇風機、冬場だったら暖房器具等、多分今ないみたいなのでそういったものをそろえていただきたいと思います。村長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

助成事業が当たるかどうか分かりませんが、当たるように申請をしていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

防災に関しては以上です。

続きまして、子ども会の活性化について再質問いたします。

まずは、村内では渡口を除く13自治会で子ども会が活動しているようでほっとしております。渡口子ども会は、屋良朝春議員が再発足してくれることを期待します。子ども会への活動支援として、子ども会育成連絡協議会へ補助金を計上し、そのうちの31万円を各字子供が参加するイベント等の保険料を支援しているとあります。ありがたいことです。

しかし、現在は子ども会加入率が年々減少しているとお聞きしました。子供は宝です。自治会行事でも子ども会が参加すると、その保護者やおじいちゃん、おばあちゃんも参加し大いに盛り上がります。私が思う地域のつながりの希薄化は子ども会会員の減少が要因ではないかと最近つくづく感じます。私も子供の頃、もう35

年以上前のことですが、公民館でのラジオ体操、学事奨励会や盆踊り、観光バスに乗っていった海水浴、石川市や玉城村の少年自然の家に宿泊に行ったことなど、子ども会活動で経験したことを今でも覚えています。子供にとって地域での活動の思いではかけがえがないものだと思います。約10年ほど前まで、ゴールデンウイークが過ぎが5月上旬に子供ドッジボール大会がありました。その頃は4月に入ると、ドッジボール大会に出たいから子ども会に入会したいという問合せが数多く公民館に寄せられました。当時はそのおかげでドッジボール大会に向け練習を行い、そこで子供たちの名前を覚えることができました。会員も七、八十名はいたかと。しかし現在は、うちの地域ですけれども20名もないそうです。先月ですね、5月28日日曜日に県総レクドームで村子連主催のドッジボール大会があり見学に行きました。村スポーツ推進委員の協力もあり、子供たちが元気いっぱい楽しそうに大会に参加していました。しかし、参加していない子ども会や人数が少ない子ども会もあり、やはり減少傾向かなと。村内の子供たちが全員参加できればもっと盛り上がるだろうなと感じました。毎朝、交通安全立哨を通して、この子供たちはそういった子ども会活動に参加しているかなとふと考えることがあります。そこで提案です。

村が子ども会会費の補助を行ってはどうか。現在、各字子ども会は各世帯から会費を徴収して活動を行っていると思います。親御さん次第では子ども会会費を払えず加入しない家庭もあるかと思えます。そこで村がその分を持てば子供は無条件で子ども会に加入できる仕組みです。子供が楽しそうに活動していればおのずと親も関わってくる。そこで保護者同士の関係も築かれます。最近では村内の青年会も人手不足のようです。それも今後子ども会活動を通して先輩、後輩の経験、体験が青年会活動につながり、保

護者の皆さんは婦人会へ、現在は女性会ですか。お父さんは壮年会へ。その流れでゆくゆくは老人会までつながっていくものと思います。誰も最初は知らない人ばかりのところ飛び込んで行きにくい。しかし、子ども会活動を通して顔の見る関係を築いていけば自治会加入にも波及、防災の観点からも今後につながっていくと思いませんか、村長。村が子ども会会費補助、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的にいろんな組織がございまして、その組織を運営するにはある意味では会費を徴することが非常に意味が高いものがあります。会費を取る意味はあります。会費をまた徴しないということは、その意味をまったくじくことになりまので、ある意味では私は会費を徴したほうがいいと思います。ただ、会費の値段とかそれはまた自治会それぞれで決めていいじゃないですか。そしてまた、今村からの自治会への交付金がございまして。それからまた負担してもいいと思います。ただ、個人個人に会費の負担感があるというのであれば、それぞれの子ども会で会費を提言するとかそういったことは可能だと思いますので、村として会費のために補助をするということについては今のところ考えておりません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それでは多分今までの子ども会活動は変わらないと思います。村の姿勢で、うちの村の子供は加入ですという姿勢があれば、子供たちは入りやすいかなと思っての提案でございました。ランドセルメーカーの動画を御覧になったことがありますか。入学前の親子7組がランドセルを選びに来て、子供たちが選んでいるところを

親は別室のモニターで見守っています。うちの子はピンクが好きだからピンクを選ぶはず。うちの子はみんなに合わせて黒かなといった感じで、おおむね親が予想していたランドセルを子供は選んで持ってきます。しかしですね、実は子供たちが選んだのは自分の使いたいランドセルではなかったんです。選んだのは保護者が選んでほしいと思うランドセル。次に本当に使いたいランドセルを選んでもらうと先ほどとは違う色。この動画を見てですね、子供たちは親が望むものをよく見ていると。知らず知らずに親に配慮しているという意見に同感をしています。子供たちは親が子ども会に入ってほしくないと思っていたら、いいよと言って、行かないと思います。だからそこは村が主導して北中城村の子は全て子ども会加入に持っていてもいいかなと思うんですけれども、事務局に取り寄せていただいた第2期北中城村子ども・子育て支援事業計画です。第1章、計画策定の概要の中に抜粋しますが、子ども・子育て支援新制度は、子供と子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえながら、子供の最善の利益を追求するために様々な施策を講じることを理念としています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子供の養育力の低下も見られます。

しかし、北中城村においては他市町村と比べ、祖父母が身近に暮らしていたり、地域のつながりもまだ残る状況にあります。北中城村が子供の健やかな育ちと安全、安心な子育てできる環境となることを目指し、本計画を策定していますとあります。計画の基本的な考え方、基本理念は子供が家庭や地域から愛され、健やかに育つ村北中城とあります。

しかし、中には地域の子ども会活動は見受けられないです。これも村長の施政方針の中に大

項目4、ゆいまーる（相互扶助）で築く安全・安心な地域づくりの（1）児童福祉・子育て支援の充実に、次世代を担う子ども達への支援を充実させるべく、第3期北中城村子ども・子育て支援事業計画の策定に向け今年度はニーズ調査を実施してまいりますとあります。子育て家庭の実態を把握するための調査だと思っております。ぜひ子ども会活動にも目を向けて、この第3期北中城村子ども・子育て支援計画に盛り込んでいただきたいと思います。村長どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の地域計画については、福祉の側面からの捉え方でございます。そしてまた生涯学習振興計画のほうでもまた教育委員会生涯学習課のほうで子ども会等に関する施策が盛り込まれておりますので、その点についてはまず一つは、児童福祉の面からの考え方、もう一つは生涯学習課の事業としての考え方がございますので、これは教育委員会のほうから回答をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉 悟議員のただいまの御質問にお答えします。

確かに子ども会、特に育成会の活動が弱まったことによってなのか、子供たちの加入率も下がっていて、育成会の活動もちょっと低迷しているのかなとは思っております。ただ、やはり行政としても何らかの手だては打たないといけないとは思っておりますけれども、やはり特効薬と申しますか、すぐに効果が出る、明日、あさって、来年というような感じで効果が出るものとは思っておりませんので、地道にこつこつサポートできればいいかなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

子供のことなのでこつこつ、その子たちが育って村を支える人材になったりしていくと思いますので、子供の頃から支援していただきたいと思っております。

最後に、村内子供育成会の連携と子ども会活動の充実に図り、子ども会育成に寄与することを目的としている北中城村子ども会育成連絡協議会、村子連の皆様が次年度も年度明け早々にドッジボール大会か子供たちが参加できるイベントを開催していただきたい。多分子ども育成が今弱まっているというのが多分、部活動との関係かなともあります。いろんな部活がありますので、できましたら各部活への協力もお願いして、年度初めあたりにできるだけ多くの子供たちが参加できるイベントを希望します。教育長いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

悟議員から冒頭にお話がありましたように、子供時代の経験というのはこれから成長していく、本当に財産になります。私も悟議員がお話していた子供時代にそういう経験を強く感じました。ですから子ども会の育成がこれから村の人材になっていくという視点から、また村子連とも連携しながら、やはり年度初めに事業を打って、そしてある意味で言うと子ども会への参加、加入への促進の意図もというふうに捉えて、連携して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

多分、新年度になると学年も変わって大会とかないう時期じゃないかなと私からすると

おります。だからなるべく早い時期に新年度に入って、新しいクラスになったときぐらいから、クラスにもチラシを配って、この日はスポーツイベントやるからみんなおいで、そのときはまた各部活動、スポーツクラブに協力をお願いしてここに参加させてということでもっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

一般質問を続けます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは通告に従い、一般質問を続けたいと思います。

まず第1点目に、幼稚園の安全対策とバス運行委託業務について。

（1）幼稚園の不審者対策について、前回の質問で重大な欠陥があると判明しました。新年度にあたりどのように改善したのか伺います。

（2）幼稚園バス運行委託業務について関係団体へ聞き取り調査を行いました。その中で問題点があることが判明しましたがこれまでどおり9月実施の考えか。また、「現在安全運行管理」、すみません、こちら訂正してください。

「現在安全運転管理」ですね。安全運転管理者は誰が行っているのか伺います。

2番目の質問です。島袋区内スクールゾーンの看板について。

（1）前回質問いたしました島袋区内のスクールゾーンの看板の対応に対して、過去の一般質問で担当課長は関係団体と相談するとの回答であったが、どのように対応するのか伺います。

3番目に、人事評価について。

（1）こちらのほうも前回質問を行ったところです。人事評価の公表はどのような取扱いになったのか伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、上間議員の御質問にお答えいたします。

1番目の幼稚園の安全対策とバス運行委託業務につきましては、教育委員会のほうから回答をいたします。

私のほうからは、2番目の島袋区内のスクールゾーンの看板についてです。

令和4年7月に北中城村交通安全推進協議会へ教育委員会より劣化したスクールゾーン表示板の修繕要望があり、北中城小学校周辺の劣化した表示板について改修を行っています。また、島袋地内で確認された劣化した表示板については、設置時期が昭和59年3月であり、当時の沖縄市立島袋小学校を対象としたスクールゾーンの表示板であると考えられるため改修等はありません。

次の人事評価についてですけれども、前回御指摘をいただいた北中城村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく公表につきましては、5月末に村のホームページにて公表しております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

上間堅治議員の1点目の幼稚園の安全対策とバス運行委託業務についてお答えいたします。

幼稚園の不審者対策についてでございますが、コロナ禍においてビデオ学習等でございました避難訓練につきましては、6月に実際に避難を行いながら実施する予定となっております。また、女性でも使える催涙スプレーを配備し、通報ボタンを押すだけで非常事態を自動的に110番へ緊急通報する非常通報装置の導入の検討を行ってまいります。

次に2点目の幼稚園バス運行委託業務につい

てでございますが、予定どおりに9月からの実施を考えております。安全運転管理については不十分な状況にあり、安全運転管理については実施できていない状況でございます。業務委託を行い安心して運行を行える方向へ改善を図って行きたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは1番目のほうから順次質問いたします。

まず、幼稚園の安全対策ですけれども、対策として今回2つ上げられていますけれども、これで十分なのかなというふうに非常に疑問があります。どれだけやるかにしても、どこまでやってもいいということではないと思うんですけれども、ただ催涙スプレーというふうに1番目に持ってきていますけれども、これは至近距離での使用に関しては効果があると思うんですけれども、どういった状況を想定してこの催涙スプレーを置くという考えを持ったのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

今ですね、上間堅治議員の質問にお答えします。

文部科学省の危機管理マニュアル等の評価見直しのガイドラインの中でですね、不審者対応の留意事項というのがありまして、その中で防御と呼ばれているんですけれども、防御については不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒に近づけずに警察の到着を待つことや手を伸ばしても届かないように相手との距離を保つなど書かれておりまして、あくまで犯人を取り押さえるといった目的ではなくて、犯人と距離を取りながら警察であったり応援を待つということ

で、一応それを導入しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。この文科省の通達というか、そういった指示があつてということでもありますけれども、もう1点質問してから全体的なことに入ってきてきたいと思います。

もう1点目の緊急通報システム導入検討ということですが、これはいつ頃設置する予定なのか。確実に予定しているのか。また、その予定時期が分かればお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

非常用呼び出しの導入についてはですね、なるべく早い時期に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

なるべく早い時期、ぜひ早めにやっていただきたいというふうに、こちらのほうもよろしくお願いします。

それと6月に入って、これからやるのかな、この訓練というのは。そうなった場合にいろいろ問題点が出てくると思います。今回初めてなのかどうかは分かりませんが、1回、2回、3回やるごとにどんどん問題点が出てくると思います。私のほうの認識としても、今までは取り押さえるといったのが初動の在り方なのか。抑えてやっていくのが在り方なのかなというふうに考えながらやっていたんですけれども、現在、そういう考えは国のほうからは来ていないということで、また考え方を変えながら今まで

どおりやってきたことを、またやりながら変えるという形になると思いますので、ぜひ1回だけでなく二、三回やりながら、検証もしながらしっかりやっていただきたい。

その中で前回も言ったように、幼稚園の中には女性しかいないんですね、大人は。女性しかいない中でどのように考えているのか、この避難をですね。前回話したときには、バスの運転手の話もしたんですけれども、そのバスの運転手は不審者対策のほうにはやってくれという話はしていない。幼稚園が勝手にやっていた、話し出したことだという話もしていました。今年度の事業計画を見てもバスの運転手が入っているんですね。これはどのように検討というか、話をされて、こういった形で今年度もやっているのか。その辺、何か協議事項があればお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

昨年度まで幼稚園のほうの危機対応マニュアルのほうにはですね、一応体系的に不審者等の対応に、幼稚園バスの運転手等も含まれていましたけれども、今年度はこの体系的なものも外して、一応警察へ通報し、バス運転手へ不審者の対応の要請をするというふうに一応書かれております。ここら辺を、幼稚園の運転手については送迎等もあるものですから、必ず幼稚園にいるわけでもありませんので、このバスの運転手にも頼らない方法でということで、一応訪問の際にその分助言をしております。

女性の職員しかいないということですが、近隣のほうに小学校であったり役場の公共施設が周りにありますので、その不審者がそういった施設に行く可能性もありますので、そこら辺と連携を図りながら不審者対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

バスの運転手の対応ということですが、いないときもあるから話をしていない。ただのつけているだけだよということじゃあおかしいんじゃないか。じゃあいるときはやらないといけないんですね、待機しているときには。この辺をしっかりとバスの乗務員、運転手の方と相談しながらちゃんとやるべきじゃないかなというふうには私は思っています。

なぜそう言うかという、今近隣の公共施設、小学校もあるよという話でしたけれども、先ほどから言っているように初動が大切なんですね。じゃあ小学校から男性の教諭の方が連絡して駆けつけるまでにどのくらいの時間があるのか。その辺のところもしっかり調査しながら、今回の訓練で、多分幼稚園だけと考えると、今の発言だとしっかりと小学校とも、近隣の公共施設と言ったら、多分役場のほうかなと思うんですけれども、そこからどのくらいで来られるかというのも検討しながらやっていかないと。先ほどから言っているように初動体制が一番大切です。それを怠ると被害も多くなる。その辺のほうをしっかりと考えていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いたします。

続いて、私の通告書のほうで書き違いがあって、答弁の中に入っていないのかなと思うんですけれども、北中城村は沖縄署において安全運転管理事業所となっています。沖縄署のホームページの中でも北中城村役場が登録されています。北中城村で安全運転管理者はどなたが行っているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私が安全運転管理者になっていると思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そういうことは課長が幼稚園の安全運転管理もしないといけないということになっていますけれども、そういう認識はありますか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

教育委員会は安全運転管理者は別に設けないといけないはずだと思いますが。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ですから、警察署の中には北中城村教育委員会というふうな事業所にはなっていないんですよ。北中城村役場というふうになっていて1個だけなんですよね。ほかの自治体はもちろん役場と、役場なり教育委員会なりという形で分けて登録されています。北中城村だけ北中城村役場というふうに1か所しか事業所は選定されていないんです。ですから課長がやるべきなんですけれども、その辺の認識はあるかということです。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。その認識はございませんでした。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そこから多分間違っているんじゃないかなと思っています、話のほう。教育委員会はできない。もちろん課長が教育委員会まで来てやることもできない。本来ならば、安全運転管理者代理職務者という形で数名置けるはずなんです

けれども、そういったこともやっていない。そういったこともやっていない中で皆さんは安全運転管理ができないできないとずっと言っているんですよ。そのやり方自体も分からないのに、委託のほうが楽だから委託にさせましょう。そういう考えおかしくないですか村長。この辺をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

上間議員の質問にお答えします。

以前、私が教育総務課長だったときに、11月頃、運転管理講習に入っておりまして、講習の資格というかそういったものも受けております。教育委員会としても安全運転管理者として存在しているということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

繰り返しますけれども、教育委員会も安全運転管理事業所として登録しているのか。そういったこともやらないと、届出しないと安全運転管理者としての仕事ができないんですよ。それをやっているかやっていないかが問題。それはどういうふうになっていますか。

○議長（比嘉義彦）

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

私が運行管理の講習を受ける際に、それまでの経緯は分からないんですが、島袋自治会のバスの所有者、そして幼稚園のバスの所有者として、自治会名に私が管理者として講習を受けて

いました。前回受けた際に名前の変更を行っていますので、その変更名で、教育委員会として登録されていると思いますが、沖縄警察署のホームページに載っていないのは、理由は聞いていないので分かりませんが、載っていると思います。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この沖縄県警察のホームページでは、令和4年何月かちょっと忘れたんですけども、令和4年の掲載でした。令和4年何月現在という形ですね。今年度ではなかったというのは確かです。多分もしかしたら時間的なずれがあるかもしれないんですけども、私が問題にしているのはそれもあるんですけども、じゃあこの安全運転管理者は今しっかり記録を取らないといけない。アルコールのチェックとか、そういった記録を取らないといけない。そういった作業もやっているのか。その辺はどうなっていますか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間議員の質問にお答えします。

現在のところ自動車の安全運転に必要な一部の業務ですね、先ほど言われたアルコールのチェックをしての記録であったりとか、そういったものは行われていない状況です。ですが、通学バスの始業前の点検であったり運行日誌の記録等については、運転手のほうにより毎日行われております。今後はそういった状況を改善するためにも業務委託を行い、改善を図っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今までは幼稚園バスをお話ししたんですけれ

ども、中学校バスもちょっと問題があつてですね、私沖縄署に聞き取りを行ったところ、届出するときの事業所は北中城村がやらないといけません。名前は。誰がやるかというのはもちろん北中城村が指名しないといけません。現在委託されていますけれども、多分ここはこの委託した方がやっているというふうに捉えます。この辺はどういうふうな形で中学校バスはこの届出を行っているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

業務委託のほうを現在しておりますが、その届出を役場がやらないという認識がなくでですね、そこら辺の届出を役場がやらないということであれば、早急に改善して届出を行いたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そこで私が問題にしたいのは、この法律は道路交通法といいます。その中で令和4年の10月かな、その前にもあつたんですけども、改正されまして罰金刑が50万円というふうになっているんです。今、両方で、多分幼稚園のバスの安全運転管理に対して記録を残していない。アルコールチェックはまだまだという話ですけども、顔を見てアルコールを飲んでるか飲んでいないかという判断とか、そういったチェックは義務づけになっています。そういったものを1年間残さないといけないという法律になっ

ています。それをやっていない。また、中学校バスに関しては届出の不備、これはもしかしたら専任義務違反に当たる可能性も出てきます。2つ、今法令上問題があるということで指摘させてもらいます。それをしっかり改善できるようによろしく願いいたします。

それからまた幼稚園バスのところで行きますけれども、9月からスタートするという考えでしたけれども、先ほどから言っているように、安全運転管理が皆さん問題だ、できないんだというふうに話しているんですけども、結局は安全運転管理は村自体がやらなくてもいいという話なんですよ。今実際タイヤチェックとか車両に対してのチェックをするのは乗務員、運転手がやっていると思うんですよ。それを乗務員にお願いして安全運転管理、資格は取れるので簡単に、要件は満たしているの。それをやりながら予算も抑えられて安全管理もできる。ましてや幼稚園の危機対策にも参加してもらえ。何も悪いことはないと思いますよ。村長どうお考えなのか。それをできるのにわざわざ高いお金で委託してやるのか。それをどう思われるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、教育委員会が判断したのは、総合的に考え、検討しての委託だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

その中で、だから総合的な中で少しミスがあるんじゃないかという話なんですよ。その考えは考えでいいとしても、じゃあもっとほかの考えはなかったのか。全部委託に行かせるような、中学校バスを簡単に委託して、役場の業務も大分減ったという私も認識あります。だからそんな感じで簡単に委託してやればいいんじゃない

かという話ならちょっとおかしい話じゃないかな。そういった前々から村長は安い金額で最大限の効果をもたらすという話をしています。そういうことじゃないのかなというふうに思っていますけれども、この辺はどういうふうに考えますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これは経費の節減というだけではなくて、いろんな安全面の問題もあるし、またサービスの向上、そういった面も含めてトータル的に考えてそういう判断をしたということを知っていますので、私はそのようにしていいかと思いません。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それじゃあ教育委員会のほうにお尋ねします。

サービスの向上、安全の面、今私が話ししました、バスの運転手の方にも話をしました。これできるだろうと聞いたら、大丈夫、できる、この安全運転管理。自分なんかでできる。もちろんずっとやっていることだから。もちろん子供たちの不審者対策も問題ないよ、できますよ、今までやっていることだから。そういうふうに言っているんですけども、何が問題なのか。ここで安全に運行ができないというのは。この管理が職員ができないから、もちろん大変だから。職員が朝7時かな、早い便であるので、そこに7時から職員が来るのは大変だからという話ですけども、私が提案するのは運転手もできますよということです。運転手はできないという話ではないです、法律では。それもできるのに運転手もやっていいよと言っているのに、なぜなのか。その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

安全、安心のほうもあるんですけども、現在ですね、運転手の方が休まれる場合は運転手の知り合いであったり、副園長のほうが代わりの運転手を探したりとかお願いして運転手を確保している状況であります。今後、観光事業が高まっていったら運転手の不足が懸念されて、運転手が見つからないということもあるのかなということで、そこら辺も含めて委託することによって運転手の確保と定時運行を行っていくために委託のほうを考えているということです。

以上になります。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今日また新しく理由が出てきて、またこれから練り直さないといけないのかなと。もうちょっと始めでしっかり言ってくれたらよかったなと思ってるんですけども、運転手の確保と言っていますけれども、観光事業と絡めて言っています。幼稚園バスを運転するのは観光事業とは関係ないですよ。一種持っていればいいんですよ。二種と一種、大型とありますけれども、一種で事足りることなんですよ、お金取らないから。一種持っている方というのは結構いると思うんですけども。そういった部分もしっかり考えてやっているのか。ただバスの運転手が足りない、バスの運転手が足りない。もちろんバスの運転手は足りなくなりますよ。その中で一種か二種かというのもしっかり分けて考えないといけないと思うんですけども、この辺は検討されているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

今のところですね、一種とか二種とかじゃな

くて、全体的にバスの運転手が今後足りなくなることかなということで考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

そういった考え、安易にただバスの運転手だけという考えだからまたおかしくなるという話なんですよ。やりやすいように、もちろんそうですよ、やりやすいようにやったほうがいいですけれども、首切られる、首切られると言ったら失礼ですけども、そういった方もいる。その中でそのぐらいの考えしか持てないのかというのがちょっと私からしたら残念でなりません。

それじゃあ、村は委託のほうに持っていくという考えで今後もやるということでしたけれども、この委託するに当たってどのような契約、一般入札、入札も指名とか競争とかありますし、随意契約とかそういった契約がありますけれども、どのような考えを持っているのか。どの方向で行く考えを持っているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

業務委託については金額のほうが大きくなりますので、随意契約のほうは難しいと考えております。指名競争入札か一般競争入札、または提案方式ですね、プロポーザル、いろんなものも含めた形で提案していただいでですね、そういった方式で決めるかというのを今検討しているところです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

前回も話したんですけども、バスの運転手

の方々がもしかしたら首切られるんだったら、自分なんかを受けてやりたい。その中で村はどういった形で協力できるかという話はしました。この競争入札すると、もう入札の資格はないので、多分入れないですよ。そうなるとさっき言ったプロポーザルという話をしましたけれども、プロポーザルの場合はどういった資格というのかな。何年に何回かな、入札の資格を取るために村がやると思うんですけれども、この辺はどういうふうにできるのか、プロポーザルの場合は。この資格を村に登録していないとできないのか。今年度立ち上げた会社でも入れるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

指名競争入札となると、入札業者の届出が令和5年度、6年度がありまして、この時期はもう過ぎていて、それに登録されていない場合は追加募集ということで、来年の2月ぐらいにあるんですけれども、それに入っていない事業者については指名競争入札はできないことになっております。それ以外で仮にプロポーザルということになった場合は公募という形で、例えばホームページであったりそういうものに載せて広く応募することになりますので、その中で要件等については今後詰めていくことになるんですけれども、ホームページとかで広く募集をかけていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この幼稚園バスの件に関しては、できれば継続して雇用していただきたいというのが一番大きな気持ちですけれども、村がそういうふうを考えているのであれば、できるだけ村民優先

という形を取りながらやっていてもらいたい。最低でも入れるような、入札ではできないからプロポーザルのほうだとは思いますが、この辺をしっかりと検討していただきたいと思っています。

続いて、2番目の質問で島袋区内スクールゾーンの看板なんですけれども、答弁では沖縄市の島袋小学校ですか、対象の看板ということなんですけれども、だから何も触らないという話であります。確かに島袋区の当時の児童は沖縄市の島袋小学校に通っていたという事実はありますけれども、この看板を設置したのは村なんです。北中城村と書かれています。この地域、子供がいないからいいのか、じゃあ。というふうな考えもありますけれども、ここのところは結構プラザハウスのところにアパートがいっぱい建ちまして、そこから通う子供、お子さんが結構います。その子供たちはじゃあ関係ないのか。スクールゾーンじゃないからいいというふうに言っていますけれども、近くに平成12年に北中城村という形で設置された看板もあります。この辺のスクールゾーンというその考え方からして、この答弁でいいのかと思っていますけれども、北中城村の島袋区から島袋小学校に通う生徒たちのためにどういうふうな手だてを取るのか。その辺はどういうふう考えているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

今、スクールゾーンの看板に限った答弁をさせていただきますと、スクールゾーンというのは小学校を中心として半径500メートルがスクールゾーンという定義がございます。そこでいくと今スクールゾーンの設置されている看板は既に500メートル以上離れていまして、それを加味して改修を行いませんでした。現在、島袋小学

校を中心に半径500メートルのスクールゾーンというのは県道から児童館の前を通過して、公民館の前を通過して、そのあたりがスクールゾーンという看板が設置されています。その場所である程度500メートルは過ぎているんですけども、そこから小学校側をスクールゾーンという捉え方で看板が今設置されていると思います。スクールゾーンという看板の設置自体はそういった定義でされていますので、やみくもに全部離れて、子供たちが幾ら通るからと言ってもそこにスクールゾーンという位置づけはできないものかなと考えてございます。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは何年度の方針なのか。先ほど言っているように、私平成12年に立てられている看板が徳洲会病院のところにあります。それがあつのに私が指摘したこの看板はそれよりももっと前なんですよね。多分内側になると思う。今半径500メートルとかという話をしている。だからそういう基準をやっているのにもかかわらず、そこは500メートル以内じゃないから違うよ。もうスクールゾーンじゃないよと言っているんだけど。プラス昭和に立てた部分だよと言っているのにかかわらず、その内にもある。その辺をどういうふうに整合性を取るのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに今上間議員がおっしゃっているボウリング場に行く通りにも3か所ほどスクールゾーンの看板が設置されているのを確認してございます。その設置されている経緯というのは、申し訳ありません、こちら総務課のほうでは分かりません。多分、当時村立の島袋小学校ができて、ここを通る子供たちがいたらから例外的

にそこをスクールゾーンという看板を設置したんじゃないかなということが想定されます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それだったら例外的にどうですか。立て替えるとか、ほかの標識を立てるとか。北中城村という名前が出ている看板が色あせてそのまま残っている。ちょっと恥ずかしい話じゃないですか。その辺をどう思っているのか。ましてやだからさっき言ったように、ここは子供たち通りますよ、いっぱいという話。ましてや抜け道にもなっています。どういうふうに思っているのかというのを教育委員会のお尋ねします。

○議長（比嘉義彦）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

上間議員の質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、目につくところにあるからということで、一応島袋小学校からはですね、昨年度スクールゾーンの、通学路の安全点検、合同点検を行った際に北中城小学校からはこういう改善点をということで要望、要請をいただいて、島袋小学校からは特にその点についての要望、要請も上がっていませんでしたので、今話を聞きながら、実際現場を見に行ってみないといけないかなというふうには考えておりますが、今後また総務課の皆さんと相談しながら、どういう方法があるのかというのは、委員会としてはそういうふうには検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もちろん地域、また各種団体のほうから要請があるというのが一番だと思うんですけども、

これが抜かれていたというのが、ちょっと私のほうも、今島袋小学校に関わっているものとして、しっかり伝えていこうかなと思っています。

この安全確認をするに当たっても、私が言っているのは朝なんです。朝の登校時間と通勤時間が重なる。昼間にやっても意味がないんですよ、こういった交通関係は。危険箇所とか川があって危ないよとか、そういったものはいつでも確認できると思うんですけども、この交通関係に関しては、やはりしっかり交通量が多い時間。子供たちが学校に登校していく時間はどうかというのもしっかり検証しながらやっていってもらいたいなと思っています。その辺はよろしくお願いします。

最後の質問です。人事評価です。この人事行政の評価というのは条例で決められていますというふうに私前回話しました。毎年この評価は行っているのか。たまたま評価は行っているのに、公表だけ行っていなかったのか。この辺はどういうふうな経緯なのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

前回の一般質問の中で、上間議員から指摘いただいて、ちょっとかみ合わなかった質問でございます。その後、上間議員に確認してこれを見て質問したんだよというのを教えていただきました。この公表自体がですね、確かに条例に基づいて公表しないといけないというのがありました。この公表は毎年行わないといけないものです。指摘されて初めて分かったんですけども、実際行われていませんでした。今回その指摘を受けて、条例に基づく公表を行っています。その中で上間議員が今指摘していただいている人事評価の部分に関しましては、一応毎年課長だったら副村長、職員だったら課長が人事評価を行ってございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。今回私一般質問の通告書を提出したのが5月24日なんですよ。ホームページを見たら更新が6月2日となっていて、慌て出したのかなという感も否めないんですけども、次回からはしっかり条例どおり、その期日で公表するように指摘いただきたいと思います。よろしくお願ひします。この後、この評価を見ながら私の一般質問もまたやっていくと思いますので、人事に関してもしっかりやっていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前 11時23分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こんにちは。午前に続きまして、午後の部で一般質問をさせていただきます。

3点、一般質問をしていきます。

まず1点目が公民館に求められる役割と行政が目指す地域社会像について。

2点目、中城村及び北中城村における共同のまちづくり構想について。

3点目、芸術性豊かで文化の薫まちづくりについて質問をさせていただきます。

全国で少子化や高齢化など、様々な要因がまちづくりの在り方に政策転換を迫っている。歳出削減や財源確保である。また地域力の強化を図ることが重要である。地域に根差した助け合い、自助・互助・共助・公助の全てが必要とな

っている。公民館を中心にした自治会活動で仲間力を高めるための環境づくりが望まれている。高齢者とりわけひとり暮らしの高齢者については、地域での孤立が顕著であることから、見守り等を通じて地域とのコミュニケーションづくり、絆づくりに応じた公民館の開放である。

(1) 公民館に求められる役割と行政が目指す地域社会像について。

①少子高齢化社会を背景とした様々な地域課題に柔軟に対応ができる持続可能なまちづくりが必要になり、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさや互いに支え合う社会の実現を目指していくことが求められている。それぞれの自治会には子ども会、青年会、婦人会、老人クラブなど地域に根差した活動組織は数多くある。持続可能な地域社会を実現するために、住民同士が互いに支え合う社会、個人が孤立しない地域社会、相互信頼が高く、社会コストが低い社会をつくっていくことが求められている。今後の公民館の目指す目標を、学習活動を通じて、相互信頼の高い地域社会の形成に貢献し、地域住民と行政の協働の拠点として、1人でも多くの方が地域の担い手となり、行政と支え合い、協力していく社会を目指して、関連部署がさらに連携して、全体で地域の公民館活動を支援していく必要がある。見解を伺います。

②寿命が驚異的に伸びる一方で、子供の出生率の低下であります。村人口に占める65歳以上の高齢者の割合は高まっている。村民の平均寿命は男性が81.4歳、女性が87.5歳に達し、人生100年時代の長寿社会が到来しつつある。一方、個人に目を向けると離別・死別が増える中で、今後、高齢単身世帯が急速に増加して、女性の場合は経済的自立、男性の場合は生活的自立が困難になるという報告があります。社会的孤立や貧困の増加が懸念される。このような長寿社会の到来は高齢者だけに限らず、全ての世代の人々が長寿という新たな社会を生きることを意

味しているのであります。このことを踏まえた上で今後の行政の取組は、喫緊の課題である急増する高齢者の生き方をどう捉えるのか、課題として検討する必要があります。見解を伺います。

③長寿社会の到来によって退職期における65歳時の平均余命が伸長（男性約20年、女性約25年）リタイヤ後の人生をいかに健康で自ら能力を最大限に活用して生きていくことが重要となっています。定年のない90年100年の人生をどう生きていくのかであります。長い人生の中で培ってきた豊富な知識と経験を有する高齢者は本村の有益な社会資源である。社会参画・社会貢献を促すことにより、地域社会の活性化につながる積極的な面も有している。「生涯現役」を志向する先輩が多く、旺盛な学習意欲や活動意欲であります。新たな地域活動で学習機会を通じて自分を高め、社会貢献・地域貢献の役割を担っていくことが期待されています。行政との関係について見解を伺います。

④長寿社会における生涯学習の役割。生涯学習は、自己の充実や生活の向上のために人生の各段階での課題や必要に応じて、各自治会の公民館を中心にあらゆる場所、時間、方法により高齢者が自発的に行う自由で広範な学習である。スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動を通じたいきいき活動であります。高齢者の一人でも多くの社会参加が重要となっています。生涯学習を通じて高齢者一人一人が地域社会の重要な一員として、積極的に社会参画できる地域社会の構築が必要と考えます。見解を伺います。

(2) 中城村及び北中城村における共同のまちづくり構想について伺います。

明治41年、中城村が誕生。終戦後、米軍施設により南北に分断され行政運営に支障を来したため、昭和21年、中城村北部の12行政が分離して北中城村が誕生しました。私たちの北中城村

は、村民の総意と協力の下にあらゆる苦難を乗り越えて輝かしい成果を浮き彫りにしていただきました。この歴史の教訓を肌で感じるとき、村行政はこれを契機にさらに大きく飛躍発展を期さなければならないのであります。計画行政を指向して、さらにこの北中城村の望ましい未来像を描き上げて、着実に、最も効果的に歴代の行政業務を継承して運営しなければならない重大なときであります。

①東海岸地域の土地の効率利用とサンライズベルト構想について健康で住みよい地域づくりが行政の本質であります。人間生活の基盤は土地であります。立地の有利性は土地の効率利用によって地域の発展につながる重要な課題であります。総合的視点に立って土地利用計画の具体化を進めなければなりません。人口減少、地域的な高齢化、耕作放棄、東海岸一帯の人口が鈍化する中、世帯分離の傾向が今後も急速に続くと思込まれることから、那覇広域都市計画区域から村で独自の用途地域指定ができる、中部広域都市計画区域を強く要請しなければなりません。今後は東海岸地域の開発であります。津波対策を含めた防災機能を持つ公共施設の建設、公園整備、商業施設の誘致。そして新たな住宅地の確保で周囲の土地の効率利用を高めなければなりません。中城村・北中城村と連係して早期移行に向けて取り組む必要があります。見解を伺います。

②観光産業の推進で、中城村・北中城村の広域連係の強化で、柔軟かつ積極的に取り組む必要があります。観光振興に関わる両村の施策で財貨の獲得に効果を上げなければなりません。両村の観光は滞在時間が短いため消費額も期待できない。中城城跡観光の入込客数が増加しても地域経済の活性化に結びつきにくい問題があります。この改善をどうするか、両村の周遊・滞在を促すとともに消費したくなる商品の開発販売、そして両村の観光周遊、散策ルートの設

定などの際に地場産の食材の提供できる物産施設の建設で両村の調達率を向上させなければならないと考えます。観光のまちづくりを結実していくためには両村の観光産業とまちづくりの両者のマインドを持つ多様な人材が必要である。両村の観光協会はそうしたリーダーの存在が不可欠であります。その人材確保も重要な課題と考えます。観光振興について両村の一致した施策について伺います。

(3) 北中城村の田園文化村づくりについて。

①村文化協会の文化の発信であります。川柳を通じて、「北中城村の芸術性豊かな文化の薫川柳の里」を全国に発信であります。混乱期の先輩方の声であります。「住民が食に飢えることより、文化に飢えることが恐ろしい」。文化の滅ぶことを憂えたのであります。文化～それは人間社会の進化の過程で築き上げた精神的高さを立証するものです。北中城村の未来のため、その価値を継承していきたいものであります。行政に「川柳の里宣言」を提案します。対応を伺います。

②県道146号線安谷屋～中城村字添石間などの道路愛称について。村内の主要な県道・村道に道路愛称をつける。道路に愛称をつけることは生活と密接に関係する親和性を深めることである。正式名よりも覚えやすく、分かりやすく伝えられる。村内観光や地域のイメージアップにも役立つ。道路名称を名づけることは交通の利便を図ることにもつながる。目的地に移動しやすくなる。災害の避難や緊急輸送をスムーズに行うためにも役立てられる。道路愛称の検討を提案します。対応を伺います。

以上、3項目について、私見を申し述べました。見解をよろしくお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたし

ます。

1 番目の公民館に求められる役割と行政が目指す地域社会像についてにつきましては、①と③については教育委員会のほうで回答をいたします。

②と④について回答申し上げます。

高齢社会の進展に伴う諸課題への御質問につきましては、御指摘のように社会的孤立をはじめとした様々な課題が顕在化してくるものと考えております。さらなる高齢社会の進展に備え、村では地域での居場所づくりや支え合いの仕組みづくりに取り組んでおります。今後の社会構造の変化へ対応していくためには、全ての世代の方々が高齢期を迎える前から、自助、互助、さらに共助の重要性を認識し、地域の一員として深く自覚することが何より重要であると考えております。

④高齢者が積極的に社会参加できる地域社会の構築に対する御質問につきましては、御指摘のとおり高齢者自身が地域の支え手として活躍できる仕組みが大切であります。自治会や老人クラブ活動をはじめ、シルバー人材センターやボランティアといった様々な活動の機会を創出し、拡充していくことが必要であると考えております。村では、地域の課題を住民が主体的に話し合う協議体の取組を進めており、今後の社会機能を維持するため住民とともに取り組んでまいります。

続きまして、2 番目の中城村及び北中城村における共同のまちづくりの構想についてでございます。

①東海岸地域の活性化につきましては、村としても重要な課題であると認識しており、現在検討を進めております中城村との共同まちづくりの取組においても位置づけているところです。また、現行の那覇広域都市計画区域（線引き）から中部広域都市計画区域（非線引き）への移行につきましては、国・県等の関係機関との調

整を図りつつ村士の保全と適正な開発による、本村にとって望ましいまちづくりとなるよう努めてまいります。

②中城村観光協会との連携についてですが、イベント等についての情報交換会は常に行っているところであります。また両村のイベントについても、わかつての集いはありますが、新たに中城城跡を核としたイベントに向けて観光庁への補助獲得に両観光協会と動いているところであります。また今年度は北中城村観光協会としても、中村家周辺大城、荻道まちあるきのための観光ガイド養成事業も行っていく予定となっております。

続きまして、大きな3 番目の芸術性豊かで文化の薫まちづくりについてですが、これも①につきましては、教育委員会のほうで回答をいたします。

私は②につきまして、道路愛称について、村内では美島通りやサングリーン通り、イオンモール通り（ネーミングライツ契約）などがありますが、地域住民に愛着をもって親しんでもらうことにより、知名度の向上及び道路愛護の啓発にもつながるともよいアイデアであると考えています。地域の特性や観光のイメージアップを含めた名称の設定など、今後検討したいと考えています。なお、県道等の村管理以外の道路については、各管理者との調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

1 番目に、公民館に求められる役割と行政が目指す地域社会像についての①関係部署が連携して全体で地域公民館活動を支援していく必要があるについてお答えいたします。地区公民館については、地域の様々な活動の拠点として盛

んに利用されていると思います。住民と行政の協働は重要であり、社会教育団体取組の支援について団体組織間を横断した協議を実施していく予定でございます。また、中央公民館では令和5年4月より新たな講座を開催し、サークル化を行っております。今後も住民の生涯学習のニーズを聞き取りながら魅力ある生涯学習活動の展開を図ってまいります。

③の新たな地域活動で学習機会を通じて地域貢献を担っていくために行政との連携についてでございますが、生涯学習の理念といたしまして、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されております。これまで社会教育団体の育成、支援や学習機会の創出を行ってきたところでございますが、これまでの事業それぞれの展開だけでなく、事業や組織間の連携を図ってまいります。昨年策定されました生涯学習推進計画の中でも地域の方々との連携・協働がうたわれており、地域人材の活躍の場の創出を図ってまいります。

次に3番目の芸術豊かで文化の薫まちづくりについて。①の川柳の里宣言についてお答えいたします。村内において川柳を楽しみ、「北中城川柳三水会」として創作活動を行っていることは存じ上げております。また、文化協会主催の北中城村小・中学生文芸大賞においても第1回では小中学生から12句、そして第2回では72句の応募があったと伺っています。年々応募が増えているということは、会員の皆様方の日頃からの普及活動によるものだと思っております。「北中城＝川柳」というイメージが村内外へ拡大できるよう、さらなる活躍を御期待申し上げます。

御質問の行政における宣言というものについ

ては、一般的に自治体の自らの意思や主張、方針を明らかにするものとされており、例として「平和都市宣言」や「男女共同参画宣言」「協働のまちづくり宣言」などが挙げられますが、こういった普遍的な行政の方針に当てられるものではないかと思っております。一方で、「川柳の里宣言」につきましては、2017年4月の琉球新報の掲載記事によりますと『「三水会」が村民提案制度の協力を得て北中城を川柳の里と宣言した。』とありますように、既にサークル自らが宣言しておりますので、自主的な活動を尊重し、これからも活躍を期待するものであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは再質問をさせていただきます。

（1）の①について再質問をいたします。

自治会の発展は無敵なんですね。すばらしいですよ、それぞれの自治会。自分たちの地域は自分たちの手で盛り上げる。何らかの活動に参加して、地域に愛着を持たなければならない。これはそれぞれの自治会長を中心にして思うところであります。自治会はみんなで作ろうという機運の高まりが大切であります。区民の融和と親睦で一体感を持って活動をしなければならない。地域活動は人が基盤であります。区民一人一人が意欲を持って、参加できる公民館活動でありたいものであります。新たな視点で具体的な活動方法を検討する時期だと今思っているわけであります。まずはみんなが主役の集まりやすい環境づくりであります。改めてその点について見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

大城議員の御質問にお答えします。

おっしゃるように自治会の自らの手で盛り上げるというのが非常に大切だと思っております。そこでこれまで同様、我々村のほうは自治会に対してバックアップしているんですけども、例えば自治会のほうでも若者の参加しやすいようなサークルをつくるであったり、あるいは新しく地域に居を構えた、住居を構えた方々の歓迎会を行う等、こういった新しい取り組みを各自治会のほうでもぜひやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

今ですね、それぞれの自治会は一生懸命取り組みをしています。私も時間があれば進んで公民館へ行って、区長さんとか書記、あるいはそれぞれの代表と意見交換をしたりして、公民館をどう盛り上げていくか。これから超高齢化社会になる。高齢者が独り住まい、独居老人をなくすために公民館、身近な一番大事な施設、公共施設、これは公民館なんです。ここに1人でも多くの方が遊びに来る。これ非常に大事なことです。出かけるということは、女性の場合も男性の場合にしても鏡を見るんです。鏡を見て少しおしゃれをするんです。そうしたら脳年齢が若返る。血管年齢も若返るんです。一人一人がそういう思いで公民館をうんと利用してもらいたいというふうに思っています。健康につながるんです。認知予防、フレイル予防につながる活動を一生懸命やっているんですよ、公民館でね。これもボランティア。その点についてもまた別の資料で説明をしていきたいんですが。そういうことで家計を豊かにするんです、健康は。財政を豊かにするんですよ。そういう思いで公民館活動はもっともっと行政もしっかりと支えていただければなというふうに思っております。

まず、自治会の加入率は45.5%、約50%ですね。残りは入っていないんです。この方々、ぜひどうしたら自治会に加入できるか。この行政の恩恵を受けているわけです。地域の恩恵も受けているわけです。外灯もついています。アスファルト舗装もしております。入る前から損した、儲かったという話ではありませんので、ぜひ行政もしっかりとこの対応を考えて、支援をしていただければな。あと50%、あと20%、30%入ってもらおう。こうしたその方々が健康につながる思いを公民館でできるんです。ぜひこれをお願いしたい。

それからあと一つ、公民館の活用状況がどうなっているかということなんですね。一生懸命やっている方々がいらっしゃいますけれども、大体公民館を利用している人、それから利用していない人、1回も行ったことがないという方々がいらっしゃるわけです。年代では私も把握しておりませんが、公民館を利用しているのは30%台ぐらいらしいですね。残りは出かける。ここはもう超高齢化を迎えて、この北中城村、地域の中央公民館もしっかりやっています。それから社会福祉協議会、そして身近なのがそれぞれの公民館なんです。公民館に遊びに来ていただきたいな。公民館に来たらクーラーもただ、それこそコーヒーも全部準備されています。冷蔵庫にはいっぱい冷やされた飲み物がありますので、それをいただきながらゆんたくひんたくすれば健康につながるわけです。その支援をどうするか。40%台の加入率、それから30%前後の公民館利用率、これをしっかり自治会に把握していただいて、支援をどうするかお願いをしたいというふうに思います。その点について、もし新たな考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大城議員から公民館の活動等いろいろな御指摘がございました。これは多分、ここにいらっしゃる議員の皆さんは全て感じているのではないかと思います。先ほどの質問でも、比嘉悟議員からも地域活動についての御質問がございました。それから、これからまたございませぬけれども、これは時代の趨勢で片づけてはいけない問題だと我々も思っております。そこで村長部局と教育部局でちょっと相談しまして、生涯学習振興計画というのをぜひつくろうじゃないか。今年この計画を策定いたしました。これからこの計画実現に向けて、またいろんな事業の展開をしていくと思っております。

そこで、これは構造的な問題もあるかもしれません。今、これは熱田だけ、あるいは北中城村だけの問題でもありません。これは全国的な問題です、自治会の加入率が低いというのは。これはもう皆さんも御承知かと思っております。これをどうするかということですが、これは回答にもございませぬように、横断的な話し合いを、あるいはシンポジウムでもいいかもしれません。そういう話は取っかかりをつくらなくちゃいけない。老人クラブ、婦人会、青年会、子ども会、そういったあたりとコラボしているいろんな事業を展開していくとかそういう案もあります。だから行政もこれは非常に模索しているところではございませぬ、これについては真摯に向き合っていると思っております。

これからまた皆さんがもし、いいアイデアがございましたら、また行政のほうにも御提言いただければと思っております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。まず、加入率をどう高めていくというのが、地域自治会の大きな課題でありますので、その辺をもし行政からも支援等があれば、知恵とかがありましたらぜひお

願いたいというふうに思います。今、村長からも答弁をいただきましたのでよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

まず（1）の④について関連して再質問したいと思っております。

これなんですよ、これ。これは多分福祉課、あるいは社会福祉協議会との関連をして出版と申しますか、発行されているもの。これは福祉課が担当されている。これを読むと中がすばらしいですよ。これ一目、村長をはじめ課長の皆さん方この資料をぜひ1部ずついただいて中身を見ていただきたい。これには各自治会のサークル活動が詳しく載っている。そして民間企業の取組とか詳しく載っているんですね。ぜひこれを確認して、行政がいつだったら自治会へ行って少し応援してあげようかなということ。これはある自治会のサークル活動、日程なんですけれども、火曜日自主サークルでりっかりっか体操。これは高齢者に公民館に集まってもらって1時間、柔軟体操をしたり、それからマスを踏んで、あれは難しいですよ、頭使う。認知症予防になるんですね。それを一生懸命やっています。それから水曜日、リズム体操、これはみんなリーダーはボランティアです。それからいきいきふれあい会、それからゆんたく会というのがあります。これは社会福祉協議会の職員も来て、こういった支援してもらっています。時々福祉課の職員も来てもらっています。それから茶会というのがあります、茶話会というんですかね、こういうの。それからゲートボール、毎週ゲートボール展開していますよ。これはほとんど老人クラブ、熱田でいえばかりゆし会ということになるんですが、それを中心にして二、三十名の方が来て一生懸命やっていますよ。それからグラウンドゴルフ、大正琴、それからまたゲートボール、公民館周辺の清掃作業、老人クラブを中心にして自治会の自主防災会とか、毎週こういうふうに、自主防災会について

は年に1回とか2回ですけれども、それ以外については毎週1日程組まれて一生懸命健康管理をやっているんです。ですからこの冊子をぜひ、福祉課長、各課長に1部ずつ差し上げて、何曜日は、役場の皆さんで相談して、じゃあこれは私しゃべってこようねとか、というようなことをして激励の声をかけてあげていただきたいなというふうに思っております。ぜひこれを参考にしてください。

それから私これも社協、それから福祉課の、これは何の研修でしたか、社会福祉協議会でやったときに、北中城村を取り巻く環境という冊子もいただきました。これもすばらしいですね。いろいろなものが高齢者を中心にして、それから自治会の活動状況について全部説明が入っています。こういうのも資料を手にして、地域の活動を支えていただければなというふうに思っておりますので、これについて何か取り組みますということがあれば、担当、福祉課長。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村と社協のほうで取り組んでおります、議員御紹介の地域のお宝便利帳、地域資源リストをですね、今年度も更新作業の着手を始めておりますので、またリニューアルする予定でもございますので、こういったものを広く普及させながら、また高齢者の課題に対する考え方とかそういうものについてもどんどん普及して行って、今後の地域の課題を共有していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

続きまして、(2)の①に関連して再質問をさせていただきます。

東海岸地域における北中城村と中城村の役割、可能性について。北中城村、中城村は中南部都市圏の東海岸地域の中心に位置しています。北中城村と中城村の東海岸地域における役割と可能性について、村長から御意見があればお聞きしたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

東海岸地域の可能性というのは非常に高いものがあると思います。今、東海岸ですけれども、まず中城湾の南のほうには、これから県・市町村の事業として、あるいは国の事業としてMICE事業が入ってくる。それから中城湾北のほうは国際物流拠点施設整備が入ってくると。そういうあたりで我々はその結節点にあるわけですね、中城村と北中城村はその結節点に当たるものですから、非常に重要な位置を占めていると。ポテンシャルは非常に高いものがあると思っております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ありがとうございます。もう避けては通れないですね。広域化ですから、単独でいろいろなものを考えても行き詰まる。連携が必要と。少なくとも元中城村として、連携をして村づくり、まちづくりに取組をしなければならないだろうというふうに思っています。

続きまして、②について再質問いたします。

この諸課題の解決のための、私はプロジェクトチームをつくって本村の経済振興、農業振興、産業振興、観光振興のために共通の課題を持ち、中城村とプロジェクトチームを一緒につくり上げる。私はそれが早い取組じゃないかなと。まず移行に向けてプロジェクトチームを立ち上げる必要があると思いますが、それについて村長、見解を伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず、私たちの考えをまとめて、それで今プロジェクトチームをつくるということは、私としては難しいのではないかなと思います。といいますのは、これまでいろんな件で合同でやっておりますけれども、なかなか難しいものがあります。だからある程度両村が自分たちの意見をしっかりとまとめてから、それから両村それを一つの計画としてまとめ上げる段階が私はいかなと思います。今、いろんな面で私たちは、火葬場の問題とか合併の問題とかいろいろプロジェクトチームをつくってやりました。しかし、なかなかうまく行かないものがあったものですから、今回はそれぞれが、まず自分たちのまちづくりをまとめて、中城村も我々も、一つにまた共同のまちづくりとしてまとめてあげるという作業がこれからございますので、このときにしっかりと協議を重ねればいかなと思っています。幸いにも中城村が、政策参与を採用いたしまして非常に助かっておりますけれども、そういったものを活用してぜひこれは一つの共同のまちづくりとしてまとめあげたいと思っております。

○議長（比嘉義彦）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

もう時間が迫ってきましたけれども、まず、先輩方がさきに築き上げたのが消防事務組合というのがありますね。あれも広域化、似たようなものだと思いますよ、清掃事務組合。あれも四、五十年前に予算のない両村が知恵を出して作り上げたんです。私はああいうものがありますから、今後両村の考え方は一致をさせるべきだと思います。もちろん合併は別にしてですよ。そしてこの中城城跡も含めて、財貨をあげられるような対策をつくり上げていかない

といけないと思います。今、入場料400円払ったらもう終わりですからね、滞在時間も短い、観光バスは待って、そのままどこかに行っちゃいますよ。滞在時間を長くして観光消費額をどう増やすかというものは大事であります。これ単独ではできませんのでね、中城村と連携して、そういうものも財貨の獲得も含めて、取組を早くすべきだというふうに思っております。次にまいります。

田園文化村についてです。（3）の①、再質問いたします。

沖縄県立芸術大学の彫刻専攻の作品と陶芸を基軸とした芸術作品を村内の道路や公園、それから公民館周辺を中心に設置を増やして、気楽にアートを楽しめる野外彫刻、陶芸散策マップをつくって、村の皆さん方の健康づくりに活用しながら、観光資源にも活用する。彫刻、陶芸のあるまちづくり宣言も合わせて要請をしたいというふうに思っております。

先ほどもうサークル活動で宣言をしたからいい。これ格が違いますよ。行政が宣言するのと格が全然違います。話題性に富みますよ。ですから私はこの川柳の里宣言も行政が取り組むべき課題であるというふうに思っております。これも引き続き、検討していただきたいというふうに思っております。時間がありません。次へ行きます。

県道146号線、この道路の愛称についてです。これは検討いたしますという回答をいただいております。非常にありがたく感謝を申し上げます。それでじゃあどうするかということですね。一般公募とかいろいろあります。村内を中心とした募集をするとか、それから公園の通りを護佐丸通りにするとか、あるいは若松通りにするとか、中城村と関連しますのでその辺の情報として、そういう名前をつければ誰が言ってもすぐ分かるようなものがいかなと。回答書のほうについてもアイデア的にはすばらしいと。検

討させてくださいということですから、期待をしておきたいと思います。

時間が来ました。以上で、取り留めのない質問になりましたけれども終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 1時43分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

通告に従い、3点ほど質問をしたいと思いません。

その前に、早く終わってくれないかという、付託の件で次の会合が待っているのもそうしてくれという案内があったので、皆様方の御強力を得て早く終わりたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

質問は3点でありますけれども、まず、1. 歴史民俗資料館の設立について。

約30年前に個人的な思いがあり、大勢の村民の方々から協力を得ながら、文化協会を立ち上げた。その時点から北中城村は教育文化村と呼ばれても恥ずかしくないと思っていました。ちなみに、1年後沖縄県も文化協会ができた。しかしその後、気がついたが北中城村は体育施設が少ないことが分かった。例えば、陸上競技場、野球場、プール、テニスコート等、中部地区の自治体はそれらがほとんど整っている。文化面においてもしかり、いわゆる歴史民俗資料館等がないということが分かった。

最近、造詣の深い先輩から聞いて、中城村、宜野湾市、読谷村、宜野座村そして北谷町を調査しました。北谷町は現在設立のために進行中。それらの各自治体は立派な歴史民俗資料館があり、しっかり機能していました。現代は断捨離

の時代と言われている。不用な物は捨てる。先輩方はそのことを大変気にしています。そこで質問していきたいと思ひます。

(1) 念のため村長、教育長に民俗資料館についての思いがあれば説明をお願いしたいと思ひます。

(2) 予算的に非常に厳しいと思うが、見通しはあるのか聞きたいと思ひます。

(3) 先輩方からの要望の中ではとりあえず仮設でもよいとのことでありまひす。

(4) 現在は断捨離の時代と言われ、特に若者は使いものにならないのは捨てる嫌ひがあり、その点が心配とのこと。

(5) 各個人の家にも歴史的なものもあるもので調査してみてもどうかということでありまひす。

(6) その中で喜舎場に歴史的な三味線があることを知っているかどうか、これもお聞ひしたいと思ひます。

(7) 民俗資料といえるか分からないが、渡口、荻道、島袋に梵字の碑があることを認識していますでしょうか。

2. 村営団地の建設の考えは。

最近建設業界の企業のアンケートで九州で住みやすく住んでみたい自治体のトップが北中城村であると。その点だけを考えると村営団地は不要と思われるが。

(1) 住みやすく住んでみたい村との実感はあるか。

(2) 以前、北部、今帰仁村と大宜味村の実状を調べに行ったことがあります。確かに村営団地がありました。その点は進んでいると思ひました。我が村においてはどうか。

(3) 実は前村長は北部の自治体は定着化を狙ったの村営団地との答弁でありました。そのときは。

(4) 北中城村は生活困窮者がいると思うが実状はどうなっているか、把握していれば説明を。

(5) 数字的に何%ぐらいか。

(6) 北中城村は高齢者が多くなり始めていると思うが、その対策はいかがか。

(7) 実は2人の村民から村営団地を造ってほしいとの訴えがあった。それで今回の質問に至りました。

次、3. 農を活かした健康福祉の里づくりとしおさい市場について。

先日、EMホテルにおいてEM研究機構と農林水産課から農を活かした健康福祉の里づくりの事業の途中経過の説明が議員全員にありました。正直、納得できました。事業計画が予想以上に進んでいることが分かった。地域からも積極的な協力が得られていることも分かった。質問に入ります。

(1) EM研究機構がその事業を受けているが実感を聞きたいが。

(2) 次に質問を変えて、しおさい市場の指定管理はいつまでか。

(3) 令和4年の運営状況はどうか。

(4) 収支はどうか。数字をもって説明をお願いしたいということです。

(5) しおさい市場の趣旨どおり着実に進んでいるか。

(6) どの点が成功と思われるか具体的に説明を。

(7) 村から3,000万円の補助があるが、しっかり補助は生きているのか。いつまで必要か。

(8) 農を活かした健康福祉の里づくりの事業は着実に進んでいるようだが、どのあたりまで進んでいるか。

(9) 補助金は国だけなのか。村はどのくらいの補助をしているのか。

(10) それらを踏まえてしおさい市場の存在はどう思うか。

(11) しおさい市場の趣旨と農を活かした健康福祉の里の事業はあまり変わらないような気がするが、農を活かした事業としおさい市場は

一つにまとめてはどうかという考えがあります。お伺いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の歴史民俗資料館の設立についてです。

(1)の村長、教育長の民俗資料館についての思いがあればとありますけれども、ここに書いています教育委員会と村長部局同じくするものでございますので、これにつきましては教育委員会のほうで御説明申し上げます。

私は、大きな項目2、村営団地の建設の考え方から回答をいたします。

(1) 住みやすく住んでみたい村との実感はあるかということですが、本村が住みよい村であるかの御質問につきましては、本村はライカム地区に大型商業施設や総合病院を中心にマンション等の集合住宅が整備されつつあり、交通の要衝でもあることから那覇方面への通勤にも適しております。また、教育や福祉の充実に加え、地域のつながり・支え合いや包摂的な村民性からも精神面での暮らしやすさを感じられると考えております。村内の交通手段の整備や公共施設のバリアフリー化等の課題もありますが、総じて住みよい村であると考えております。

(2)と(3)はまとめて回答したいと思えます。

北部地域の公営住宅に関しましては、前村長の見解と同じく住民の定着化という過疎化対策などの政策的な側面もあると考えております。本村においては、今のところ村営住宅整備の計画についてはございません。

(4)と(5)についてもまとめて回答します。

生活困窮者に関する御質問につきましては、生活保護の受給状況をお答えいたします。令和5年4月の実績では、生活保護受給世帯数は172世帯、受給者数は209人、保護率は11.68パーミルとなっており、中部福祉事務所管内の保護率14.18パーミルと比較し、やや低い状況となっております。

(6) 北中城村は高齢者が多くなり始めていると思うが、その対策はということですが、高齢者の住まいに関する御質問につきましては、高齢化の進展に伴い、高齢者世帯や高齢者独居世帯が増加してくるの見込まれます。高齢者の住まいの対策として、介護が必要な方向けの高齢者住宅（特定施設入居者生活介護60床）の整備が進められております。また、今後想定される高齢者の賃貸住宅への入居困難事案に対する支援方策を検討しております。

(7) 村営住宅を造ってほしいとの訴えについてですが、村営団地の整備につきましては、近隣と比較いたしまして、村内の公営住宅の戸数が少ないという認識は持っておりません。御承知のように村内には県営団地が所在していることから、限られた村の財政状況を鑑みると、新たな村営団地整備を優先的に取り組むことは今のところ考えておりません。

3. 農を活かした健康福祉の里づくりとしおさい市場についてでございます。

まず(1) 株式会社EM研究機構におかれましては、第1・2段階の事業実施者として誠意をもって取り組んでいただいていると感じております。

(2) 現在の指定管理契約は令和5年度で3年目となり最終年度となります。

(3) 新たに出荷店舗数の拡大やインターネットによる広告や販売等の展開に取り組みました。

(4) 令和3年度、売上高2,270万5,000円、当期純利益マイナス873万6,000円。令和4年度、

売上高2,653万7,000円、当期純利益1,108万3,000円マイナスで報告を受けています。

(5) しおさい市場の趣旨どおりに着実に進んでいるかということですが、成果は出ていると考えております。

(6) どの点が成功と思われるかということですが、販路の拡大及び出荷店舗での売場面積の確保が安定してできているということでございます。

(7) 村から3,000万円の補助があるが、しっかり補助は生きているか。いつまで必要かということですが、まず、しおさい市場に対しての指定管理費であり補助金ではございません。しおさい市場の指定管理費については、有効に使用されていると考えます。しおさい市場の必要性は、出品者協議会の意見を聴取した上でアンテナショップ運営検討委員会において判断されます。仮になくなった場合、村内農家が各々で販路の確保や値段交渉を各店舗（販売先）と行う必要が出てくるため、しおさい市場を利用していただいている出品者協議会会員の負担が大幅に増える可能性が高くなると思っております。

(8) 農を活かした健康福祉の里づくり事業は着実に進んでいるようだが、どのあたりまでかということですが、農を活かした健康福祉の里づくり事業の第1段階事業は、補助金を活用し設計まで完了しています。第2段階事業は補助金の活用を行うため県と協議中であり、第3段階事業については事業実施者まで決定しております。

(9) 補助金は国だけか。村はどのくらいかということですが、農を活かした健康福祉の里づくり事業につきましては、民間事業者がそれぞれ各事業計画に沿って国や県と補助金の申請を行い進めており、補助率80%で民間事業者負担が20%です。村の負担としては事業者の申請に係る事務的な補助（援助・助言）のみ

となります。

(10) しおさい市場の存在をどう思うかということですが、しおさい市場は、アンテナショップ施設として村が所管しており、指定管理し運営しております。現在の取組や効果等を考慮すると、(7)で回答しているとおりに今後も必要な施設であると考えております。

(11) しおさい市場の趣旨と農を活かした健康福祉の里の事業はあまり変わらないような気がする。農を活かした事業としおさい市場は一つにまとめてはどうかということですが、第1・2段階事業実施者である株式会社EM研究機構は、有機農法を主としたオーガニックビレッジ構想に沿った事業を展開したいと取り組んでおり、第2段階事業で計画している農産物直売所でもその趣旨に基づき取扱商品を選定していこうと計画しています。そのため、現在しおさい市場で取り扱っている商品を購入いただいている購買層とも違うと思われま。

また、村内で有機農法に取り組まれている農家で安定的な出荷量が見込める方もごく少数であると把握しているため、現在出荷している販売店より望まれる安定的な農産物の出荷取扱量の想定も困難で、議員の提案は双方の長所を相殺してしまう可能性が高く、今の段階では事業として成立することが困難であると考えます。今後の北中城の農業を発展させようとするのであれば、取扱い商品の違いを前面に出した販売手法で生産者と消費者をつなぐ主軸として、各々の取組に対して協力しあえる体制が構築できればと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私のほうから比嘉義弘議員の1点目の歴史民俗資料館の設立についてお答えいたします。

まず、1点目の民俗資料館についての思いについてでございますが、過去、村に関する写真展を開催した際、脱穀機やバーキ、臼などの民俗資料を同時に展示しましたが、小さなお子様から高齢者の方まで興味深く御覧になっておりました。その様子を見ると本村が収蔵している民俗資料や発掘調査による遺物等について、村民の皆様へ還元できるよう常時展示場所は必要だと考えております。

一方で、村の公共施設については、基本方針として長寿命化、あるいは維持、または複合化の方針を立てており、中央公民館につきましては複合化の方針としております。そのことから民俗資料館を設置するとすれば、中央公民館など、その他必要とする施設との複合化を考える必要があると考えております。

(2)と(3)の見通しと仮説についてでございますが、ほかの公共施設のことも並行して考えなければならず、大変厳しいものがあると思っております。仮設も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

(4)の懸念についてでございますが、歴史的価値のあるものについて、その価値を認識しないまま代替わりし、受け継いだ方がそれを捨ててしまうといったことの心配のことではないかと思いますが、そういうことがあるのは聞いたことがあります。ですので、現在も行っておりますが、広報紙やSNS、あるいは個別連絡で呼びかけ、常に情報収集を続けてまいります。

(5)の調査についてでございますが、各個人宅にある資料等について、広報紙やSNSに掲載して呼びかけを行っております。問合せがあったものにつきましては、御自宅のほうへ伺い借用したり、村へ寄贈いただく場合もございますが、既に収集している同種のものの場合、写真撮影だけに留めている場合もございます。過去には村史の文献資料編纂における調査で「ノロ」に関する資料が見つかり、村へ寄贈し

ていただいたこともあり、これについては大変貴重な資料でしたので、村指定文化財へ登録されております。担当課としても村内においてまだまだ個人所有のもので歴史的に貴重なものもあるのではないかと考えており、今後も呼びかけを行ってまいります。

(6)の三味線についてでございますが、個人宅にある1958年(昭和33年)8月県指定文化財として登録されている「三線与那型」があると承知しております。

(7)の梵字碑についてでございますが、本村で確認できる梵字碑は11基ございます。その中で、現在、字渡口にある梵字の碑1件が村指定有形民俗文化財として指定されており、その他は個人所有地等の理由もあり指定文化財として登録はされておられません。

以上でございます。

○議長(比嘉義彦)

比嘉義弘議員。

○11番(比嘉義弘議員)

では、再質問をしてみたいと思います。

まず1点目の件について、民俗資料館についてはどう考えているかということで、教育長に答弁してもらいましたけれども、我々小さい頃から文化村、教育の村といわれて親しくして考えておりました。そういったものでふと気がついたら、我が村には、実は民俗資料館がないということが分かりました。それは先輩方からも教えられて聞いておりましたけれども、切実とは思いませんでした。そういった中で、渡口あたりにはぜひ踏ん張ってもらって、一朝一夕でできるものではないと思いますけれども、強く必要性は感じますか。

○議長(比嘉義彦)

教育長。

○教育長(徳村永盛)

先ほども答弁いたしました、やはり今までのそういう先人たちの文化を、また子供たちに

継承していくためにも、村民に広く周知するためにも必要なものだと考えております。

以上です。

○議長(比嘉義彦)

比嘉義弘議員。

○11番(比嘉義弘議員)

強いお言葉をいただきありがとうございます。正直申しまして、現在の我々の財政状況から考えると、非常に厳しいものがあるかなと思いますが、今、決意してもらいましたけれども、例えば優先順位というのがよくありますね。立ち上げる、あるいは実現するには優先順位というのがありますけれども、例えばその優先順位を少し上げるということはできませんか。

○議長(比嘉義彦)

村長。

○村長(比嘉孝則)

現行の公共施設整備計画の中には入っておりませんけれども、例えばその時々によって、これに係る補助金がつくとか、そういった面で臨時的に優先を採用することがございます。今のところそういったものがございませんので、また補助率等についても非常に低いものがございますので、今のところ建設の予定としてはございません。

○議長(比嘉義彦)

比嘉義弘議員。

○11番(比嘉義弘議員)

そういった意味で、ぜひ今できないとは思いますが、優先順位を少し上げてもらって、早めに村民に見てもらおう形になればと思います。

この歴史的な民俗資料館等について、造詣の深い先輩方から言わせますと、造るのも結構だけれども、しかし隠れた場所に、あるいは裏に造るということよりも、ぜひ目立つところに造ってもらいたいと、そういう希望がありました。できれば本庁の近いところに造ってもらいたい

とか。中には中央公民館がいずれできるんだらうと、我々も予想はしていますけれども、その中でも少し目立つところの、後ろの陰に隠れるのではなく造ってもらいたいと先輩から言われましたけれども、そのあたりの具体的な考えはいいとしても、そういう考えはありますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほども申し上げましたように、それに関する特定財源等が出てくるとか、あるいはまた複合施設とか、そういったあたりでできるのであれば、市町村の財政負担が極力ないようなことができるのであれば、それがまた順位を上げるのかもしれませんが、今のところそれがございませんので、計画としてはありません。また、順位を上げるということについては、これから我々は単独でのそれだけではなくて、一つの民俗資料館ということではなくて、これからの北中城村に求められるのはある意味では複合施設ではないかなと考えております。そういった面で考えられるのではないかと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

よろしくお願いたします。

5番目に、広報紙やSNS、あるいは個別での連絡等呼びかけて情報収集等をしていらっしゃるようですが、今の時代はスピード時代で、大事なものもあるけれども、捨ててしまう。あるいは要らないといって、若者たちはどちらかというと、考えないで捨ててしまう。生活用具とかそういったものを捨ててしまうということがよく言われますけれども、今、先輩からの注文があった中には、自分たちも年齢的に非常に厳しい時期に来ている。そしてましてや今の時代、物を捨てる、そういったことを考えると、早めにしてくださいという言葉がありましたけ

れども、断捨離という言葉聞いたことがありますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

はい、聞いたことがございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ちょっとなかなか使わない言葉ではあるけれども、若い人たちが物を捨ててしまう。要りもないから捨ててしまう。後々のことを考えずにそういったことをする傾向にあることを断捨離という意味のようですけれども、そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、先輩たちがそういう傾向もあるので、早めの位置づけにしてくださいよという言葉がありました。

それからそういったこともあって、またもう一つアドバイスがありました。他自治体で、例えば中城村、宜野湾市、北谷町、それから宜野座村、読谷村、そこはもう既に民俗資料館はできていまして、北谷町だけ今進行中であります。そこを見て回ったんですけれども、非常によくできている。勉強になるなということを感じました。そこを見たことがありますか、教育長。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

北谷町について建築中のことは存じ上げていますが、実際に現場を視察といいたまいますか、見たことはございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

そこへ訪問して見て回りましたが、すばらしいなど。そして早めこれができたということが我々としては羨ましかった。先ほども

申し上げましたけれども、私は、文化協会を立ち上げたときに、もうそれで悦に入っていたんですよ。北中は非常に文化村でいいと思っていたけれども、それを見たときに、逆に我が村は遅れているのかなと思いました。ぜひ、教育長にも見ていただいて、改めて参考にするのもよろしいかなと思います。特に宜野座村などは小さい村ですけども、しっかりできていまして、あともう1点ですね。

中城村も最近できたということは皆さんも御承知だと思います。その中で驚いたというか、護佐丸の歴史をそのことを質問しながら聞いたのが、実は護佐丸についての勉強を国からお墨付きをもらって、小学校、中学校に教育をしているそうです。役所から派遣して勉強するようなことを、護佐丸については非常にしっかり勉強されていることも知りました。そういったことは教育長、聞いたことはありますか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

中城村がごさまる科というのを、文科省の許可を受けて特別な教育課程を認められて、それを実施していることは承知しております。これも授業、教科ですので、教職員が指導に当たっているものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

なんとなく我々から見ると、中城村については、それ行けどんどんという感じがしないわけでもないです。そういった意味からすると、護佐丸は中城村だけのじゃない。北中城村のものでもあるんだよという意味からも、そのあたりをもう少し考えてみてはどうかと思いますが、教育長どうですか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私もそういうことを少し感じております。それで今年4月3日でしょうか、毎年教職員の辞令交付式と併せて村のいろんな教育の方針とか、それを併せて説明することとなっておりますが、今年はコロナ禍も明けましたので、全職員に参加してもらって、護佐丸の中城城跡について文化財担当の者より先生方に現地ではなくてスライドで研修というんでしょうか、それを実施しております。そして夏休み中には、また7月に全体研修会を中央公民館で開催を予定していますが、講話と併せて2本、今度は現地で研修を開きますということで、中央公民館で前半の研修が終わったら、30分後ぐらいに中城城跡に参加をして、実際に今度は現地でのガイドの説明といたしまししょうか、そういうことを実施しております。教育委員会としましても、まずは先生方に中城城跡、それから護佐丸のことについて勉強してもらって、それを還元してほしいという思いがあって、その研修を今年からですが、進めているところです。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございました。中城村とはチョーデー村であり、かつて合併問題で若干しっくりいかなかった部分があって、それからそれが逆に発展して、属地主義ということで、9対1の割合でどうのこうということもまだ少し残っているような気がするけれども、やっぱり護佐丸は北中城村のものでもあると思っていますので、このあたりの勉強もしていただきたいと思えます。

ちょっと話は変わりますけれども、喜舎場に三線、非常に貴重な三線があることは御存じですか。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

先ほども答弁いたしました、三線与那型というのがあると承知しております。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

話は変わりますけれども、その持ち主の方から、この大事な三線、大事に扱わないといけない。神経を使うそうです。ついでに金も使うそうです。できれば預けたいという言葉をもたらしたことがあります。本人は覚えていないかもしれませんが、私は覚えています。そういう意味からも今の言った資料館は必要かなと思います。ある意味村民もそういったものは、皆さん方がそういうふうに努力されているので、それを造るときにはしっかり集まるとは思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいとします。

もう一つですね、これは御承知かと思いますが、宜保榮治郎さんを知っていますか。私は恩師だから先生と呼んでいますけれども、かなりこういったものに造詣が深く、実は北中に梵字の碑があるんだよと。それまで知りませんでした。それは渡口と荻道と島袋に。それは今直接関係ないと思はれますけれども、その梵字の歴史をこの宜保榮治郎先生も知らなかった。北中の人は知っているでしょうと言われたけれども、どうですか教育長。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

比嘉議員の御質問にお答えします。

本村には、梵字の碑と呼ばれるものが11基あります。県内においてお寺の多い那覇市においても9基、沖縄市において4基、西原町で1基、読谷村において1基あることを見ても、本村には梵字の碑が多いことが分かっております。これはその中の北中城村文化財という本がありま

すけれども、そこにも記されておまして、仏教文化との関わりがあるというのは確実であるということは分かっておりますけれども、どういった内容だとかどういった活用だとかというのは解明はされていないということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

意外と隠れた場所にあるので、村民にも見てもらいたい、気づいてもらいたいという。インドと何で関係があるのかなと思ったりもしますが、素朴な疑問もありますけれども、ぜひそれも歴史民俗資料館ができたなら陳列してもらいたいと思います。次に行きたいと思はれます。

2の村営団地の建設の考え方はということで、私も比較的に住みやすく、穏やかな村と感じています。人間性も温厚でまちのようなぎくしゃくした地域ではないと思っています。ただ気になるのは今後のことです。交通が便利とか地理的にも沖縄県の中心とか、当然のごとく今後は都会化し、土地が上がり、高騰し、逆に不便を感じるような気もしないわけですが、そのあたりの考えが村長はありますか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

この幸福度というか、住み続けたいまちという選定の要素、評価みたいな要素が我々もよく分かっていないようなものなので、非常に複雑な調査だと思っております。ただ、今御指摘に

あった交通が便利になるとか、あるいは住宅が密集していくとか、そういったあたりで逆にそういったものが感じられなくなるんじゃないかということに危惧なさっていますけれども、それはあるかもしれませんけれども、ただ現在のところ急速に進むということではございませんので、この住み続けたいまち、あるいは幸福度のまちというのも一朝一夕でできるものではない。ゆっくりゆっくり醸成されたものだと思いますので、もしそれができなくなると、これもまたゆっくりゆっくりという道をたどるのではないかと考えます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

我が村には、生活困窮者の方がいると思いますが、その点から考えると安価な住宅、つまり村営団地の必要性は感じませんか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村民の皆さんがその必要性を感じている方はもちろんいらっしゃると思います。ただ、公営住宅の趣旨というのは、基本的には公営住宅法で定められていて、低廉な家賃で低所得者を救済するという意味合いがございます。前回の回答では若者定住策とかそういったあたりの趣旨で北部のほうでやっているということをおっしゃっていましたが、その趣旨もあります。ただ公営住宅法の趣旨は低所得者の救済のための低廉な家賃で貸すという趣旨がございますので、もし、今必要性は認めますけれども、まだまだ我々としては財政的についていけないところがございますので、まだこれから検討する事項でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

つい最近の新聞にもありましたけれども、高校生の困窮世帯が26%、沖縄県ですよ。そういう意味では北中城村は個人的所得ではかなり恵まれているとメディアで知りましたが、いずれにしてもこういったことが隠れているので、たまたま友人にもいますけれども、ぜひ村営団地、安いものを造って欲しくないかなという要望がありましたので、今回申し上げましたけれども、ぜひそのあたりの判断、また頭に入れていただきたいと思います。

4番目です。今後我が村は高齢者が多くなると見込まれますが、高齢者のための高齢者住宅も考えてみてはどうですかと思っていますが、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村長の答弁でもございましたけれども、高齢者向け住宅というところでは、まず優先的には村といたしましては、介護が必要な方の住まいというのを整備していく必要があるだろうということで、現在第8期の介護保険事業計画でございまして、その中で答弁にもごさいます特定施設入居者生活介護というところで60床の整備が進められておりますので、早ければ次年度4月からそういった受入れが開始されるものと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今どうのこうのではないと思いますけれども、我々も村の財政が決して潤沢でないということも知っていますので、その点も考えながら御判断いただきたいと思います。

次、3つ目の農を活かした健康福祉の里づくりとしおさい市場ということで質問をしていき

たいと思います。

この前、議員の全員とEM研究機構の皆さん方、そして我々の農林水産課と一緒にこの説明を受けたんですが、意外と、通常そういったところで計画されると、少し緩く進みがちだけれども、意外と早めに、着実に準備されているなと思いました。そういった意味からするとこの農を活かした健康福祉の里づくりについては、非常に期待が持てるなと思いました。そういった意味で、村長から見たこの健康福祉の里づくりの計画は順調に進んでいると思うか、それとこれからまた期待できるかということでお答えいただければと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この当該事業については、農振除外という大きな課題がございますので、補正予算にも組みました政策参与を招いて登用して、この課題解決に向けて取り組みたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

通常だったら、こういった大型計画は、周囲は、例えば地域はややもすれば反対しがちだけれども、今の農を活かした健康福祉づくりの里は、荻道の近辺で非常に広大な敷地はあるけれども、地域からも自分たちが協力したいという言葉があるということで、そうなると思えば行けどんどんで非常に成功する確率が高いのかなと私も思ったし、多分議員の皆さん方も思ったのではないかと思います。そういう意味でひとつ頑張っていたきたいと思います。

それと今、それとは直接関係ありませんけれども、しおさい市場の指定管理ということで令和5年度ですが、再契約等については積極的に考えるつもりか、そのあたりも含めてお考えを聞かせてください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今の御質問につきましては、7番で村長のほうから答弁があったとおりでですね、しおさい市場の指定管理などにつきましては、もともとアンテナショップ運営検討委員会という組織がございます。こちらでその後の運営につきましても意見を出し合った上で決定していくことになりますので、まだ今年度に関しまして、次年度以降のしおさい市場の所存的なものについては、まだ話合いが持たれていない状況でございますので、現在のところちょっとお答えができない状況です。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。まさにおっしゃるとおりです。4番目にですね、令和3年度の経営状況ということで、いわゆる数字を上げてもらいましたけれども、令和3年度で2,270万5,000円の売上げと。そして当期純利益がマイナス873万6,000円、令和4年度、売上高2,653万7,000円、これも売上げは伸びました。400万円ぐらい伸びました。1,108万3,000円マイナスになっています。厳しい状況にあると思いますが、そのあたりを担当課長はどうお考えかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

売上高を見たら着実に伸びているというのは数字上御理解いただけと思うんですけども、これに対しましての純利益、これはあくまでもしおさい市場が年間的に運営するに当たって、これは指定管理料を除いた分で、恐らく令和3

年度にてマイナス870万円、令和4年度でマイナス1,100万円、これはこの費用を使うことで村内の農家に対する補填、彼らの販売に対する補填を行っているというふうに理解していただけたらと思うんですけども、この純利益分のマイナス分がそれぞれ農家に対しての利益に逆に補填されているということなので、私としましては、現在の出品者協議会の会員がこのしおさい市場に出品していただいていますので、この方たちへの利益に反映されているものだと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

北中城村にはあやかりの杜という指定管理があります。それとちょっと比較したりすることは難しいと思うんですが、赤字という数字がなかなか理解できない。赤字イコール駄目ということなのか。そのあたりも今課長からお話を聞くと、それだけではないんだということの説明もありましたけれども、赤字を払拭する要素はありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今現在、指定管理を受けていただいている業者とも話をしたことがあるんですけども、実際これが純利益を基本的に、公共施設でもございますので、損得なしのゼロというゼロベースで行こうとした場合に、恐らく今の売上高を約倍から3倍近く持っていかないといけないというようなお話は聞いたことがございます。ただし、その売上げを上げられるか、今現在のうちの農業形態がですね。ということも考えますと、やはり大変厳しいハードルかなとは考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

次にですね、出品者協議会というのがあります。農家の皆さん方が団体をつくられたと思いますけれども、それと一般の農家の皆さん方も。そのしおさい市場との密な交流、あるいは関係は持っていらっしゃいますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

議員がお尋ねの密な交流という意味がはっきり、私の立場上分からないんですけども、実際こういったものが今できている。こういったものを出品できるとかということにつきましては、私どもの営農指導員が各農家、出品者協議会の農家を回りまして、どういったものが今できているか、どういったものが出荷できそうなのかという情報を全部しおさい市場のほうに伝えてあります。その後でしおさい市場から農家の誰々さんはいつ頃、これを納品してもらえますかということで、逆に取引に対する打合せはおのこの農家とそれぞれ進めているところで、ようやくここの売上高に近い形にまでこぎ着けられたという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

最後の質問というか、希望を申し上げて終わりたいと思いますけれども、いわゆるアンテナショップはある意味では地域のものを、地域以外にアピールする、そういった機能を持っていると思うんです。そういう意味からすると、例えば沖縄県が有楽町の交通会館にそのアンテナショップで非常に好調なんですよ、絶好調。沖

縄県をアピールしています。そういった意味からすると、我が村の今のしおさい市場についてはアンテナショップの要素を持っているということですが、村外にアピールする商品を生産してもらいたいと思いますが、それは答えは必要ありませんけれども、ぜひ私は希望を申し上げて、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時53分 散会

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月14日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年6月14日 午後3時37分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治		
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和5年6月14日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	喜屋武 功	1. 北中城村物産展開催について 2. 海外短期留学事業と語学事業について 3. サウスプラザ地区用地とライカム健康・スポーツ交流施設用地について
6	比 嘉 正 志	1. 公共施設内の喫煙所の設置について 2. 公共施設の広告利用について
7	名 幸 利 積	1. 児童館について 2. 都市計画とまちづくりについて
8	山 田 晴 憲	1. 保育サービスについて 2. 学童保育について 3. 多目的アリーナ建設計画について 4. 平和文化行政について

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

皆さん、おはようございます。先ほど議長からありましたように、今日は北中城小学校の皆さんが議会に傍聴にお見えになっており、本当に明日の沖縄県、そして北中城村を担っていく子供たちの前で、このように一般質問ができることを光榮に思っております。元気を出して頑張っていきますので、皆さんよろしくお願ひします。

それでは通告に従いまして、3点の一般質問を行います。私、喜屋武 功と申します。よろしくお願ひします。

初めに、北中城村の物産展開催についてであります。

姉妹町村でもある岩手県葛巻町と我が村の合同物産展がこれまで開催されていて、とても評判がよかったと聞いております。しかしコロナ禍にあり、この数年開催が控えられていたということではありますが、コロナも2類から5類に下げられて、村内外あらゆるところでイベント・催物が開催され、経済や観光が今動き出して、にぎわいが戻りつつある、そういうふうになっております。

そこで、北中城村の商工会をはじめ葛巻町のほうも、この合同物産展を待ち望んでいるという声が聞こえていますが、村当局の考えを伺い

ます。

次に2点目ですが、我が村においての海外短期留学事業と語学事業についてでございます。

本村では、長年にわたって取り組まれている中学生・高校生海外短期留学事業や米国教育機関ネットワーク形成事業（DOTEプログラム）など、これらの事業のこれまでの成果と効果を含めて、この事業について公がやる意義について、行政がやる意義について伺います。

また、教育長においては、去る4月にアメリカの留学先を現地視察されておりますが、その視察から見えてきたもの、この事業の有益性や改善点などあれば、伺いたいと思います。

3点目に、北中城村地域サウスプラザ地区用地とライカム健康・スポーツ交流施設用地について。

サウスプラザ用地については、A&W屋宜原店の道向かい側の土地のほうですね。ライカム健康・スポーツ交流施設用地というのは村民体育館がある土地の件ですが、この土地の取得について、平成25年にサウスプラザ地区用地、約3,600坪を3億6,000万円、翌年追加で5,400万円追加して、沖縄県土地開発公社から借入れして購入しております。平成27年にはライカム健康・スポーツ交流施設用地として約1,900坪を10億8,400万円で、同じく土地開発公社から借入れして用地取得しております。

ただ、ライカム地区用地においては目的とする用地が購入できなかったということもあり、その分の5億円は返済しているが、今現在、両方の借入残高は約9億8,300万円にもなっており、支払利息の合計だけでもサウスプラザ地区が借換え3回で2,488万2,459円増えており、ライカム地区用地に関しては借換え2回で1,934万9,277円増えている状況。そういう状況において、当該地域の現状と今後の方針について伺いたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では喜屋武 功議員の御質問にお答えいたします。

1番から3番までございまして、2番目の海外短期留学事業と語学事業については教育委員会のほうから答弁をさせます。

まず1番目の北中城村物産展開催についてでございます。

令和4年度はイオンモール沖縄ライカムで村商工会の協力もいただき、農水産物フェアを実施しております。今年度の実施については、農水産物フェア実行委員会において判断されます。

岩手県葛巻町との合同物産展は、平成27年度より令和2年度まで6年間開催してきたところですが、コロナ禍もあったことから、ここ3年間開催が見送られている状況であります。また、これまで品数やコスト面及び人的なことも踏まえ課題もあったと聞いておりまして、今後どのような開催方法が葛巻町との姉妹町村として魅力あるイベントになるかも含めて葛巻町と一緒に検討してまいりたいと思います。

3番目のサウスプラザ及びライカム健康・スポーツ交流施設の用地取得等について申し上げます。

令和5年度現在の土地開発公社からの借入れとして、サウスプラザ地区が4億3,788万9,000円、ライカム健康・スポーツ交流施設（村体育館）の用地が5億3,562万9,000円となっております。現在の年利息だけでも116万7,000円かかっていることから、早めの償還が必要であります。特に上物が建っている村体育館用地については、補助等による土地買収が望めないことから、現在基金積立てをして、早めの償還に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私のほうからは喜屋武 功議員の2点目、海外短期留学事業と語学事業についてお答えいたします。

中学生・高校生海外短期留学事業や小学生から中学生を対象としました夏休みのESLキャンプ及びオンラインで英語を学習するDOT Eプログラムは、英語学習を通して自身の可能性と国際性に富んだ人材の育成に向け取組を行っているところでございます。語学関連事業を公で行うこと、行政で行うことについては、人材育成を図る社会教育の中でも児童生徒に向けた取組として、経済的負担の軽減策も含め、沖縄県内をはじめ多くの市町村で取り組まれているところでございます。この事業は、参加者からも成長につながったとの声を多く頂戴しているところでございます。

これまでの成果として、海外短期留学については平成14年から開始し、毎年5名から10名の児童生徒をアメリカ合衆国への留学派遣を実施しております。平成24年からは沖縄県内の4市村で実行委員会を形成し取組を拡大しており、ワシントン州立大学との協定を締結し、DOT Eプログラムの提供も沖縄県内で初めて受講を開始しております。令和元年には受講者の中からアメリカ合衆国のコミュニティカレッジ留学をされた方が本村より3名おり、本事業が大きなきっかけになっているということで表敬を受けております。

令和2年度に海外短期留学参加者を対象とした後追い調査を実施した結果としまして、当該事業がその後の生徒自身の就職や進学といった進路に大きく寄与したことや、当該事業を勧めることができるかという問いに対しまして、98%の受講者が勧めると回答したことも、また、受講生の中には本村の英語学習事業に参加し、後任の育成に携わっている方もおり、これらについては大きな成果と考えております。

本事業に対する改善点といたしましては、事前学習の充実や参加者の負担などが挙げられており、今後多様化する学習方法やデバイスへの対応の検討が必要であると考えております。

私の視察については、とても貴重な体験をさせていただき、感謝申し上げます。

4月に実施しました留学先の視察につきましては、私を含め4市村の実行委員会より5名が参加し、留学先の環境やカリキュラムの確認、それから講師陣や大学の代表者、受入れ先のブルマン市長、ベーリングハム市長とお会いしてまいりました。また、海外短期留学を経て、現在、南城市よりワットカムコミュニティーカレッジに留学中の学生とも意見交換を行うことができました。

留学先における受入れ態勢として大学構内は安全であり、少人数制のグループでの活動には複数のサポートがあること、またカリキュラムでは英語教育資格を有した講師による講義により、留学生のレベルに応じた授業が行われるほか、大学講義の模擬参加や学生との交流、街中や広大な自然公園の散策、警察や消防、農場などの職場体験などを通じた学習を確認してまいりました。留学先での受入れは市と大学の全面的な協力が受けられることや、アクティビティの充実による子供たちのメンタル面への配慮も見られ、他の参加者からも充実した留学となることを確認してまいりました。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ありがとうございます。

では最初に物産展のほうから再質問していきたいと思うんですが、答弁書の中には品数やコスト面及び人的なことも踏まえた課題というふうに述べられていますが、具体的にどういうことなのかというのを伺いたいと思います。

確かに葛巻町の物産のラインナップって見たときに、ワインであるとか乳製品も多いということからすると、言えば消費期限が限られた中で送料コストとか物流コストに影響が、昨今の物価高等、燃料高騰等もあるので、その影響かなとも思うんですが、いずれにしても課題というのがどういうものなのかというのを伺うとともに、例えばこのコロナ禍の3回やっていない中で、当局はこの課題に対してどう向き合ってきたかというもお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

まず葛巻町との物産展ですが、まず品数とコスト面、人的な問題点なんですけれども、品数は葛巻町のほうからくずまきワインの会社と牧場2社が入っております。そして村内からは約15社が入っておりまして、今回に限ってはちょっと葛巻のほうをポイントに絞って話したいと思いますが、まずくずまきワインと牧場、おのおの20品目ぐらいの中でやっていますけれども、やはりすぐなくなる商品と売れ残る商品がございます。一番売れ残る商品については、持ち帰らすわけにはいかないんで、全て役場職員にお願いして販売している状況となっております。

それからコスト面、先ほど喜屋武議員からありましたとおり輸送代が相当上がっています。特に乳製品を運ぶときに冷凍で運ぶものですから、向こうだけではちょっと負担ができなくて、こちら半分負担という形を最終的には取った経緯があります。

それと、うちが全て150から200万円ぐらい一般財源で今やっておりますけれども、葛巻町のほうもワインの職員、また牧場の職員、また町役場職員を特別旅費も含めて、輸送費の助成も全部町のほうから出ていると今聞いております。

それと人的なものですけれども、3日間基本

的にやっていますけれども、この3日間をやるために役場職員を午前10名、午後10名という形で約60名ぐらいを売り子として、売り子とかキャラクターに入るとかというのを含めて約60名ぐらい今動員をかけておりますが、その中で商品のレクチャー、お客様に対してどういう商品というレクチャーをしないといけない大変さと、あと試食とかがある場合は検便検査をやらないといけないというものを含めて、誰がでもいいというわけでもなくて、非常にそういう面が一番のネックでありますので、ここ3か年、今年度ももうやらないんですが、どういうことをやってきたということなんですが、まずはコロナ禍ということで今中止をしているところですが、実際村長もまだ葛巻町のほうには行っていませんので、向こうの町長も含めて一応お会いして、この物産展は果たして、そこで毎年度やったりやったほうがいいのか。それとも隔年とか何年に一遍とか、記念日とかも含めて、それともほかのイベントにくっつけてやるのかも含めて少し御相談しながら、いいイベントになるように行っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

こういう現実的な課題があるんだというのは、ちょっと私も情報不足というか勉強不足だったので、どうにか課題を解決して、商工業者のほうから聞くと、やはり通常の祭りとかの中で出店するこの効果と違って、大体祭りだと飲食が中心になるんですけれども、物産展となると、この間は何か靴磨きの方が来ていたりとか、似顔絵とか物、飲食以外の業種、他業種が来たことで、言えば横のつながりとか、またビジネスチャンスにつながったりとか、お客さんのほうも毎年ゆっくり見れるので、この店舗が北中城村にあるんだという、言えば祭り後の誘導に

もつながっているから、ぜひ物産展はという話をしておりました。言えば、ぜひしたいという。ただしかし、人的な問題であるとか、課長のほうから今説明あったんですけれども、どうにかそれを解決して、言えば一種、村全体を盛り上げるという意味では難儀はつきものかなと思うんですけれども、ちょっと提案なんですけれども、例えば北中城まつりも行政が関わっているじゃないですか。言えば、この物産展も職員が3日間関わって大変という、それを例えば観光振興協会に任せて、向こうの事業、向こうの予算の中でそれを取り組めば、財政負担も観光振興協会、向こうには村からの予算というのがあるんですけれども、その点での展開ができないかと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今現在、観光協会も一緒に取り組んでいるところでして、観光協会が担って全部できるのであれば、これもいい提案だと思います。

ただ、葛巻町が来ることによって、職員が関わらないといけないということもあって、特に売り子ですね。葛巻町の負担を、向こうも限られた人数で来るものですから、その負担を観光協会が果たしてできるのか。うちとの交流の中で、職員も含めて交流している点もありますから、向こうが主催となって、役場職員がお手伝いするという形なら可能だと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

この点はまたもう少し私も何かいい方法がないかという、いろいろ情報交換をしながら、にぎわいをつくるためという意味でも課題解決も

しながら進めていってほしいと思っております。

次に海外短期留学事業と語学事業についてですけれども、答弁からもあったように琉米が主体になって、平成14年から約20年間、この事業を担ってきた。DOTEプログラムのほうも平成24年から約10年ぐらい担ってきて、一定の成果と効果はあったと思っています。私も実際、前議員をしているときにアメリカに行き、すごい牧歌的なところで伝統も文化もあって、本当に静かな勉強できる環境だなというのは感じております。

ただ、今この答弁の中で、我が村の語学事業は中・高校生の海外短期留学事業、夏休みのESLキャンプ、DOTEプログラム、またまちなか留学もありますね。言えば、4つの事業を北中城で展開している。他の市町村もこういうふうに資料があって、那覇はどういう事業、アメリカ、ハワイ、どこに行っているよ。また、浦添はアルゼンチン、中国、どこに行っているよとかというのがあつたんですよ。我が村が、小さい村と言ったら語弊があるかもしれないけれども、この北中城村で語学関連事業が4つあるという、力を入れているというものの費用対効果って見たときに、私の中では答弁での、例えばあの費用対効果をもっと明確に示してほしいということもあって、例えば今言った4つの事業が予算規模で個別に、どの事業はどれぐらいでトータル、何年スタートでということも含めてちょっとお聞きしていいですか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

本村の英語教育に関する事業については、主な事業として3つ、中学生・高校生の海外短期留学、これが予算全体として662万円。これはオンラインの授業になりますけれども、ワシントン州立大学と提携しておりますDOTEプログラムが約790万円。英語キャンププログラム、ESLキャンプというものがありますけれども、それに76万8,000円。まちなか留学として50万6,000円、以上です。トータルとして英語教育には1,584万円の事業を行っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

このトータルで約1,580万円かかっているという、もちろん教育立村、文化村ということで英語に力を入れたいということもあるんですけども、ただ、語学を英語だけにすると、今実は日本の国の読解力とか国語力が著しく下がっているというデータがあつて、トータルの学習能力というのは、例えばOECDってあつて、経済協力開発機構の38か国の中で2位なんですけれども、とてもトップレベル。しかし読解力、国語力が下がっている。それがもたらす影響というのがとても強いとなったときに、私は専門じゃないので何とも強く言えないんですけども、英語英語とかという多文化多文化というものじゃなくて、もっとほかの分野にも展開するというのは必要じゃないかなと。

言えば4つ語学、英語に力を入れているということ考えたときに、私は答弁中の、例えば語学関連事業を公ですることによって人材育成を図る。社会教育の中でも児童生徒に向けた取組として、負担軽減策も含めて、県内多くの市町村で取り組まれており、成長成果は報告されていますとあるんですけども、ただ、どうか。例えば今回新しい議員もたくさんいて、いろんな新しい提案、提言がある中で行政の考

え方として、ずっとやってきたからこの事業を進めるといふ、継続前例踏襲とかという考え方ではなくて、新しいものを取り入れていくという柔軟的なものが必要じゃないかなと思うんですね。

もっと細かく見たときに、負担軽減策という言葉が入っているんですけども、近隣市町村の類似事業を見たときに北中は高いんですよ、負担のほうが。負担30万円です。北谷においては10万円、嘉手納においては15万円、ちょっと違うんですけども宜野湾はゼロです、負担。大体2週間から10日という。また、要保護・準要保護世帯はゼロです。だから30万円、私からしたら、娘が海外留学に行きたいとなったら、私は「30万円出せないよ」と言いますね。

だから本当に教育の機会の平等とか公平性を考えたら、私は30万円というのは極めて公がする事業ではないんじゃないかなと思うんですね。それについてちょっとお聞かせ願えますか。また、4つ関連事業をやる必要があるのかということも含めてですね。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

ただいま負担が大きいのではないかというような御質問もありましたけれども、それはまた周辺の市町村も見ながらそれをちょっと検証したいんですけども、今4つ行っている事業に関しましては、それぞれそのレベルというか段階において参加しやすいようなもの、要は英語学習の門戸を広げるという意味でやっているところでございますので、これまで必要ではないかというところで進めてきたものです。

例えば海外留学に関しては負担が30万円というところでありましたけれども、これがもっと手当てができるかどうかは関係機関と、あるいは他課等も含めて話し合いしていきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私が話しているのには、近隣市町村の類似事業の比較から来るものの理由と、また、すみません。まちなか事業は琉米がやっていますか。

それも後から含めてなんですけれども、海外短期もDOTEも、言えば20年、10年、民間の一企業が担ってきたというものに対して、一定の成果と効果は認めつつも同じところにやるといふのが、言えば同じようなコーディネートをする企業はいっぱいいますよ。そういう観点からしたら、1つに20年、10年やるというのは、私はそれもまたひとつ公平性に欠けるんじゃないかなと思うんですね。

宜野湾の事業は、これはちょっと燃料高騰とかコロナの関係で海外、アメリカじゃなくて東京へ行くんですよ。アーチブイグリッシュキャンプとかすごい英語漬けのプログラムで、そこはもちろんコーディネートするところは民間企業で、でもプロポーザル方式です。言えば、そのほうが新陳代謝も含めてみんな競争なるから、いいプログラム、事業というふうに展開できると思うんですよ。だから、一つの企業にこだわるのも一つ問題と思うんですよ。それについてどんなですか。すみません、まちなかはどこなのかも含めて。

○議長（比嘉義彦）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（比嘉利彦）

御質問にお答えします。

ただいま村でやっている事業の中でのまちなか留学ですけども、これについては株式会社ハローワールドというところが請け負っております。

それと、一つの企業でこれまで続けてきてい

ることに関しては、今本村、特に海外短期留学なんですけれども、これについては県内の4市村が参加する実行委員会の中でやっておりまして、それで決定するというものがあるので、自分で決めることはできないというところと、あと委託している業者が独自にワシントン州にある大学、複数と提携をしております、向こうのワシントン州の市もこの事業に関して非常にバックアップしてくれていると。あと大学のスタッフとも常に連携を取っておりますので、受入先の安全性もかなり高いものがあるというところで、4市村で構成する実行委員会のほうも要求する充実したプログラムであると考えて、今1社随契ということになっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

そういう背景、理由というのは理解するところもあります。

しかし村長、私は、さっきと同じ話ですけれども、20年も10年も同じところというのはとても不公平感を感じているので、検証してほしいと思っています。

北谷町、嘉手納町、金武町、宜野座村、名護市はハワイに留学事業を送っているんですね。ちょっと嘉手納町はあれが違うんですけれども、自前でコーディネーター企業、民間を入れないんですよ、間に。職員が自分たちでやるんです。言えば民間企業を間に入れたら、やっぱり委託料とかが発生するじゃないですか。多分琉米は100万円ぐらいだと思ってしまうんですけれども、北谷町は自前で、自分たちでやるんですよ。英語がしゃべれる職員もいるというので。嘉手納町においては補助金団体の嘉手納町の人材育成協会ですかね、それが間に入っているという、ほぼ言えば町で回しているという感じで、だからできないこともない。限りある財源の中でそうい

う展開して、また新たな語学事業というのも一つあるんじゃないかなと思っているんです。

今行ったところがハワイと言ったので、私はこの留学事業、アメリカ本国、ミネソタとかじゃなくてハワイがいいと思っているんです。ミネソタに何があるか分からない。ネットワークをつくると言っても、ネットワークがどう生きて村内とかに、ここの留学の卒業生が大学に行ったというのももちろん分かるんですけれども、それ以上のつながりと効果というのは見えないので、ハワイだったら村長、皆さんも御存じのように県人会、村人会とかもあって、文化交流もあれば、また歴史的・文化的ないろいろつながりが出てくるじゃないですか。だからそういう意味では、スクラップと言わないまでも方針転換、柔軟に。

昨日、義弘議員が「今の若い人たちは断舎離できない」と言っていたんですけれども、これは行政が断舎離して、政策を変えていく。ハワイに北中の子供たちを連れて行ったほうが私はいいんじゃないかなと思っているんですよ。どんなですか。私はハワイと思いますね。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今の契約については随契でずっとやっております。ただ、それは167条の2、競争に適さないというところもあると思います。そして今までの実績からして、かなりアメリカ本土のほうでミネソタ州、そしてワシントン州との受入れ組織をしっかりと構築されています。

去年、沖縄県の教育委員会が見えまして、視察に参りました。県のほうではカリフォルニアと、そういうのをやっているようなんですけれども、治安の維持とかそういった面を含めると、はるかにミネソタ州、あるいはワシントン州がいいということで、いいところを選定したねという評価をいただきました。

ですから私としては、これまではただ単に近いからとか、あるいは安いからとかそういうのではなくて、もっともっと子供たちの安全、あるいは楽しいアクティビティーとかがしっかり充実した、また大学での研修ですので、非常に私はこれは評価していいかなと思います。

ただ、これは20年も続いているので、ひとつワンストップ置いて検証するのも必要かと思えます。議員がおっしゃるように、これはずっとずっとそのまま行くのではなくて、まずは検証して、それで検証してなお継続したほうがいいというのであれば、それでいいと思います。

それとまたハワイとの交流がございました。先日私はハワイ協会の総会に出席いたしまして、もちろん今移民が最も多いのはハワイです。そして我々は南米3国との今交流がございましたけれども、今後ハワイとの交流もぜひ位置づけたいというのがありますので、子供たちは今のところワシントン州、あるいはミネソタ州かもしれませぬ。ワシントン州を中心にしてやっていますけれども、シアトルというところは、功議員も御存じかと思いますが非常に治安のいいところですよ。そしてまた、先進的なIT産業が集積する地域であると。そして子供たちのいろんな面での勉強とか大学とか、そういった受入れ態勢もしっかりしているということですので、私は今の教育委員会の選択としてはいいと思います。

ただ、今後おっしゃられたような検証が必要かと思えますので、それはやっていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

私、シアトルに住んだことはないんですけども、実はこの数年前からとても治安が悪化しているんですよ。例えばアメリカ大統領選挙の影響で、左翼・右翼でもないけれども、黒人と

白人とかというのはすごい、アジア蔑視も加わってきて、とても昔の環境とは違っているというのがあります。

ただ、それは置いておいて、私はこの限りある予算の中で、これが複合的に効果を出していくということを考えるとハワイを、近い海外という意識があるので、またこの語学を通して北中城村とハワイの歴史も勉強していく。向こうの村人会との交流もしていくというのが、幸い沖縄は世界のウチナーンチュ大会があるので、その度にまた交流を深めるという機会にもなるし、私も詳しく知らないんですけども、前は北中城村の島袋育ちの方に有名な比嘉武二郎さん、比嘉太郎さん、この方々の戦中戦後の沖縄に対する貢献ってすごいじゃないですか。武二郎さんは私も知っているんですけども、太郎さんにおいては戦後、沖縄が何もないうちに医療、食料、また医薬品とかをハワイから持ってきて、そういう活動を展開した方。また、沖縄から戦後、戦争の中で豚がいなくなって、アメリカ本国から船で豚を送ってくるという、とてもこういう歴史的なものがあるんですよ。

だからそういうのを、今日も子供たちが来ています。子供たちにもっと教えて、アメリカと日本は戦争した、憎しみ合っていた国でもあるけれども、その後それに携わっていたウチナーンチュがこういう助けもしたんだよという歴史的なものを教えるのは、私は村の教育委員会の役目だと思っています。それを英語を通して、言えば未開の地じゃないので、さっき言った宜野座村から金武町から、あらゆるところが村人会のそういう力も借りて、交流も深める意味でハワイにしているの、村長、これはミネソタとかシアトルが治安がいいとか悪いとかそんなのは関係なくて、ぜひ教育的効果を高めるのであれば、そこに私は展開してほしいというのがあります。

またあと一点、自己負担がどうしても30万円

が高いとなったときに、この軽減策となったときに、実は外務省沖縄事務所がTOFUプログラムというのを数年前からやっていて、言えば基地所在市町村の高校生、大学生の皆さんをまず東京に送って、アメリカワシントンDC、ニューヨークまで連れて行くんですよ。もちろん全て英語。駐日大使に会ったりホワイトハウス、議事堂に行ったり国連に行って、国連ではSDGsの話、軍縮、核不拡散の勉強も含めて、そういうプログラムがあるんですね。去年、実は北中城村からも2人、高校生が参加しているんですけども、これは沖縄から東京までの渡航費は出る。でも、あとはただなんです。だから、そういうのも利用することで私たちが別のものに展開する。海外事業はここに任せてとかというの、こっちにもあっちにもないからここでやろうだったら分かるんですけども、そうじゃない環境にあるので、だからその点で検証もしながら進めていくべきじゃないかなと思っていますんですよ。

DOTEプログラムのほうも、どちらかというと英語塾ですよ。村がお金出した英語塾、それに795万円。これを高く見るか、安く見るかという考え方の中で、一定の役割はあったと思っています。ただし、一つの見方は民業圧迫じゃないかと。民間にも英語塾等もたくさんあって、公がやるべきものかなというものと、答弁の中に新たなデバイスも利用してという答弁もあったんですが、確かに今スマホを使って英語学習アプリ、たくさんあるんですよ。安くてもいいものが。ましてや、今AIとかを使ったら、もうスマホでAIと会話するんですよ、安くで。だから意欲ある人はそこに展開して、行政は限りある予算を、さっきの読解力の話もそうですけれども、別のところに。だからあまり英語英語というの、重要と思っていますよ。世界に羽ばたく子供たちをつくるには。だけど、もっと行政のお金の使い方というのをひとつ考

えていただきたいなというふうに思っています。それについて、すみません。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

まずお金の使い方とおっしゃっていましたが、これは恐らく費用対効果で出てくると思いますけれども、私たちが子供たちの英語教育にかなりの経費を費やす。ただ、これは私たちだけじゃなくて、今我々と一緒にやっている南城市、中城村、大宜味村、あるいは東村、あるいは伊平屋村、そういったあたりもまた同じようなことをやっております。それを先進的にやったのは、まず最初にやったのは北中城村がやった。それについてきたのが中城村、南城市、そして大宜味村、東村、そして伊平屋村と、そういう自治体が入ってきたわけですから、彼らもこの事業が非常にいいという、プログラム内容としていいということでこれはやっている。

ただ、今自治体の負担も大きい。あるいは個人の参加者の負担も大きいということについては、それは今後個人の負担については見直しができると思う。ただ、総額としての負担というのは、それはまたいろんな精査をして、あるいは必要不必要、そういったものを精査してやる必要があるとは思いますが、ただ総じて言いますと今の価格、あるいは負担というのは、別に私は適正な価格だと、負担だと思っています。ただ、個人の負担については今後検討ができると思います。全体の負担というのは、私は適正だと思っていますので、御理解いただきたいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

分かりました。個人の負担は高い、どうにか改善したいという考え方と、でもトータルなも

のは適正という、この点は意見は違うんですけども、それはそれとして、私もとても語学事業、子供たちの人材育成、言えばこの子供たちが次の10年、20年、100年を創っていくので、だから行政がイニシアチブを取って、どういう政策を取るかによっても全然違ってくると思うので、その点をじっくり検証もしながら進めていければなと思っています。

3番目のサウスプラザ地区とライカム健康・スポーツ交流施設の件ですけれども、先ほど大まかに話した、言えば基金を積立しているということですが、大体毎年どれぐらいの積立ができていますのか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

毎年積立というわけじゃなくて、財政調整基金の分をためて、余った分を次はどこかの基金にやるかということで、現在まだ約2億800万円ぐらいしか基金がたまっていない状況であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

言えばサウスプラザ地区においては平成25年に借りて、もう長くなっているんですけども、利息も広がっていった。

去年、おとしですかね、岸田総理が来てロウワープラザ地区を緑地公園にして向こうを開発していくという中で、それと連動した形でサウスプラザも開発という話があったと思うんですけども、でも最近いろいろ聞くと、ロウワープラザ地区内に102棟ぐらい、2戸の個人一戸建て住宅があって、そこを解体する。北谷瑞慶覧地域の老朽化した住宅も解体して、トータ

ルで900ぐらいの一戸建てをここに造るといって、これを造らないと向こうが、ロウワーが動かないという話も、私の聞き間違いなのか、そういう話を聞いたんですね。

そうになったらサウスプラザが動くのは相当先になってしまって、その間、例えば塩漬け状態になって利息が膨れてくる。だから、私は北中の財政は大丈夫かなって。ライカムも含めて、今上物があるからどうにもされない。これは前村政が計画して進めたものです。でも政治は継続なので孝則村長に来ている。

ライカムに至っては複合施設の案があるんですけども、でも中央公民館も老朽化して40年になる。向こうにも同じような施設を造って、村民体育館、ライカムのところにも同じようなものを造る。でもキャパが200名ぐらいのホールとなったときに、これは中途半端になって、例えばちょっと話がずれてきているんですけども、この一帯の開発というのをよくよく考えていかないと厳しいのかなと。

実は西原が平成15年にM I C E 関連商業用地で土地開発公社から借入れして、1億8,000万円借入れた土地があって、御存じのようにM I C E が動かないので、今塩漬けなんです。平成15年に1億8,000万円だったものが、今4億4,200万円になっているんです。利息とか膨れて。だから言えば、明日の西原に北中になるのかなという、見通しがつかないから。ロウワープラザもそうですよ。サウスも。計画は一応口頭で発表されているけれども、見通しが全然つかないじゃないですか。

だから言えば、その打開策として用途変更、事業計画の変更とかというの、もうこうなったら、もちろんライカムだったら防衛からもペナルティーもあると思うし、でもしかしいろんなものを進める中で、これはちょっと厳しい状況じゃないかなと思うんですけども、どんなですか。これはとても大きい問題って私は認識

しているんですね。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御指摘のように土地開発公社の塩漬け土地については大変厳しい環境だと思っております。

ただ、今最も売却しなくちゃいけない、解決しなくちゃいけない用地については、まずはライカムのスポーツエリアです。あそこはもう既に上物が建っていますので、これ以上は補助金が見つからない。しかし、サウスプラザについてはまだ上物が設置されていませんので、今後上物を整備する事業があるとか、そういった面の補助金がつく。用地買収の補助金がつくものがあります。

ただ、ライカムについてはもう補助金はつきませんので、まずはそこから、スポーツエリアのほうの土地開発公社を使った用地買収については早めに、そこからまず優先的に解決すべきだと考えております。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

サウスプラザ地区について、今ロウワープラザ地区と地権者が一体的に取り組んでいる状態で、これを今切り離すということは非常に難しいことだと思っております。

ただ、今サウスプラザについては、利息は令和5年度については44万4,000円かかっています。その土地を、今イオンの駐車場として貸していて、今年間470万円ぐらい入ってはきています。そうすると、サウスプラザについては延びたにしても、イオンが駐車場を借りてくれるのであれば、利息分については本当に全然大丈夫な状況。ただ、今村長が言ったように村民体育館、向こうから早めに買い取らないといけないという状況は確かでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ちょっとこの土地開発公社の利息の計算の仕方が、通常の私たちが一般住宅、銀行から借入れしてというものと違っているところがあるので複雑なところもあるんですけども、土地開発公社へこの間行って聞いたのが、借換え時に、例えば本社事務費とか関連費、支払利息とかがくっついてくるから、例えば今イオンからの賃貸させているもので大丈夫というものの前に、でも元金はそのままに、実際もうこんなして何千万円って増えているので、この両方で。だから変な話、うちの議会には防衛に強い自民党公認の議員もいるので、そこを大いに利用して、村長、これはもう保守・革新ないですよ。村の村づくりには。私も協力しますので、村民党ですけれども、ぜひ打開、解決のために進めてほしいと思っています。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

サウスプラザはこれから活用することができます。ただ、サウスプラザを売ってやった場合、村が公有地を取得するのはここが一番いいんです。要するに我々は土地開発公社から今、仮に村に代わって取得させていますよね。これからここに公共事業を導入するときに、今は売らないほうがいい。むしろ今、土地開発公社が取得したほうがいいというところもありますので、ただ、今おっしゃったように事務費とか利息とかこれから発生いたします。それはまた今の段階では用地の賃貸料でそれをペイしているところがございますので、今は私はサウスプラザをそのままにして、ただ、それがまたさらに経済動向によって利率が高くなった場合には大変な負担になりますので、そこは見極めながら、この土地の処分については考えたいと思

ます。

ただ、今まずはそこを売るということについては、処分するという形のことについては拙速だと思います。まずはスポーツ用地、そこからやるべきだと思いますので、そこをまた今計画的に積立てをして、そこを購入する予定でございます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では一般質問に入る前に、ちょっと私の個人的な話をさせてください。

昨年9月、私は本村議会議員として当選しまして、これまで3回、昨年の9月、12月、そして今年の3月の議会において、一般質問をする機会を与えていただきました。その中で、私が一般質問の中で当局の皆さん、村役場の皆さん、担当課長の皆さんに質問の内容でちょっと厳しい口調、言葉が過ぎるんじゃないかというようなお叱りの言葉等いただきました。それにつきましては、私も住民からの声を受け取って、村の皆さんにもっと改善してほしい、そういう熱い思いから、ちょっと行き過ぎた言葉遣いとか、あと私の語彙力の乏しいところから村長、教育長、担当課長の皆さんに対して不愉快な思いをさせたのではなかったかなと、そういうことを考えましたので、この場を借りまして謝罪したいと思います。それまでについては厳しい言葉遣い、大変申し訳ございませんでした。小学生の頃から人の嫌がることはしないということをしっかり教わってきました。また、人に嫌な思いをさせたときはしっかり謝る。そういうことも習ってきましたので、これからもそういう謙

虚な姿勢を大事にして、しっかり住民の声、また声なき声を村当局の皆さんに届けていきたいと思っております。これからもまたよろしくお願ひします。

では通告に従いまして、一般質問を行いたいと思っております。大きく2点質問したいと思います。

まず1点目、公共施設内の喫煙所の設置についてです。

現在、食堂やレストラン等に行けば禁煙は当たり前、地域によっては路上で吸っても罰金が科せられるなど、喫煙者にとって肩身の狭い世の中になっています。しかしながら、たばこの有害性については周知のところであり、受動喫煙による健康被害についても広く認知されているところです。禁煙場所は、この北中城村役場においても例外ではなく、来庁者の皆さんが施設外に出て喫煙して急いで庁舎内へ入っていく姿もたびたび見受けられます。

そこで望まない受動喫煙の防止を図りながら、喫煙者の皆さんも気持ちよく施設を利用できるよう施設内に喫煙所の設置について以下の質問をします。

①公共施設でたばこが吸えないのは、どの法律に基づいているのか。

②その法律では役場はどのような位置づけで規制はどのようになっているのか。以上を質問いたします。

そして大枠2点目の質問ですが、公共施設の広告利用についてです。

近年、自治体が公共施設のネーミングライツを企業等へ売却し、施設の建設資金や運営資金を調達する手法を行っております。ネーミングライツとは命名権、名前をつける権利のことであり、施設やイベントに名称をつける権利や、その施設に付属する権利を得られることです。日本国内では2003年に「東京スタジアム」が「味の素スタジアム」に公共施設として初めて改称されたようです。本村においてもネーミン

グライツを活用し、「稼ぐ行政」を目指してほしいと思います。

そこで「稼ぐ行政」を推進していく中で、喜舎場と仲順との境界に本村の公共施設の喜舎場・仲順配水池、大きな水タンクがありますが、同施設の壁面、壁を広告看板として利用できないか質問をいたします。

以上、大枠2点について質問をしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の公共施設内の喫煙所の設置についてでございます。公共施設でたばこが吸えないのは、どの法律に基づいているのかということですが、健康増進法に基づき規制されております。

②の役場はどのような位置づけで規制はどのようになっているのかということですが、行政機関の庁舎は子供や患者等に特に配慮する施設に位置づけられ、基本的に敷地内禁煙となっております。

2番目の公共施設の広告利用についてですが、ネーミングライツを導入することにより、新たな収益の確保と施設の維持管理等が図られることが期待できるため、よい提案だと思いますが、水道施設のため、保安上不特定の出入りの対策を講じ、広告設置者との維持管理上の責務を明確にすることで可能と考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、これより再質問に移りたいと思います。

まず1点目の公共施設内の喫煙所の設置についてですが、今村長のほうから説明があったと

おり健康増進法なんです、これが平成31年1月24日から健康増進法の一部を改正する法律の一部が施行され、多数の者が利用する施設の管理者に対して喫煙場所を設置する際の配慮義務が課せられました。この同法では学校、病院、行政機関の庁舎などは第一種施設として位置づけられていると認識していますが、間違いないでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、比嘉議員がおっしゃったとおり役場だったり学校、そういったところの建物、敷地は第一種施設で間違いございません。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。第一種施設では建物内はもちろんのこと、敷地内も禁煙となっております。敷地内禁煙の意味は理解はしているものの、敷地の外、敷地外に出て庁舎直近、庁舎の入り口になるその通路、そういったところで役場から出てきた来庁者の皆さんが喫煙したりする姿を見受けたりもします。これは本来の受動喫煙防止の趣旨にそぐわない場面でありまして、吸いたい方本人からすれば、敷地の外に出ているからいいじゃないかという考えだと思いますが、そこには施設、役場を利用するほかの方々も通路として通るところですので、やはり敷地外であってもそういう施設を利用する方々に煙が届かないようなところをやっていただきたいと思います。

私はたばこは吸わないんですが、吸いたい方はなるべく早く吸いたい、そういう気持ちがそのような行動になってしまうだろうと容易に推測できるんです。

あとほかにも、私がちょっと見たところで施設内、役場内の駐車場の中に車を止めて、その

車内で窓を閉め切り、クーラーを利用しながら車内でたばこを吸う喫煙者を見たことがあります、そのような場合は法律に触れないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

敷地内ですので、敷地を管理をしている、庁舎を管理している私たちから言わせれば、これは敷地内での喫煙との取扱いになります。

先ほど正志議員がおっしゃっていた施設外については当然私どもの管理ではございませんが、喫煙される方が、先ほどおっしゃっていた1月24日に施行された法律で、喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮しながら喫煙をなささいという、喫煙する側にもそういった法律が適用されますので、喫煙される方はそういった法律を守って、ほかの方に迷惑がかからないように喫煙していただくべきだと考えてございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。私は本当にたばこを吸わないのでちょっとよく分からないんですが、喫煙したい方は施設外に出ればいいという認識が恐らく強いと思いますし、今課長から説明があったとおりに周囲に迷惑が及ばないようにという、その部分の配慮がちょっと欠けているのかなと思います。ありがとうございます。

今、回答があったとおりに駐車場、例えば煙が外に出ないような状況であったとしても施設内ということで、施設駐車場内に止めている車の中でたばこを吸ったとしても、これもやはり違反になるということで、第一種施設というのはたばこを吸うことについては制限が厳しく設けられています。

では公共施設内でたばこを吸うことは不可能

なんだろうかとというところで調べたところ、ルール上、敷地内禁煙となっていますが、例外的に特定屋外喫煙場所というのを設置すれば喫煙が可能となっているようです。特定屋外喫煙場所という言葉は御存じでしょうか。

また、国内の第一種施設、学校、病院、行政機関の庁舎ですね。そういった第一種施設で特定屋外喫煙場所を設けている公共施設等はありませんでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

特定屋外喫煙場所というのは実際知っています。少しこれは説明させてください。第一種施設の中で特定の施策を講じることによって喫煙できる場所が、そういった特定屋外喫煙場所として述べられています。具体的には、当該場所が区画整理されていること。区切られていること。そこが喫煙できる場所。ふだん一般の方が立ち入ることができない場所を指定して、特定屋外喫煙場所という場所を設置することはできます。

次に、正志議員がおっしゃっていた第一種施設の中でそういった場所を設置している箇所はあるかということですが、実は県内の自治体でも幾つかあるのは承知してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

第一種施設で、公共施設で特定屋外喫煙場所が設置されている施設があるというのは承知しているということよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、具体的には県内自治体の中で約半数、21か所ぐらいでしたか、そういった施設を届け

出ているというのは確認してございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

すみません。一番最初に調べないといけないことだったんですが、この庁舎、こちらには特定屋外喫煙場所は設けられているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

北中城村役場においては、そういった施設は設けてございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。そういう公共施設、また第一種施設で特定屋外喫煙場所は設けられないことはないというのが今分かりました。

先ほど課長から説明があったとおり私も調べたところ、特定屋外喫煙場所の設置、3つの条件、全てを満たせば認められるようです。喫煙場所と非喫煙場所が区画されている。喫煙場所であることが分かるように標識を掲示している。そして3つ目に、施設の利用者が通常立ち入らない場所であること。以上、3つの条件を全てクリアした場合は設置が認められるようです。

そこで提案ですが、こちらの隣の建物、旧庁舎の屋上、企画振興課向かいの屋上に特定屋外喫煙場所を設置してはどうかと思うのですが、設置は可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほども説明したとおり第一種施設の中にも、その特定屋外喫煙場所を設置することは可能となっています。

ただし、国は実際特定屋外喫煙場所を設置することを推奨はしていないんですね。例えば仮に設置したとしても、1の方が喫煙した場合、その煙は風向きによって約14メートルほど到達するそうです。そうすると、どうしても施設を利用される住民の方に副流煙が起る可能性がございますので、当方といたしましては設置する予定はございません。ましてや設置を、逆にそういった予算を認めていただけるのかもちょっと疑問に思うところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ただいま課長の答弁から副流煙の話が出ましたが、私が提案している場所は屋外、しかも屋上、これも建物の裏とか屋上とか、公共施設は特定屋外喫煙場所を設置する際にそういった場所がいいんじゃないかと推奨されているところです。

副流煙の話がされましたが、屋上のしかも上、そこに喫煙ブースを設けて、必要な措置であれば排煙装置を設けて、さらに上昇に煙を送り出す。4階部分、3階部分の事務をされている皆さんにも副流煙が及ばないようにする。そういった対処が取られていれば可能ではないかなと思うんですが、そういった屋上内、さらに喫煙ブースを設けて排煙設備を設ける。そういったことをやっても、さらに配慮をしないといけない。そういうことでは生ぬるいので設置できない。そういったお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった喫煙ブースは実際技術的には可能です。小さいスペースで100万円程度、安い見積りでかかるそうです。そうまでしてやる必要はないというふうに今考えてございます。

実際今、中部保健所管内で設置している箇所が3自治体ございます。そのうち実際そういった特定屋外喫煙場所として届出は行っているんですが、結構不備らしくて、現在中部保健所のほうから指導は行われているそうです。近場でいくと北谷町も実際届出はされているんですけども、令和6年には廃止するという方向に今流れていますので、あえてその流れに沿って施設を設置するという考えは今のところございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私もたばこについては百害あって一利なしと考えている立場です。しかしながら、たばこを吸う方にも、人権と言えれば大げさなんですけど、たばこを吸う方にもたばこを吸う権利。そういうルールに基づいて、しっかり吸う場所を確保して吸っていただく。そして気持ちよくたばこを吸って、庁舎内に用事を済ませていただく。そういった環境を整えてあげるのも、やはり誰一人取り残さない、北中城村が目指していくべきじゃないかなと思っております。

今既に先行されてそういう特定屋外喫煙場所を設けて、中部保健所あたりから指導が来ているということであれば、じゃあ指導はどういったところを指導されているのか。どこを改善すればできるのか。設置に向けて最初から駄目ではなく、じゃあどこを改善すればいいのかというそういった姿勢で、必ず建てなければいけないものではないんですが、しかし不利益を被っている方々、難儀をされている方々がいるのも事実ですので、たばこは駄目だよという、当たり前で駄目なことではなくて、なぜ駄目なのか。もうちょっと深く掘り下げて、どうにかして、そのたばこを吸っている方々も気持ちよく施設を利用できるようにできる対策は取れ

ないだろうか。そういったことを考えながら、今後研究していただいて、特定屋外喫煙場所の設置に向けて行政の皆さんに頑張ってもらいたいと思います。またこれについては私も近隣市町村、そういったところをもう一度調査して、またいつか質問に取り上げていきたいなと思います。ありがとうございます。

では大卒2番目の質問に移っていきなすと思います。公共施設の広告利用について話をしていきたいなと思います。

公共施設というのが、この仲順、喜舎場の間にある配水池、ちょっと写真を持ってきましたので掲示したいと思います。これですね。これは旧EMホテルから仲順方面に向かって行きますと、仲順の配水池があります。こちらは村長の答弁のほうから、不特定多数の者が出入りしないように対策を講じていけばということの回答がありました。このタンクの壁面、そのペンキは一度塗ってしまえば、なかなかほかの業者の方とか入らないと思うんですよ。

私がちょっと心配しているのは、恐らくこういった公共施設、水タンクなんですけど、その設置基準というのが細かく設けられていると思うんですよ。配管の材質は何であるとか、壁面の厚さはコンクリート何ミリ以上にしないといけないとか、そういったような細かく基礎工事等についても指定されているんじゃないかなと思うんですけど、今回私が提案したい壁面に企業の広告を、一面に広告として活用するということは、その設置基準等で規制はかからないか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

御質問にお答えします。

配水池の設置基準といいますか、今おっしゃる配管とかコンクリートの厚みとか、そういう基準はちゃんと設計の段階であるんですけど

も、ただ壁面を利用するに当たっての基準は特
にありません。

ただ、水道施設なので水質と施設の保全が重
要となってきます。壁面の利用に当たっては、
まず浄水が汚染されないようにすることと、配
水池の躯体や露出管に損傷を与えないようにす
ることが重要であります。

また、広告物の内容としまして法令等に違反
するもの、またはそのおそれのあるもの。また、
公の秩序、もしくは善良の風俗に反するもの、
またはそのおそれのあるもので、基本的人権を
侵害するもの、またはそのおそれのあるもの。
第三者の商標権、著作権等の権利を侵害するも
の。村民に混乱を生じさせるもの、またはその
おそれがあるもの。その他、水道施設の愛称と
して使用することが適当でないと思われ
るものなどの制限を定める必要があると考えてお
ります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

そうですね。著しく村民の皆様の混乱を招く
ような広告は確かによろしくないと思います。
そういった場合、やはり今課長が懸念してい
るとおり事前にルールをつくってやっていけば問
題ないんじゃないかなと思います。私が知る限
りでは、分かりやすく水タンクと言いますけれ
ども、水タンクを広告看板として利用している
ような自治体はなさそうなんですよ。

これは那覇空港から中部に向かう途中、高速
道路から見える豊見城市の水タンクなんです
が、こちらについては「マンゴーの里 豊見
城市」ということで豊見城市の特産物を紹介
しております。

そしてもう一つは沖縄市ですね。とても大
きな水タンクで2基並んでいるんですが、沖
縄市はエイサーのまちを全面に出して、水タ
ンクの壁面を広告看板として使っております。

このように公共施設の壁面を利用して広告
収入を得ている自治体、これは全国に例があ
るんでしょうか。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

配水池に限らず県内の公共施設においては、
まず有名なのが県の総合運動公園、陸上競
技場、タピックがやっていると思うんです
けれども、それとほかにまた那覇市とか名
護市、宜野座村、北谷町の野球場にもそ
れぞれネーミングライツを導入して
おります。それに伴って収入も得ている
ということでありまして。ほかにもこ
ういった導入をしている自治体も県内
にはまだあります。

また、配水池に限ってですと事例とし
ましては、北海道の北広島市が配水池
を利用してネーミングライツを導入
しているということであり
ます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

私の最初の一般質問で分かりやすく
ネーミングライツから入ったので、今
課長はネーミングライツの説明もされ
たと思うんですが、今回水タンクにつ
いては特にその後の使用権限などを
与えるような、ちょっとネーミング
ライツとは若干違って、壁面を広告
看板として利用するという
ことを提案しております。

今課長から説明がありましたとおり北
広島市、これは日本ハムファイターズ
が、同じ北海道内ではあるんですが
本拠地を移転したところで、そこで
配水池の壁面を利用して広告をして
いるということ、前例はあるんですが、
前例があるということはやはり本村
においてもできるんじゃないかなと思
っております。

私がこれを提案したいのは、最初に
申し上げ

た稼ぐ行政を目指していきたいと、頑張っていた
いただきたいという思いがあるんですが、その配
水池の壁面の補修、ペンキの塗替え、そういっ
た費用を広告収入として、ランニングコストと
して安定的に運営できないかなということを考
えております。

ちなみにこの配水池、先ほど写真で示した喜
舎場・仲順の配水池なんですが、その壁面のペ
ンキの塗替え、これは大体何年ぐらいの間隔で
行っているのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

壁面の塗装については約10年以上もつという
ことでされていますけれども、10年のめどに塗
膜の膨れ、割れとか剝離等が確認された場合
には補修が必要となってきます。

今回の喜舎場・仲順配水池については来年度、
耐震補強工事を予定しておりますので、それ
に合わせて補修といいますか、ペンキの塗替え
も行うということで予定しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

約10年の補修の間隔という説明がありました
が、例えば私の提案するその広告収入を得て
ということが可能であれば、もしかすると四、
五年ぐらいの間隔で防水塗装、そういったの
ができるんじゃないかなと。ルールを決めて、
四、五年ごとに業者に広告看板として利用
していただく。そういったことで、この塗
装代をそちらのほうに捻出していただくと
かそういったことが可能ではないかなと思
うんですが、今課長から説明のありまし
た来年度、補修工事が入っているとい
うことなんですが、早速広告業者選
定のルールとかをつくって、最初に課
長が懸念されていた配水池、広告利
用するということが可

能となるようなそういうルール決め、そ
ういったのを作成して、次年度の喜舎
場・仲順配水池、そちらに広告看板
を導入するという考えはいかが
でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

来年度予定している耐震補強工事につ
いては、第5次拡張計画に基づいて国
庫補助事業で耐震補強工事を実施し
ますので、それに伴って会計検査等
もあることから、その管理を見込
んだ上で検討していきたいと考えて
おります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

じゃあ多分補助金などを活用して、
その後会計検査を受けて、しっかり
そういうルールに基づいてできたよ
うのを確認させないといけないとい
うことですので、それはやらない
といけないと思います。

そういったのが終わった後に、例
えば検査も終了後に広告看板とし
て企業を募集する。そういったこ
とは可能でしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

検査等が完了すれば、あとは条
例とか要綱等の整備が必要にな
ってくると思いますので、その
辺をまた導入した自治体の条
例、要綱等を参考にしながら
検討していきたいと考えて
おります。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。頑張
ってください。

ちなみに、この喜舎場・仲順
配水池の壁面のよう、本村内に
そういう広告看板として使え
そうな公共施設はほかにどう
いったものがあり

ますでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

本村の公共施設の状況からしまして、まず村立体育館などが考えられるかなと思います。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。大城のほうにも何か配水池があるようなんですが、そちらも利用できないかなと思いました。

あと旧EMホテル、そちらから北中城小学校を見た場合、屋根の部分がすごい広告看板として利用できるんじゃないかなと思いました。文具メーカーだったり、そういったような学校関連に関するような企業、そういったところから広告を受けられないかなと思いました。

これからも「稼ぐ行政 北中城村」としてぜひ、全国に先駆けてと言いたかったところなんですけれども、ただ税収だけにとどまらず、本村の知恵を絞って、「稼ぐ行政 北中城村」を目指して頑張ってください。こういった広告収入で若干なんですけど歳入を得ていく。そういった考えについては村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちは予算編成時に常々税収の確保とか、それからまた一般財源の確保とかそのようなことを申し上げておりますので、今おっしゃったことについては斟酌して、登用できるものは登用していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。重ね重ね何度も訴えているんですが、「稼ぐ行政 北中城村」を目指して頑張ってくださいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後の再開は、午後1時30分にします。

午前 11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

北中城小学校の皆さん、天気の良い中、傍聴ありがとうございます。

では通告に従いまして、一般質問を2点行います。

最初に、児童館について。

現在村内に2か所の児童館がありますが、老朽化が目立ちます。建て替えの必要があると感じ、次のことを伺います。

①島袋、仲順両児童館の利用者数。

②両児童館の築年数と立地に至った経緯。

③保護者や児童生徒から、連絡網としての公衆電話の設置の声があるが、どうでしょうか。

④高齢化率が高く公共施設が少ない（特に学校や児童福祉施設）東部地域に誘致をすれば、地域の活力につながると考えますが、所見を伺います。

2点目に、都市計画とまちづくりについて。

都市計画とまちづくりについて次のことを伺います。

1、中城村との共同のまちづくりについて、次のことを伺います。

①共同のまちづくりは、那覇広域から中部広

域へ移行するための策定業務の認識だが、それでよいか。

②同事業は令和3・4年度で550万円の予算計上だったが、それ以降予算計上がない。理由を伺う。

③今後の共同のまちづくりへの考えと方針を伺う。

2、キャンプ瑞慶覧ロウワープラザ地区は沖縄市との共同での跡地利用計画が進められているが、都市計画区域の違いからの支障もしくは作業があるのか。

3、農を活かした健康・福祉の里づくりは、第1段階のバイオマス施設の造成工事が今年度から始まる。同事業は土地活用を行う上で、法的制約の少ない農振白地区域から段階的に整備を進めていくようだが、今後第3段階の医療福祉施設建設や最終第6段階の住宅エリア建設まで、厳しい法的制約をどうクリアしていくのか伺います。

4、沖縄振興計画「新、沖縄21世紀ビジョン基本計画」の「東海岸サンライズベルト構想」に北中城村として何を期待し、どう反映させていくのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では名幸議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に児童館についてですけれども、島袋、仲順、両児童館の利用者数ということですけれども、令和4年度の村内の利用児童数は次のとおりです。延べ利用者数、仲順児童館が1万5,493人、島袋児童館が1万5,909人。1日平均入館者数、仲順児童館が53.4人、島袋児童館が54.9人となっております。

続きまして両児童館の築年数と立地に至った経緯ですけれども、築年数と立地に至った件につきましては、仲順児童館は昭和62年に建築され、築36年が経過しています。1階部分が児童

館、2階が仲順公民館となっております。当時児童館建築を検討する上で、老朽化した仲順公民館との複合施設として自治会と協議し、整備されたものであります。

島袋児童館は昭和59年に建築され、築39年が経過しています。篤志家として青少年健全育成に寄与された故上原清善氏より土地の寄贈を受け、整備されたものであります。

3番目、児童館への公衆電話の設置につきましては、これまでも検討が行われてきましたが設置には至っておりません。現在は、急を要する場合などの連絡は事務所設置の固定電話を利用するなど対応してまいります。現在はテレホンカード方式の電話機が廃止されたこともあり、現金のみの硬貨式電話機の設置について、ニーズや運用上の課題を整理し、検討を行ってまいります。

4番目、東部地域の活性化は村の重要な課題の一つであると認識しております。御提案の教育や福祉等の公共施設の整備は地域の活性化の一つの要因となり得ますが、その施設単独での効果は限られるのではないかと考えます。住民の皆さんの御意見を伺いながら、地域の活性化に向けて検討を重ねてまいります。

2番目の都市計画とまちづくりについてですけれども、最初に中城村との共同のまちづくりについて。

①共同のまちづくりは、中部広域都市計画区域（非線引き区域）への移行に向けた取組として策定するものです。

なお、この計画策定をもって即中部広域への移行が確定するものではなく、国・県等の関係機関との調整において、両村におけるまちづくりの展望を明確に示すものであることを御理解願います。

②今後、策定委員会委員からの意見への対応整理を踏まえて、さらなる検討が必要になると考えておりますが、現時点においては不明瞭で

あるため予算計上に至っておらず、必要に応じて補正予算で措置したいと考えております。

③今後の共同のまちづくりの考え方、方針を伺うということです。今年度の早い段階で計画策定を図り、国・県等の関係機関との調整を図りつつ、村土の保全と適正な開発による、本村にとって望ましいまちづくりの実現に努めてまいります。

なお、仮に中部広域へ移行するとしても、県の都市計画区域区分の再編に係る協議工程の都合があり、最短でも令和9年度の決定になる見通しであります。

2番目のキャンプ瑞慶覧ロウワープラザ地区についてですけれども、沖縄市との都市計画区域の違いによる都市計画手続に影響があり、検討しているところであります。

3番目の農を活かした健康・福祉の里づくり事業についてですけれども、議員御推察のとおり沖縄県の所管部署との協議は難航しております。各段階ごとにそれぞれ民間事業者が作成した開発計画に基づき、農業振興地域の除外要件や都市計画法に係る開発要件など、一概にこの方法で全てを解決できるという妙案はないため、各段階ごとの計画に沿った協議を積み重ねて進めているところであります。

当該事業は、全体で一つの「まちづくり事業」であり、各段階における事業実施者である民間企業の取組方や関わる地権者の方々の協力が大変重要であり、その形成について時間を要するものと覚悟をしております。

また、この「まちづくり」は地域住民（自治会）との機運醸成も同様に重要です。そのため、ぜひとも議員の皆様にも御理解いただき、御支援、御協力をいただけたらと思います。

4番目に、沖縄振興計画とサンライズベルト構想についてでございます。「東海岸サンライズベルト構想」は「本島東海岸地域に、中南部地域から北部地域に伸びる新たな基軸となる経

済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要があること。また、西海岸地域とは異なる魅力や強みを発揮することが重要であり、関係市町村と連携しつつ施策を展開することにより新時代に対応し、新たな価値を創出する「住む・働く・遊ぶ」を満たす快適空間の先導地域の実現を目指す」ことが記載されております。

現在、東海岸地域において計画されているマリントウンMICEエリア形成事業や東部海浜開発事業など、関係市町村の事業展開により東海岸地域が発展し、経済活性化が期待されることから、本村としても東海岸地域サンライズ推進協議会を構成する与那原町、西原町、中城村と連携したまちづくりに取り組み、経済活性化の波及効果を本村にも生み出せるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では再質問をいたします。よろしく申し上げます。

まず児童館についてであります。利用者数は承知をいたしました。これは令和4年度の統計でありますけれども、令和2年度、3年度はやはりコロナの影響で閉鎖というんですか、休館とかそういったのがあって、あまり統計というのは出ていないんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

児童館の利用者につきましては毎年度こういった形で実績をまとめておりまして、大変申し訳ありません。令和2年度、3年度の資料については今手持ちを持ち合わせておりませんのでお答えできませんけれども、傾向として、おっしゃるようにコロナで利用ができない時期もご

ございましたので、令和4年度の実績と比べて減るものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

承知をいたしました。

ちょっと順番を変えます。次に③の公衆電話の件で再質問をいたします。今答弁で、これまでも検討が行われてきましたが、設置に至っておりませんとございます。ということは、やはり保護者なり、職員からの公衆電話の要望、要請という声はあったということなんでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

はい、そのとおりでございます。これまでの検討においては、一番は現金を持ち歩いて児童館を利用するということが、その与える影響という部分と、あとは実際事務といいますか、職員の負担という部分も少なからず出てくる可能性があるというところで、そこを中心に、やはり厳しいんじゃないかというふうな結論に至っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

前からそういう声があって、そういう事情でまだ設置には至ってないということでもありますけれども、やはり職員からも、答弁にもありますけれども、急を要する場合などは事務所設置の固定電話を利用するということでもありますけれども、実際急を要するかどうかは別として、そうでもない場面も、やはりそういう親御さんとのいろんな送迎関係とか、その辺の事務所の固定電話の使用等もちょくちょくあるようなんですよ。その辺で使えない子供たちは、島袋児

童館にせよ、仲順児童館にせよ、近くのコンビニに通っていくということが多々あるようでして、今日、小学生も今スマホを持つ時代なので、逆にそういうことは要らないのかな、問題ないのかなと声を聞いたときに瞬間的に思ったんですけれども、ちょっと学校、教育委員会に確認したところ、基本的には今小中学校も学校にスマホの持ち込みはできないということなので、学校帰りに児童館を利用する子供たちが、やはりそういうような状況で親とのやり取りに必要だということが実態としてあるようなので、答弁にありますけれども、ニーズや運用上の課題を整理し、検討を行ってまいりたいということなので、ちょっと現場の声というんですか、その辺も拝聴していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほども申しましたように現金を子供たちが持ち歩くということに関しまして、特に以前はそうではなかったんですけれども、現在の児童館の利用状況としては、下校途中に児童館を利用されるお子さんが非常に多くなっております。そうしますと現金を学校にも持っていく形にもなりかねないというところで、学校からもそういった意見をこちらにいただいたこともございますので、こちらとしては慎重な判断が必要だろうというふうには考えておりました。

ですけれども、確かにニーズとしてはあるということではございますので、この辺のニーズと運用上の課題を整理し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

よろしく申し上げます。

では質問の②と④を再質問いたします。まず老朽化が目立つと私は思って質問をさせていただいておりますけれども、この両児童館の老朽化、実際現場での確認というか、把握というのはされているのでしょうか。もしされているのであれば、実際今どのような状態なのか、お尋ねいたします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

児童館につきましては月1回、児童館会議という形で我々、私も含め現場で会議をしているところでございますので、その都度、現場の状況というのは確認しております。

以前に公共施設の状況を確認した資料等もございますけれども、それに基づいて行きますと、外側の躯体というか表面の部分での修繕が必要な部分もございますけれども、一番目につくのは内部の床材とか木材が剥離したりそういった状況がございますので、場合によっては現場の職員が応急処置として、例えばダンボールを当てたりとかそういった形で対応している状況であるということは承知しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

そのとおりであります。かなり傷みが激しいものが目につきますので、質問をさせていただいております。

では仲順児童館が築36年、島袋児童館が39年を迎えているということで、これからもかなりの年数がたっているということが伺えます。

平成29年度に村が発行しました公共施設等総合管理計画、こちらを見ますと、仲順児童館の老朽化が66.3%、そして島袋児童館が70.7%と

いうことでありますので、60%を超えると更新検討に入った施設に該当するということでありますけれども、具体的に更新の、建て替えの検討に入ったことはあるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

児童館の建て替えにつきましては、いろいろこれまでも検討を重ねてまいりました。優先といたしまして、築年数がたっております児童館の建て替えを先にといいふうな形でこちらは、移設も含めてこれまで検討を重ねてまいりました。

ただ、今般の放課後児童クラブ、学童の必要性という高まりを受けて、当初は児童館に学童も併設という形で複合施設ではどうかというふうな構想を持ってございましたけれども、去る子ども・子育て会議等の計画見直しにおいて、児童館併設の1クラスだけではとても足りないであろうということで計画を見直しまして、島袋小学校に併設されております島袋学童のほうの2クラス分をさらに増築するという案に変更した経緯がございます。

ですので、児童館の建て替えも急ぐべきものであるという認識はございますけれども、ニーズとしてまずは学童の整備を早めにやらなきゃいけないというところで、そちらを先に今優先して取り組んでいるところでございますので、その計画のめどが立ちましたら、続いて児童館の計画というふうな形で考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

今、島袋児童館は島袋小学校の校区で、学童保育の新設に切り替えたという話がありましたけれども、北中城小学校にはまだ学童が整備さ

れておりません。北中城小学校に通う子供たちの多くが仲順児童館を利用しているかと思うんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、まず島袋小学校区においては公設民営の学童という形で現在整備しておりますので、そういった恩恵を受けられる状況でございますけれども、北中城小学校区においては全て民設民営という学童の状況もございます。そういった状況を、不均衡を改善するためにも、仲順児童館の建て替えに際しては、先ほど言いましたが学童との複合施設という形が取れないかというふうな考えを持っております。

場所においても、現在仲順児童館は児童が歩いて行ける距離にはありますけれども、できれば安全を考慮した上で小学校近くへの移設という部分についてもひとつ視野に置いた上で、建て替えという計画の構想を考えている段階でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

分かりました。

では立地に至った経緯ですね、現在2つの園。仲順児童館は老朽化した公民館の複合施設としての建設。島袋児童館は土地の寄贈を受けての整備ということで、いずれも土地の確保が容易であったことが立地に至ったということによるのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

当時児童館の建築に際しては県内でもあまり

事例がない、私の把握する限りでは那覇市に続いて2番目に児童館を整備した、歴史ある北中城であったというふうな認識を持っております。当時の村長をはじめ、児童の健全育成のための見識を持って、早めに整備しようということで、できる方法を取ったものだというふうな認識を持っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ではお尋ねします。5年ほど前に、この児童館のガイドラインが改正されたと思っておりますけれども、そのことは御存じでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

はい、承知しております。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

なぜ改正に至ったのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

改正に至った経緯については、大変申し訳ありません。今認識として資料も持ち合わせておりませんので、現時点ではお答えできないということであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では私が調べた範囲で。改正に至った経緯は、やはり児童福祉法の改正とかそういうことに対して、社会全体で子供たちを支えていこうという機運があって、これまでの児童館のガイドラインがそういう児童福祉法なりの法律と合致し

ていないということでの改正に至ったというのが、私が調べた範囲でその経緯なんですね。

それからしますと、この児童館の存在というんですか、それはやはり今まで以上のものが期待されるということなんですね。例えば今言った児童福祉法に照らし合わせた、さらなる機能強化を目指して児童館のガイドラインを改正するということが背景なので、そうしますと今答弁いただきました学童も兼ねた、そういうような児童館にするということであるんですけれども、この規模、あるいは機能強化、その辺も考慮に入れた対策を打っていかないと、ただ、これまではよかったんですけれども場所ありきとか、そういうような学童との併設も悪くはないんですけれども、いいことではありますけれども、よく加味した、その辺の検討も踏まえた建設に至らなければ、逆に後手に回ると。時代遅れになると。あるいは建設に至らないということもあり得ますので、その辺も検討事項に入れるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

議員御指摘のとおりだと思います。本村にございます両児童館の課題といたしましては、屋内設備に関しましては体育館機能であるとか図書館機能、そういった機能を備えておりますけれども、屋外遊びという点でどうしても立地的に目配せができづらい状況もございますので、そういった児童館の本来の目的である遊びを通した子供たちの健全育成という部分について、十分にまだ機能を果たせていない部分もあるだろうというふうな課題を持っております。

そういった意味では現在の場所、立地という部分についてはどうしても手狭な部分がございますので、そこを解消できるかという部分については今後の検討かなと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ぜひよろしく申し上げます。その新しいガイドラインによりますと、子供たちの年齢の上下関係も重視して人間関係を深めようという趣旨もあるようなんです。それで、これまではほとんどが幼稚園生から保育園生から、上は中学生まで、高校生も利用できるような機能を持たそうというようなのがこのガイドラインの趣旨でもあるようなので、そうなった場合に今課長がおっしゃったような計画どおりに行くのかということも非常に検討事項に値すると思いますので、この辺もよろしく願いいたします。

では④の答弁をいただきましたので、北小校区に関してはその辺の学童も踏まえた近くに、施設にということが考えられているようであります。

私は東部地域出身ですので訴えをさせていただいているんですけれども、村長の答弁でも重要な施策であるということはおっしゃっていただいています。単独での効果は限られているのではないかとということで、複合的なことで若干の期待はしたんですけれども、この辺はどうですか。例えばじゃあ北小校区、その近くにそういうような学童と併設するものと、あるいは東部地域に何か複合的なものを、この児童福祉的なものを建設する。そういうことが検討事項として考えられませんか、村長。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほども申し上げましたように私たちも東海岸地域の活性化については大きな課題、トップクラスの村の課題だと思っております。

そこで児童福祉施設の新たな設置ということにつきましては、これまでの時代の流れとかその思考、あるいは児童福祉施設を果たして向こ

うに単独で設置するのがいいのか。いろいろな流れを、傾向を斟酌いたしまして、必要というよりも、もしそれが適切というのであれば十分検討に値すると思います。

いずれにしましても、また今名幸議員がおっしゃったことについては福祉課のほうでも、また村長部局でもしっかりと検討してまいります。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

私が若干期待したのは、今の仲順公民館のように公民館と併設できるそういうのができないかなと思ったんですよ。

ちなみに東部の公民館で一番古いのは熱田なんです。もう40年になって、それでその辺のことができればと質問した次第でありますけれども、よろしいです。そういうような北小の校区に学童がないということも事実ですし、私もそのことは何度も訴えさせてもらっていますので、できれば可能であれば東部に何らかの福祉施設を建設することを検討の中に加えていただければということをお願い申し上げて、この質問を終わります。

続いて、都市計画とまちづくりについて再質問をさせていただきます。まず中城村との共同のまちづくりについてであります。

答弁で、中部広域に移行するに向けた取組と策定するものとあります。私がちょっと懸念していたのは、そういう移行する理由でそこは始めたと思っていたんですけれども、若干それがどうなのかなという疑問を感じましたので質問をさせていただきました。でも、そうだとすることが分かりました。

それで、答弁にもあります。私も中部広域でこの策定業務がすぐ移行するものではないということは十分承知をしています。そんな生易しいものではないと。50年そのままだったわけですから、それは分かっております。それでこの

策定業務が、今小学生もいらっしゃるのでお聞きしますけれども、この策定業務というのは私の中では両村が中部広域に移行させてくれということに県に要請して、それを受けて県は、じゃあどういうまちづくりにしたいのかということを両村に宿題を与えたと思っているんですね。その宿題に応えるための策定業務だと思っていますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

はい、議員御理解のとおりでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

そこで大切なのは、この宿題にどう応えていくかなんです。この宿題に100点を取りに行くために一生懸命頑張って、これを積み上げていくのか。あるいは50点、60点でいいやと思って積み上げていくのか。それはおのずと結果で表れてくると思うんですよ。100点を目指して行かないと、この当初の目的は私は達成されないと思うんですけれども、その辺はどう考えていますか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

100点とか50点とかという点数評価は難しいんですけれども、結果として国・県の関係機関に、ではその中部広域、非線引き区域に移行するに見合う内容なのか。本当にそれが必要なのか。現行制度の中で対応可能なものはないのかということを経営的に関係機関と調整をして、理解をいただくと。それが十分な理解に至らない、あるいはその説明としてほかの対処方法があるではないかということも含めて、本当にはどういった制度、まちづくりに向かうべきなのかというものを今後また調整していくという

ことになってまいります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

そこで私が少し疑問を感じるのはそのなんですね。冒頭言いました。那覇広域から中部広域に移行するために県から宿題を与えられた。そうなんですということで、この宿題に応えるために一生懸命頑張って100点を取りに行く。もちろん点数が何点とかそういう決め事は今の段階では言えませんが、でも一生懸命積み上げて、移行するためにこの策定業務があるわけであって、しかし今の課長の答弁からすると、この策定業務の中に今の現行の那覇広域の中で地区計画の見直しで済むとか、現行の中でこの見直しができることも踏まえた策定なんですか。どちらなんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず発端となったのは、その中部広域というものがあきで今回のこういう取組に至っているということではございますが、お互いその両村、向かうべきは何なのかと。両村にとって望ましいまちづくり、これが最大の成果、目的だと考えております。ただ単に、その中部広域あきで当初はスタートしたわけではありますけれども、いろいろな調整の中で本当に何が望ましいのかというものをきっちりしっかりとそれを精査して、その上で臨むべきであろうという状況でございまして、もう完全にその中部だけでは駄目だということではなくて、例えばその独立という案もあるのではないかと。そういったのも含めて、今後関係機関との調整を図っていくというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

それでは確認をいたします。

今課長がおっしゃったことは、中城村も同じその気持ちを共有して、同じスタンスでもって、この策定業務に臨んでいるということなんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

まず共同のまちづくり自体は両村で一緒になって取り組んでいる、策定していくというところでございます。ただし、両村が置かれている事情が必ずしも完全に一致するわけではなくて、それぞれはそれぞれでやはり利益があるだろうというふうに思っております。そういった点では、必ずしも結果が同じ方向に向くのかというところは、場合によっては少し異なる可能性もありますけれども、今の時点としては一緒に共同で取り組んでいるというところではございまして、それぞれが今違う方向へ向かっているとかそういうことはございません。あくまでも共同のまちづくりとして中部広域に今取り組んでいるという、その点においては現状として両村で同じ方向へ向かっているというところではございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

非常に理解しづらいんですけども、それは②の質問で、策定委員会からの意見の対応整理を踏まえて、さらなる検討が必要になると考えて、現時点においては不明瞭であるため予算計上に至っておりませんということなんですけども、この策定委員会というのはどういうものなんですか。委員というのはどういう方々が委員になっているんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

策定委員会のメンバーとしましては琉球大学の先生であったり、都市計画を経験されている有識者、技術士であったり、アドバイザーとか、あとは歴史・文化に携わる方、農業委員会の方、その他、国・県の行政機関のメンバーと両村の副村長がそのメンバーになっておりまして、全部で12名の委員で構成されております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では、その有識者ばかりではなくて両村の代表も、今言ったように副村長が委員になっているわけですね。

それでは、この答弁にあります策定委員からの意見への対応を踏まえて検討が必要になると。現時点で不明瞭である面があるということなんですけれども、委員会からどのような意見が出されて、何が不明瞭なのか、お聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

前回の委員会から、各委員から様々な意見をいただいているところでございますけれども、例えば琉大の先生からいただいているのが、「共同でやることの意味や意義などの観点から、計画をつくる背景、重要性、必要性を記載した方がよい。共同でまちづくりをすることによってどのような利益、効果があるのかを説明したほうがいい。具体的にどういったメリット、そういったものが示せるのか」という宿題があったりします。

それと、ある都市計画の有識者のほうからは「まちづくりという言葉には、住民の存在がし

っかり組み込まれないと意味を弱めてしまう。

今まで外側に向いていた視線を中城と北中城村、隣同士に目を向けるような機能を持ったコアをどうつくるかという点が、とても大きい課題である」などのかなり多くの課題を今いただいているところでございまして、ちょっと個別に挙げますと、なかなか切りがないというところがございます。

これに対してどう応えていくのか。さらには、それを踏まえてそれぞれでまた検討を進めていくという課題が出てくるかと考えているところでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

再度確認をいたします。

先ほどの両村の共同のまちづくり、答弁にもあります策定委員会というのは、いわゆる県の担当である都市計画モノレール課ですか、そこ一緒になって、アドバイザー会議とかそういうものがありますけれども、今課長がおっしゃったのはそういうことですか。

私が聞いているのは、両村のまちづくりの計画策定委員会というのが設置をされていて、これは委員会の委員は20名以内をもってする。そして、次に挙げる者から中城村長が委嘱をするということで中城の代表、北中の代表、行政機関の代表、関係機関、有識者とかあるんですよ。そしてそこに委員長、副委員長とかがあって、そして庶務。そこは、委員会の庶務は中城村都市計画課において処理するとあるんですね。私が訪ねているのは、この委員会だと思って尋ねたんですけれども、今課長がおっしゃったのは多分県のアドバイザー会議か何かの指摘をされていると思うんですけれども、両村の共同のまちづくりの計画策定委員会設置要綱というのがあるはずなんですけれども、これは把握されていませんか。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 2時14分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この設置要綱そのものは、これは両村の取組という前提がございます。ただし、その中で代表者として中城村長がその代表者として、その任命を行ったという経緯になっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

じゃあ繰り返しますけれども、私の認識は、ですからその共同のまちづくりは、この委員会を通して両村で積み上げて、そして練られて県に提出をされるという認識なんですけれども、今私が言っているその委員会というのは、実質的には今機能していないんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

機能していないのではなくて、これまでに2回、委員会を開催しております。その2回、委員会が昨年度末に開催がございまして、先ほど申しましたいろいろな意見というのが、そのときにいただいた意見。これに対して今後また詰めていって、整理して、一度取りまとめた上でパブリックコメントを実施して、それをさらにまとめた段階で最終的な、その3回目の委員会に図って決定に持っていきたいという状況でございます。

これに対して先ほどその予算の計上がないということでしたので、予算計上として改めて今

の時点で、それに具体的な取組としての計上には至っていないというところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では話を元に戻しますけれども、この委員会からの意見の対応、整理を踏まえて検討が必要であると。不明瞭な点もあるので予算計上に至っていないということは、当然これは中城村にも同じ指摘があつて、中城村と一緒に、じゃあこれは令和5年度は少し止めておこうね。検討に走ろうねということになったんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えします。

まずその業務の経緯としましては、令和3年度に両村で、それぞれで発注して、それぞれの取組として、中身としては共同で取り組んでいるもので、結果的に令和3年度では解決できずに令和4年度に繰越しをしております。しかしながら、令和4年度でも最終の策定までには至らなかったというところがございます。両村それぞれで令和4年度までに、その実績で一旦整理をさせていただいたというところがございます。

ちなみに中城村は村独自の課題があるということで、今現在新しく発注して、自分たちのその中の検討を進めているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

まだちょっと理解できていないところがありますけれども、もうよろしいです。

じゃあ今後は本村にとって望ましいまちづく

りの実現に努めてまいります。前向きな答弁ではありますけれども、あくまでも将来のその展望というのは、もう北中城は北中城でまとめて、必ずしも中城村との共同のまちづくりとして仕上げ、県にそういう要請、要望をしていくということではないんですか。3番の答弁にあるのも、あくまでも北中城は北中城としての将来展望をこれから策定していくという理解でよろしいんですか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今現在のところは共同のまちづくり、そして共に中部広域への移行というものを目指しているという状況に変わりはありません。そういった点では両村、同じ方向へ向かっているというところでございます。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

まだまだ時間が足りませんので、よろしいです。

では次のキャンプ瑞慶覧の件をお尋ねいたします。支障があるということです。影響がある。検討しているところであるということなんですけれども、この調整区域の除外に当たっては、今少しかみ合わないところもあったんですけれども、中城村と同様の共同のまちづくり、将来じゃあこのキャンプ瑞慶覧を、ロウワープラザ、そしてサウスプラザ含めてどうするんだという策定業務をやって、それでもって調整区域の除外に入ることなんですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

名幸議員の御質問にお答えします。

今まちづくり、沖縄市と両方進めているとこ

ろですが、今区画整理を進める上で中部広域、那覇広域、今両方持っているものですから、一つの区画、一つの組合としてできるのか。それともおのおの、中部広域と那覇広域、両方でやらないといけないのか。それとも県がまとめて両方をやるのかというのを、今検討委員会を含めて検討しているところであります。まちづくりについては、一応進む方向で今やっているところであります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では今課長がおっしゃったような幾つかの方策でもって、北中城の部分は那覇広域の部分でこのまちづくりは進められる方法もあるということですか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今全国的に事例が見当たらず、市町村をまたいだ事例はあります。広域をまたいだ事例はあるんですけれども、この広域の中で両方とも非線引きの広域、こちらの南城市と中部広域みたいな例はあるんですけれども、今線引きと非線引きのこういう事例がちょっと見当たらず、それも含めて今検討を図っているという状態であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

難航するというのが、とても想像してしまいます。やはり那覇広域の影響をかなり受けていると思うんですよ。

例えばですよ、こちらの総合計画があります。4次も3次にもありましたけれども、この中で

都市計画、都市計画と言っても都市計画区域の位置づけではなくて、南部広域都市圏、そして中部広域都市圏というのがあります。これは都市計画の区分ではなくて、まちづくりに対して民家や人家、あるいは店舗、商業施設、そして人口流入も含めて、どこと交流があるのか。どこと都市関係があるのかという位置づけのものがあって、「那覇広域都市圏というのは那覇市を中心とした周辺市街地を指します」と。「中部広域都市圏というのは沖縄市を中心とした周辺市街地とあります」とあります。

やっぱり北中城と交流が深いのは明らかに沖縄市です。ライカムが開発されて、県道も通って、環状線も。下に下れば、さっき話もありました東部海浜もありますし、そして今のキャンプ瑞慶覧、そしてアリーナもできて、そしてこどもの国の拡張工事、これも北中寄りなので、この中部広域都市圏には沖縄市を中心とした周辺市街地を指しますということで、やはり北中城は中部広域都市圏に入ると思うんですね。

その辺からのその突破口というのは、私は県の先ほどの都市計画の見直し、モノレール課が公表している資料とかに目を通して、北中城村が中部に移行したいということは沖縄市との関係上、中部との関係上、ほぼ私は理解をしていると見ていますね。ほぼ、そういう意味では。その辺からの突破口は開けませんか。

○議長（比嘉義彦）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今中部広域の話がございしますが、この軍用地跡地利用の検討に入る前に、こういう中部広域、那覇広域という課題は当初から分かっておりました。地権者を含めて、この返還年度が令和6年度、またそれ以降ということがあったものですから、この広域になるならないというのは北中城村の問題ではなくて県含めての問題なので、

お互いは地道に那覇広域だろうが中部広域だろうが、このまちづくりの絵は描けるということで今進めている状況であります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

ちょっと時間がございませぬけれども、とにかく頑張ってください。はっきり言って、もうそういうような那覇広域で非常に影響を受けて、本当にマイナスだと私は思っています。今の件でも。ぜひ頑張ってください。

じゃあ農と福祉の件、お尋ねします。これから法的ないろんな課題をクリアしていかなければなりません。その場合、答弁書にもありますが、かなり厳しいような答弁でありますけれども、国に村長、前村長もそうですけれども、再三再四要請、要望、陳情をして、やっと事業着手が見えたと思います。それはEM機構が民間活用して、補助金も頂いたということなんですけれども、国がゴーサインを出した。補助金も出したというのは、この計画の第1段階から第6段階までの審査を審議してそういうような、いいじゃないかということで補助金も支出をするような、そういうことに至ったんですか。最後までそれを国が承認したということ。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

名幸議員の御質問にお答えします。

まずこの事業計画、全体の事業計画については国にも当初から御説明は申し上げております。ただし、補助金を頂く際には各段階ごと、これは議員の皆様方にもお話し申し上げており第1から第6段階の計画がございました。この中で補助金を頂きたいメニューの中で、どうしても複合的な施設が必要というような、バイ

オガス発電施設を含めた農業施設ということもございまして、ここにつきましては内閣府が所管する沖縄振興特定事業推進費を頂きたいということで、村長も含めて国のほうに陳情に行ったというのが経緯でございます。残りの第2段階からは、また別の補助メニュー等もございしますので、こういったのはまた各段階ごとのお願という形になるかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

では質問しました第3段階の医療施設、それから住宅エリアに向けてそういうような、さっきのキャンプ瑞慶覧の話もそうですけれども、いわゆる農振農用地から市街化調整区域の除外が必要なんですよ。その除外というのは、やはり北中城村が県に対して求めるものなんです。そこに民間事業も何か関わることなんです。あくまでも除外は北中城村が求めるものなんです。その許可は県が出すものなんです。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

この許可というものに関しましては最終的に国が出すものなんですけれども、県の承認を受けた上で国にそれを申請するという形になります。

先ほど議員がお尋ねのように、これまで大規模な、この何十筆というまとめた区画を農振除外するという例は北中城村ではやったことがございませんでした。なので、今回補正予算でも計上したとおり政策参与の方の助力もいただいて、これをスムーズに除外のほうに取り組めるような体制にやっていきたいと現在のところ考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

名幸利積議員。

○12番（名幸利積議員）

この間、昨日、おとといも議員からも質問がありました。我々はEM機構から説明をいただいて、非常に明るい気分になって、ぜひとも頑張りたいという思いでいたんですけども、現実はかなり厳しい状況もちょっと見え隠れするんですけども、もう時間がないので最後に村長、サンライズベルト構想も含めてなんですけれども、村内の均等あるまちづくりという面でどうお考えか、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今取り組んでいるライカム地域が、以前も話ししていますけれども、ずっと話ししていますけれども、ライカム地区が開発をされ、今後キャンプ瑞慶覧が開発をされ、ロウワープラザ、サウスプラザ、今度は喜舎場住宅も開放に向けて、まちづくりに向かっている。今厳しい状況ではありますけれども、農と福祉のまちづくりも荻道・大城で始められるということでやったときに、私が心配なのは県とか国からすると、何で北中城はライカムが開発されて、キャンプ瑞慶覧があって、農とあれもあって、喜舎場住宅もあって、これ以上そういう都市計画の見直しを求める必要はないんじゃないか。緑や畑は残せということにならないのかなど。そうしたときに、これが開発されていったときに格差が出ませんか、まちづくりとして。東部は具体的に何もできていないですよ。今サンライズベルト構想ってあるんですけども、これもまだまだ先々の話であって、その辺どう考えますか。均等あるまちづくりという点で。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員御指摘の西高東低の振興策かなと思って、北中城村においても同じよう

なことが言えると思います。

ただ、今おっしゃったように確かに宅地造成をすればするほど宅地需要は満たしてしまうと。じゃあ東海岸にその宅地造成は要らないんじゃないかという、そういう議論もあります。

ただ、今回農を活かした健康・福祉の里づくり事業で政策参与として農振除外と。特に東海岸については農振地域がかなりありますので、そういった面で彼をいろんな面で登用できるかなど。農振農用地域の除外等についてはいろんな農業のため、農家・農業に振興させるためということであれば、かなり認められるケースもある。それは事例としてかなりありますので、それを私たちは新たな政策参与に期待するものでありますので、東海岸地域については農振農用地をいかに生かすかと。そういうのはちょっとポイントになってくるかなと思いますので、これから政策参与含めて頑張っていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

1. 「保育サービス」について。

①最直近（5月30日現在）待機児童数の詳細（内訳）を伺う。

②保育士確保の現状の詳細と今後の考え（計画予定）を伺う。

③子ども・子育て計画の見直しの今後の予定を伺う。

2. 「学童保育」について。

①最直近（5月30日現在）待機児童数の詳細

（内訳）を伺う。

②（島袋在）新設の学童クラブの経緯説明の詳細と現況を伺う。

3. 「多目的アリーナ建設計画」について。

①村民の皆様への丁寧な説明は考えているか（進捗状況を含む）。

②村民の皆さんへの今後の建設計画等のパブリックコメントは考えているのか。

4. 「平和文化行政」について。

①タカノリ村政の進捗状況を伺う。

②「村第三次総合計画」を精査、検証されたか。

③これからのタカノリ村政の「平和文化行政」についての考えを伺う。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の質問にお答えいたします。

1番目の「保育サービス」についてですけれども、①保育所の待機児童数につきましては、本年4月1日現在の速報値といたしまして8人の待機が生じております。内訳は、ゼロ歳児4人、1歳児3人、3歳児1人、計8人です。

②保育士確保の現状につきましては、村内の認可保育所等において4月1日現在、6人の保育士が確保できずに、27人の定員枠が埋められておりません。

保育士確保策でございますが、引き続き村独自の処遇手当を継続いたします。また、国・県等の補助を活用し、県外保育士誘致支援事業や宿舍借上げ支援事業等を実施してまいります。

③村子ども・子育て支援事業計画の見直しにつきましては、令和7年度から始まる第3期計画の策定に向けて、今年度はニーズ調査を実施してまいります。

2番目の「学童保育」についてですけれども、

①村内の放課後児童クラブ（いわゆる学童クラブ）の待機児童数につきましては、5月1日現在、村内の4施設において待機児童数の合計が延べ23人となっております。なお、待機児童数につきましては、同一児童が重複していることが想定され、実人数につきましては把握しておりません。

②島袋地区における新たな施設整備につきましては、既存のしまぶく学童クラブの増築を計画しております。昨年度に概略設計を行い、現在は教育委員会と協議を進めております。早ければ令和7年度の開設を目指しております。

3番目の「多目的アリーナ建設計画」については、教育委員会のほうから答弁をいたします。

続きまして、4番目の「平和文化行政」についてです。

①平和文化行政の進捗については、就任以来コロナウィルス感染症の影響により、平和文化事業については中止や縮小等となり、思うように事業展開ができていません。しかし、村民の有志や平和を守る北中城村民の会等により、村の平和文化事業は継続されていると思っております。

ただ、平和文化行政だけでなく、村の事業の多くが自治会や各種団体に依拠している現状があり、これらの組織を強くすることが行政を強くするものと思っております。4月、5月、6月は各種団体の総会シーズンであり、そのほとんどの総会に出席している組織が自治会長会や社会教育関係団体であります。それは平和文化行政だけではなく、地域福祉事業等との横断的な関わりがあり、これらの団体を強くすることが重要なものと思っております。

初めて生涯学習振興計画を策定したことについても、生涯学習が自治会や各種団体と深く関わっているためでもあり、今後平和文化事業等にも生かせるものと思っております。

②平成16年に策定された三次総合計画につい

ては細かく精査しておりませんが、当該計画に盛り込まれた事業等については、多くが実施されていると思います。「平和の日」の制定や「平和ガイド養成講座」、「国際交流」等については今後前向きに検討する必要があると思います。

③本村の今後の文化行政については、村民の意識は高く、多くの村民有志や団体等から意見等を徴し、真摯に取り組んでいきたいと思っております。例えば平和の日の制定、平和・文化行政に貢献した方々の顕彰、平和及び観光ガイド養成、最も移民の多いハワイとの国際交流等を推進したいと考えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時52分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

失礼いたしました。3番目の回答が抜けておりますので、3番目の「多目的アリーナ建設計画」について、私に関することですね。申しございません。

①進捗状況から申し上げますと、多目的アリーナ建設計画については令和4年度において、周辺での施設開発の現状などから事業内容の検討を行い、施設機能の変更と規模の縮小、また所管を生涯学習課において進めていくことが決定しております。令和5年度においては、この内容の変更等について、補助金交付など関係機関との協議を行い、早期整備に向け予算確保に努めます。

②パブリックコメントについては関係機関との協議が整い次第、基本設計等を進めながら実施していきたいと思っております。なお、本施設のこ

ンセプト「防災」と「交流」に基づいた補助事業であり、所期の目的を変えない範囲において住民意見の反映を図る所存でございます。

また、今年度におきましては地域懇談会等も予定しておりますので、そこでまた説明が可能かと思えます。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

この質問、答弁につきましては無園児の方、それから育児休業中の方、それから入所を待っている皆さん、子どもまんなか社会、子育て世代の皆さんへの答弁と思って御承知おきください。

それでは再質問します。これは村長のこの度の施政方針にもございました。いわゆる待機児童ということでゼロ歳から2歳児まで、小規模保育所ですね、受入れ。それで保育士確保もやるということで。それと、この度の答弁にもございました。4月1日現在の速報値ということで、8人の待機ということですね。それで改めて再質問をします。

私のほうからは最直近、5月31日現在ということで承っていますけれども、この数字については変動はございませんか。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 2時56分 休憩

午後 2時56分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

待機児童数といたしましては、5月直近という御質問でございますけれども、村といたしましては4月1日現在の集計を現在速報値として

出しております。ですので、5月末現在での待機児童数という集計は行っておりませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは改めて、大変素朴な質問で申し訳ありませんけれども、そもそもこの待機児童数とはということで、ちょっと私の疑問で申し訳ないんですけれども、この待機児童数というのは、何を基準に、誰のために、何をするための目的なのか。大変素朴な疑問で申し訳ないですけれども、教えていただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

待機児童数と申しまして、単純に考えますと入所申込みに対して入れた児童数。入れなかったお子さんというふうな考え方をお持ちになる方もいるかもしれませんが、現在の保育の入所の在り方といたしましては、保育の必要性があるかという認定を行う必要がございます。実際に今現在、保育所に入れていないお子さんの現状を確認した上でそれぞれ個々の状況、例えば育児休業がどうなのかとか、そういった状況を確認した上で数字を確定させていきますので、かなりの作業が伴います。そういった関係からもすぐに、いつ時点の待機児童数は何名だというふうな数字が出せないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと今お話を聞いて、というのは私のほうから申すまでもないと思いますけれども、この度も大変、昨今マスコミ報道もございまして、政府も示すところで「子どもまんなか

社会」、誰一人取り残さないということで、やっぱり国も力を入れています。確かに御負担は自治体の皆さん、とりわけ業務をやっている皆さんには大変な御負担かと思えますけれども、そういった中でぜひとも私的には、今課長も入所のことをおっしゃっていましたので、いわゆるもう少しオープンにさせていただいて、いつでも、やっぱり皆さんに開示していただくのが、私はじゃないかなと思えますけれども、もちろん私は寄り添っていないと言えませんが、そういった面では子育て世代の皆さんが必死なんです。そういった面ではぜひとも、やっぱりそういった寄り添う行政と思えますけれども、ちょっと再度確認の意味で。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

待機児童数という形でのオフィシャルな数字の集計に関しましては、こういった形である程度期日を決めて、こちらは取りまとめをしております。

ですが、入所を申し込んで実際待機になっている方々からの御相談があった場合には、じゃあ実際にその御希望されている園、あるいは年齢において、実際何名ぐらい今待機がありますよというような窓口での対応等はさせていただいておりますので、その上でそれぞれまた預け先を検討していただいているというような形を取っておりますので、数字としてはなかなか確定は難しいではありますけれども、個別の案件に、御相談に対しては窓口を通して丁寧に対応しているというふうな状況は御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっとそのことがあったんで、これは後で私は言おうかなと思っていましたけれども、確かに今課長のおっしゃるとおりかなと思いはしますが、とりわけやっぱりこの子育て世帯の方たちは皆さん育児と仕事の両立で、もういっぱい。ですから、なかなか役所にいらっしゃることができない。それで私は待機児童をもう少しオープンにしたらいんじゃないかと。そういうお話を多々聞き及んでいるものですから、そういった形で私はあえて再度また質問させてもらっています。

というのは、やはり皆さん身近に、もちろんネットでもいろいろと私は周知、公表の方法もあるかと思えますけれども、皆さんも恐らくそういった面では二度手間、三度手間じゃないんですけれども、何らかの機会ですら、どこでも分かるという。もちろん公民館でも、私はどこでも可能であれば結構かと思えますけれども、そういう意味でやっぱり子育て世帯の方はなかなか、日々の時間もそうですけれども、皆さんの相談という時間も、そこで何を考えるかと言いますと、やっぱり諦める境地になっちゃうんです。やっぱり役所に言っても駄目だ。もう入所できない。そういう本当に切実、私も子育て世代は卒業していますけれども、そういう思いでもう少しオープンに開示できないのかなと。そんな感じでちょっと質問させてもらっていますけれども、これもまたこだわって申し訳ないんですけれども、課長にも私は以前聞いたと思えますけれども、どこにその課題、問題、障害があるのかなというところも、もちろん人的な配置もあるかと思えますけれども、そこをもしお話しできる部分で、一つでも解決につながればと思えますけれども、お答えいただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子どもの考えといたしましては、先ほど来、まずは待機児童を解消することが最優先だとは考えております。その上で数字を公表すること以上に、数的にはある程度、4月1日現在も1桁の数字となっておりますので、その方々に対しては個別に具体的に御案内するというか、そういった丁寧な対応が今求められるものではないかと考えておりますので、数字の公表という部分についても本来であればそれが望ましいというふうな御意見があるのは承知しておりますけれども、その数字を確定するためにもある程度の事務作業であったり、そういった手間がかかりますので、それ以上に私たちの考えといたしましては個別の保護者の方々への相談対応というところに力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

課長のお気持ちも分かります。ただ、ちょっとこのことだけは課長、あえてお話しするのも心苦しいんですけども、先ほどちょっと私、冒頭でも言いましたけれども、今度の村長の施政方針の中で重点施策として福祉の向上、それと村民の皆様の声に耳を傾け、それから村民が主役のまちづくり、そして共生のまちづくりということをおっしゃっておられますので、もちろん100%皆さんの要望、御希望に沿うのは私も難しいかなと思いますけれども、少しでも一助になればなと思って、これは私だけじゃないと思うんですよ。後ろにいらっしゃる議員の皆さんも、少しでも情報を早くキャッチできれば職員の皆さんが難儀することなく、私は村民の皆様「職員の皆様はこんな感じでお仕事をやっていますよ」と。そこの伝道師ではないんですけどね、そういうお役に立てればという思い

で、これは私だけじゃないと思いますので、これは今後の御検討も含めて、ぜひ月並みですけども頑張っていただければなと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

次の質問もちょっとそれに関連しますけれども、2番目の保育士確保の件です。これも答弁の中で、4月1日現在6人の保育士が確保できないと。それで27人の定員枠が埋められないということなんですけれども、これもちょっと心苦しい質問になりますけれども、どのような努力をされて、どのような成果となってしまったかということも今、再度また確認の意味でお話しただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育士確保の課題に対してどのような取組をこれまで行ってきたかというふうな御質問だと認識しておりますが、これまでも村独自の処遇改善として1月当たり5,000円の補助であったり、また国・県等からの補助金等を活用して、保育所の要望を受けながら、そういった補助金も活用しながら保育士を確保できるようにというふうな取組に歩んできたというふうな認識を持っておりますけれども、いかんせん近隣市町村においても似たような事業も実際やっていますので、これといった北中城村独自色を打ち出したとしても、いずれにしても引っぱり合いというのが続いている状況がございます。

そういった中で保育士をある程度各園の努力で確保できていた状況ではあるんですけども、今回一番これまでで最大規模の保育士不足6名というふうな状況も発生しておりますので、その要因分析という部分については我々としてはまだまだ現場の声を把握できない部分はありますけれども、その声を聞いた上で今後の保育士確保の対策については考えていきたいと思って

おります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

この件につきましても大変心苦しいんですが、課長、今の答弁は恐らく今回に限ったことじゃなくて、実は大体同じ感じでお答えいただいています。これも申し訳なくて、あえてちょっと言わせてもらいますけれども、常々産学連携とか、それから保育士の方の待遇を改善されたとか、県外からの保育士確保の補助メニューですか、そういった事業をさせてもらってなかなかどうなのかなと。それと具体的にどのような努力をされたのかなと、これもなかなか見えてこない。

私的にも、これは課長はお分かりだと思いますけれども村内に、お名前を言ってしまっているのかどうか分かりませんが、専門学校がございまして。それからあとは認可化移行促進事業で保育士確保ができるんじゃないかと。そういった二、三の具体的な例もお話しさせてもらいながら、提案、提示をさせてもらいましたけれども、それも含めて、さっきと同じ質問になるか分かりませんが、その課題、問題、障害じゃないですが、少しでも一助になればなと思いますけれども、同じような質問の繰り返しになっちゃうか分かりませんが、ぜひその解決の一助になればなと思いますので、これも実は子育て世代の皆さんに、同じような回答になってしまうか分かりませんが、ぜひとも一緒にという思いで質問をさせてもらっています。お願いします。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時08分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

これまでも山田議員のほうからも村内の専門学校との連携であるとか、認可化移行支援についての活用という部分についてはこれまでも御質問いただいたところではございます。

村内にあります専門学校につきましては、村との協定を結んでおりますので、日々その連携業務は行っております。ただ、現在専門学校の体系といいますか、非常に学生確保も厳しい状況もあるというふうなことを踏まえて、そういった声も聞いておりますので、我々としてはできることとして、できる限り村内の専門学校を村内の保育所での実習受入れとかボランティア受入れというところで馴染んでもらって、ぜひ村内の保育所に勤めていきたいというふうな取組はこれまでも取り組んでまいりました。そういった結果が出たかどうかという部分の評価については、なかなか集計は難しいところがございますけれども、そういった取組をしてまいりました。

また、認可化移行につきましては昨年度、村内の認可外保育施設のほうから小規模保育への応募という形でプロポーザルを行って、認可化移行支援事業を活用していいですよということで募集も行いまして、実際当初予定よりも1年早く、今年の4月から小規模保育所が、結果的に認可化移行支援事業を使うことはなかったんですけれども、認可外保育施設を活用した認可保育施設の拡充という部分についても取り組んでまいりましたので、その辺については御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ぜひとも本当に今でも課題、問題はたくさんあるかと思えますけれども、結局は子育て世代の皆さんに直結することですので、それでもって私はやっぱり一緒に汗を流しましょうとお話しているつもりですので、皆さんだけで難儀するんじゃないくて、こういったのはぜひとも私どもも分かる範囲内で子育て世代の方にお声を届けたいなど。そういう思いでありますので、ぜひともよろしくどうぞ。

次の③の質問に移ります。これもその関係になるかと思えますけれども、いろいろと計画の見直しもされているかと思えますけれども、またちょっとこの辺で見直しの話も、答弁書を伺いますと5月にニーズ調査されると。その辺もまた結果は何とも言えないかなと思えますけれども、ちょっとその辺が今まで、去年ですかね、どうなのかなと思えますけれども、今後の見直しも含めて、この辺も何か今、現状で結構ですから、その御答弁でもいただけましたら。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず待機解消という面で行きますと、今回保育士不足6名ということで、27名枠の定員割れが起こっているというふうなことを答弁させていただきました。今回の待機児童数、ゼロ歳4名、1歳3名、3歳1名というふうなことをお伝えしておりますけれども、この保育士が確保されていれば、ほぼ待機ゼロの状態が実現できていたかなというふうには考えております。そこについて、保育士の確保の策が足りなかったという部分については今後検証が必要だというふうに考えております。

今後の子育て計画において保育士、保育所の確保、今後の見直しという部分についてはまだまだこれからの人口の伸びであるとかニーズ、保育、預けたいニーズという部分を精査してい

かないとまだまだお答えできる状況ではございませんけれども、まだ北中城村の場合は人口が増えている。子育て世帯がまだ移住してきている状況もございますので、その辺を踏まえた上で第3期計画において今後の保育所なりの確保については見直しを立てていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

話したいことは、ぜひとも子育て世代の皆さんに寄り添って、もちろんやっていないというわけじゃないですよ。寄り添っていただいて、ぜひとも自由と言ったら申し訳ないんですけども、情報をお互いで共有できるようなその関係づくりといいますか、そのためにぜひとも頑張ってください。そういうことです。

次の2番目の学童保育のほうに移ります。これも答弁いただきまして、村長の施政方針の件もお話し伺いましたら、従来どおり巡回支援事業を継続していると。それと待機児童解消のために施設整備を考えていると。

この度も答弁いただきましたら、5月1日現在、4施設で延べ23人ですか。ここでちょっと疑問が出てきたんですが、延べ23人ですか、待機が。それで同一児童の重複もあって、実人数の把握は無理ということなんですけれども、ちょっとこの辺よく理解できないんで。

それともう一つは入所手続等の際、保護者の方といいますか、子育て世代の皆さんに困惑というか、何か戸惑いと言ってしまっていていいのか分かりませんが、ちょっとその辺私もよく見えなかったんで、何をしてなのかな。ちょっと説明でもいただければ。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

学童の場合、認可保育所と違って申込みは各施設への申込みというふうになっております。今回の23名という数字につきましては、各施設において入れなかった、待機になったお子さんの数を単純集計した数というふうな形になっております。それぞれの施設から、そのお子さんの名簿を取り寄せて、こちらが照合するというふうな作業を行っておりませんので、重複があるだろうというふうな認識を持っております。

また、傾向といたしまして、北中城小学校区においてほぼ多くの、二十数名余りの待機が出ている状況でございますけれども、一方で空きがある学童もある状況もございますので、その辺はあくまで施設の利用ニーズ、その施設に特化して申込みしたというふうな方が偏っている状況もあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

分かりました。ということは重複している部分は、その重複だったんですね。分かりました。

それでは次の2番目の質問ですが、これはちょっと私の説明が悪かったのかなと思っていますけれども、課長はもう既にお分かりだと思いますけれども、島袋在で既に新年度から、あれは新規になるんですかね。学童クラブがスタート、開所されていますけれども、ちょっとこの辺の経緯説明といいますか、詳細をお聞かせいただければありがたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午後 3時16分 休憩

午後 3時16分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在島袋小区において、昨年度まで学童が島小の敷地内にありましたしまぶく学童の2クラスのみでございました。かなり学童の待機が多いということで、急ぎ対応する必要があるということで、現在施設整備を進めているところではあるんですけども、その暫定的な措置としてしまぶく学童を運営している指定管理者である方々に、近隣で暫定的に待機を受け入れてくれるところを確保していただいて、アパートとか民間の借家をしていただいて、緊急的に受け入れていただいているというふうな認識でございます。

そこにつきましては、あくまで新しいしまぶく学童に、今現在増築の計画がございますけれども、その一部に戻るといような考えを持っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっとまたつかぬことを聞きます。今暫定的にということなんですけれども、専門的な法律のことまで言ってしまっているのかどうか分かりませんが、当然そこにはまた予算の投資もあるかと思っておりますけれども、その辺の障害というか問題等については。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

補助金等を活用できる学童クラブを募集する場合に、本来であれば公募というような形で公平に募集をかけるものというふうに我々は認識をしておりますけれども、その手法を取りますと、今年4月の上で島袋地区においてかなりの待機が出る可能性がございましたので、我々と

してはあくまで既存の指定管理者であるしまぶく学童を運営されている法人に対して、1クラス分を暫定的に別の場所で運営していただいて、早急に待機を解消していただく方法をお願いして取っていただいたというふうな経緯でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

すみません。この辺私的にはよく要領が分からないんですけども、その暫定ということがちょっと私はよく飲み込めなくて、この辺は別件等のこともあるかと思えますけれども、これはもちろん県との調整になるかなと思えますけれども、予算措置的にも問題ないのか。ちょっとその辺が気になって今、再度質問をさせてもらっていますけど。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

暫定とこちらはお伝えしておりますけれども、あくまで現在しまぶく学童のほうに増築という形で2クラス分をさらに今整備しようというふうな計画を立てております。その整備が済みましたら、今暫定的に美島通りのほうで運営しているクラスのほうを、その新しい施設に移っていただくというふうな形を考えておりますので、我々としては暫定という言葉を使っておりますけれども、県の手続としては通常の学童の届出をして運営している、何ら問題のない施設というふうな認識でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

単純というか、素朴な質問で申し訳ござい

せんけれども、ほかにも学童をやっている方もいらっしゃるかと思えますので、そういったところの懸念もちょっとあったものですから、その辺は十分クリアしていただいて、一番は待機児童解消ですね、子供たちの。それはやっているかと思えますので、その辺は現地の希望に添えていただいておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。3番目のアリーナの件です。これにつきましても答弁をいただきました。そこで妄想ではないんですけども、本件につきましては、さきの選挙で村を二分する大きな選挙の争点になりました。もちろん私も与党・野党関係なく、一緒にやった者の一人として、いろいろと紆余曲折があった中で、何て言っているのかなと思ってはいますが、何か光明が見えてきたのかなという情報もいただいておりますので、とりわけそれに関わった議会人の一人として、本当に今日まで、これからもそうなんですけれども、それに関わった職員の皆さんには何てお話ししていいのかなと思っておりますけれども、御心労、御労苦ですね、私は何もできませんでしたが、最大限の敬意と賛美をお送りしたいなと思っております。

そこで、1番の中でもありましたけれども、ぜひともこれは村長のほうからいろんな面でこれからも、同じことの繰り返しになりますけれども、これだけ選挙の争点になって、なかなか村民の皆さんに見えてこない。ぜひとも、いつでもどこでもというわけじゃないんですけども、ひとつ御提案というか、参考までになればなと思っておりますけれども、せっかく村のホームページがございますので、今後の中でまたこれは検討していただければと思っておりますけれども、ほかの市町村を拝見しましたら村長の部屋というんですか、首長の部屋ということで一つのコーナーを作っておられますので、それをぜひともと言っていいかどうか、また予算等いろん

な事情があるかと思いますが、そういう中もまた活用していただきながら、また別途、村長はいろいろとお考えになっているかと思いますが、とりわけぜひともこのアリーナの問題についてはなかなか皆さんに見えてこない。私も大変いろんな支援者の方から「どうなっているのか」と、「山田は何しているんだ」と言われます。ぜひともそういった機会を通して一つの提案ですけれども、もし御検討と、また何か村長のほうで御思案でもありましたらお答えいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

多目的交流施設については所管の建設課を含め地権者の方、あるいはまた業者の皆さんと長年協議しております。私も二、三度地権者の方にお会いしましたが、なかなか思うような交渉ができなかったような状況がございます。ただ、建設課の職員の皆さんが誠意を尽くして対応してくれましたので、何とか今のところこぎ着けたところでございます。この件につきましては、またパブリックコメントを含めて、また地域懇談会、あるいはまたホームページ等で紹介できると思いますので、まだまだこれから紆余曲折あるかもしれませんが、そのように周知啓発を努めてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。今村長のほうからも二、三お話しあったみたいですが、突然の質問で申し訳ございませんが、もし参考までに。ちょっとこれも私でお伝えできればなと思っておりますけれども、事務方の皆さんが例えば地主の方とか、これは補助事業ですので参考までに、アバウトで結構ですので、どの程度の日数とか、どの程度の回数なのか。参考までに、

もしお教えいただけましたら、建設課のほうでよろしいですかね。村長のほうでよろしいですかね。参考までに、こういったこともあったということでぜひとも、私は支援者の方も含めて村民の方にも何をしていたということをお伝えしたいなと思っておりますので、アバウトで結構ですので、よろしかったらお聞かせいただけませんか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

地権者との交渉、どれぐらい通ったかというところで申し上げますと、まず平成26年度から一旦事業を中断するまでの29年度までの間に24回。その後、一時中断しておりまして、また再開したのが令和3年度、それから令和4年度にかけて交換整理を進めるというお話しに持って行って、いろいろな契約の手続も含めてなんですけれども、令和3年度から4年度にかけて12回の地権者との交渉がございます。これはあくまでも面談式のもので、電話とか記録に残らないようなものは、この中に含んでおりません。

それとあと補助事業に関して防衛局との調整なんですけれども、これが事業化に向けて平成26年度から現在まで継続しているところでございますが、合計で今記録として12回の調整、交渉記録がございます。特に最初の事業化に向けての調整のときに頻繁にあったかなという状況でございます。最近のところでは年1回程度、状況の報告と、それとあと我々が持つ方向性について、今後の調整に向けてのお話、御相談をさせていただいているという状況でございます。また今後、昨年度からの見直しを受けて、また近いうちに防衛局との調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうも突然の御指名で大変申し訳ございません。何て言っているか、ちょっと私、言葉が出てこないんですね。私も過去に同じような仕事をやっていましたので、過去と今とじゃ数段の御苦勞があったかと思えますけれども、心情的にも大変な御苦勞だったかなと思えますので、重ねて村長をはじめ皆さまには大変御苦勞さまのお言葉しか出てこなくて、どうもありがとうございます。御苦勞さまでございます。この辺は間違いなく私も地域に帰りまして、今課長からの答弁をお届けしたいなと思っておりますので、どうも御苦勞様でした。ありがとうございます。

それで、この件については最後のお話になるかと思えますが、これも村長からさっきございました。ぜひともパブリックコメント、これも村長は事務方の皆さんからいろいろとお伺いになっているかと思えますけれども、これに何で私はこだわるかといいますと、やはり過去の例を引き合いに出して申し訳ないんですけれども、ぜひとも村民の皆さんのお声を行政に、これは村長の施政方針の中にもございますので、もちろん100%、私はお声を聞くことは難しいと思えますけれども、その一助になればなと思えますので、これからのこともあるか分かりませんが、村長の思いをぜひとも、パブリックコメントと言ってしまっているのかどうか分かりませんが、村長のお考えをお聞かせいただけないか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その前に、今の段階まで尽力した建設課だけじゃなくて、教育委員会の生涯学習課も一生懸命頑張っただけでございまして、また御理解いただきたいと思えます。

パブリックコメントにつきましては、どこの

段階でパブリックコメントが必要なのかどうかと。そろそろ基本設計、それから実施設計等がまた出てきますので、それ以前にパブリックコメントを持つ必要があると思っておりますので、今どの段階で持つかというのは、いずれにしても住民の意見というのを徴することは必要だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

突然の質問で申し訳ないんですけれども、ぜひともその辺は皆さんのタイムスケジュール等がいろいろあるかと思っておりますので、それに一つでも皆さんのお声を届けられるような、恐らく村長はそこはお考えになっているかと思っておりますので、ぜひともよろしくお聞かせいただきたいと思います。

最後の質問、4番目の平和文化行政になります。これも答弁していただきましたら、村長の一つ一つの熱い思いがあるなど。そういった面で、私も大変ありがたく承っております。そういった面では、これもそこに一つの提案になるか分かりませんが、平和文化行政につきましては申すまでもないんですけれども、いろいろと個々の皆さんが頑張っておられているんですけれども、私の個人的な判断で申し訳ございません。なかなか線としてつながっていないのかなど。そういった面で行政の皆さんも御苦勞されているかと思えますけれども、ぜひとも一堂につながるような体制づくりといえますか、組織づくりといえますかね。これは人づくり、指導者育成等も含めて、これからまた村長を先頭にお考えになっているかと思えますけれども、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

それで最後になりますが、平和行政関係になりますけれども、これも私がずっと心配していて、昨今こんな御時世で物騒な世の中になっておりますけれども、これも提案で申し訳ござい

ません。私もその第三次総合計画基本構想を拝見しましたら、一番気になっていたのは「平和の日」制定ということがございました。それと、その中に平和なまちづくりを推進するということがございました。これはちょっと今の時代は、私はなおこともう一度この原点に帰って、今やっぱり我々が生きる、生を受けてこの世に生きている人間としては、今この平和ということをもう一度我々は再認識して継承すべきじゃないかなと。そういう思いで、やっぱり平和の日制定は踏みとどまって考える時期なのかなと、私なりにこう考えて、そういった意味では村長もいろいろな思いがあるかと思いますが、これとあとは、私はいつも名前ばかり出してしまいますけれども、亡くなられた安里要江先生もこの平和という思いでずっと、大先輩ですね。頑張っておられました。あと金城明美先生とか平和ガイドの皆さん、そういった面も含めて私は人づくりはされたんじゃないかなと思います。そういう方たちをうまい具合に集約と申してしまっているのかどうかは分かりませんが、その意味では、この平和の日制定も一つの口実と申してしまっているのか分かりませんが、ぜひともそういう私の思いの提案という形になりますけれども、とっぴな質問で申し訳ございませんけれども、村長のほうでもし今後のことも含めて、村長の思いもございましたら、お答えいただければありがたいなと思います。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今御指摘のあった三次総合計画の中にそういった事業計画がございますので、平和の日の制定等含めてガイド養成講座とか、ぜひこれはまた行政としても進めてまいりたいと思います。

先日、ハワイ協会の総会のほうに出席いたしましたら、ハワイの人は北中城村人会も出来上がっているということの話を聞いておりますの

で、その事務局との交流、それがまた平和交流につながればという、もくろみとしてありますので、そういった交流もできるのではないかと。

そしてまた、喜屋武 功議員からありましたハワイとの交流とか児童生徒の交流ということも考えられますので、そういった面でまた交流が拡大していくと思いますので、今後計画をしてまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。

これは本当に最後になりますけれども、なぜ私が平和の日制定という話をしたかといいますと、これも申せば、皆さんお分かりかと思いますが、6月3日の報道ですね。これは皆さんも目に止まったと思いますけれども、副知事の照屋副知事ですね。韓国の済州島のほうで開催されました第18回済州フォーラムというシンポジウムなんですかね、出席されて、「持続可能な平和と繁栄のための地域外交」というテーマで基調講演されました。その中で、やはり知事の御意向といいますか、やられて、いわゆる21世紀の万国津梁を構築したいと、そういう熱い思いを発信していただきました。同時に主催者である韓国の済州島の知事の方ですかね、グローバル平和都市連帯への沖縄の加入を双方で合意しようという、そういうお話も交わされたようです。

ちょっと話が長々となりましたけれども、そういう思いでもやっぱりございますので、ぜひとも再度もう一度踏みとどまって、平和の日というふうには私はこだわっていますけれども、この見出し、村長、お分かりですかね。よかったですらちょっと、突然の御指名で申し訳ありませんけれども、ぜひとも県と連動・連携していただければなと思いますけれども、とっぴな質問で申し訳ございませんけれども、村長のお答えで

もございましたらよろしく申し上げます。

午後 3時37分 散会

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平和の行政というのは非常に長い道のりだと思しますので、まずは身近なところから地道にやっていきたいと思えます。

また、県もやっていることにつきましては、また同調できる、あるいはまた一緒にできるということであれば、県のほうにも同調していきたいと思えます。ただ、現段階では今途絶えている事業等がかなりございますので、そういった平和行政につきましては地道にやっていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ぜひとも人的にも予算的にもそうですし、大変なハードルはあるかと思えますけれども、これも申すまでもございませぬ。やっぱり未来ある子供たちのためにもう一度踏みとどまって、「平和っていいな」ということを我々が、大人がやらないで誰がやるのかという、そういう私の勝手な思いで申し訳ございませぬけれども、やっぱり平和な世の中であれば子供たちもいい顔をしていますし、やっぱりそういった面では村長が一番お分かりだと思えます。北中城村内には、何ていいますか、やっぱり未来永劫にでもありますし、そういった人材が私はたくさん生まれていると思えますので、やっぱり平和の中で教育も文化も何でもそうですし、そういう思いで提案させていただきました。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月15日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	散 会	令和5年6月15日 午前11時49分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 号	氏 名		出 席 等 別	議 席 号	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太		出	8 番	大 城 律 也
	2 番	屋 良 朝 春		出	9 番	上 間 堅 治
	3 番	比 嘉 悟		出	10 番	喜屋武 すま子
	4 番	比 嘉 正 志		出	11 番	比 嘉 義 弘
	5 番	平安山 和 美		出	12 番	名 幸 利 積
	6 番	喜屋武 功		出	13 番	山 田 晴 憲
	7 番	伊 集 守 吉		出	14 番	比 嘉 義 彦
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員			山 田 晴 憲		
	1 番 議 員			川 上 龍 太		
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長			比 嘉 直 也		
	議 事 係 長			仲 村 静 香		
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則		教 育 長	徳 村 永 盛	
	副 村 長	大 田 繁		教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳	
	総 務 課 長	喜 納 克 彦		生 涯 学 習 課 長	比 嘉 利 彦	
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一		建 設 課 長	安 次 嶺 正 春	
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星	
	住 民 生 活 課 長	楚 南 兼 二		健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	
	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		学 校 教 育 指 導 主 事		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和5年6月15日(木曜日)

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一般質問通告書

順位	質問者	件 名
9	川上龍太	1. 障害者優先調達推進法について 2. 農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業について
10	喜屋武すま子	1. 村内で農産物を高める運動を進めることについて 2. パッションフルーツの里を目指して

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（比嘉義彦）

日程第1．昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私から2点質問いたします。まず1つ目、障害者優先調達推進法について。

この障害者優先調達推進法については、去った3月定例議会においても、本村の方針や令和3年度までの実績について質問をしました。

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されております。障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが大切で、村当局としても障害者雇用を支援するための仕組みを整備するとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保することも必要である。3月定例議会での当局の答弁において、庁内周知に加え、受注可能な業務を調整するなど障害者優先調達を促進してまいるとのことであった。沖縄県全体でもなかなか実績が上がらないのが現状であるため、ぜひ北中城村から実績をつく

って行ってほしいと考えます。そこで村当局に伺います。

①令和4年度の実績について伺う。

②今後の進め方について伺う。

次に2点目、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業について。

本事業の概要として、村民自らが中心となり、健康・予防に努め、賑わいのある地域社会と活力に満ちた産業（農業・観光）の持続とともに地域の雇用をも生み出しながら、人・もの（食・農・エネルギー）の地産地消を進め、「何が起きてても負けない農と住の調和ある安全で安心した暮らしのできる村」を実現。北中城村の未来をつくる持続可能なむらづくり・エネルギーインフラ構築を推進するとされています。令和2年度から整備がスタートし、第1段階から第6段階まで令和12年度までのスケジュールで想定されております。

これまで整備対象地域である大城・荻道自治会との意見交換会や村民への意見聴取を実施し、地権者を対象に事業概要等の説明会も実施されております。改めて、村当局に進捗状況や今後の想定を伺います。

①令和4年度までの進捗状況について伺う。

②動線、交通手段、道路整備についての考えを伺います。

③今後の事業展開について伺います。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

川上議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の障害者優先調達推進法についてでございます。①令和4年度の実績についてですが、令和4年度の実績につきましては9件、79万6,615円であります。対前年度と比較し8件、75万782円増加となっております。

②の今後の進め方についてですが、今後の取

組につきましては、令和4年度の実績を踏まえ、令和5年度の取組方針と県内の受注者リスト等を庁内で周知を図る予定でございます。また、村内の事業者へ発注可能な業務等の調整を行ってまいりたいと思います。

2番目の農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業についてですが、①令和4年度までの進捗状況についてですけれども、農を活かした健康福祉の里づくり事業の第1段階事業は補助金を活用し設計まで完了しています。第2段階事業は補助金の活用を行うため県と協議中であり、第3段階事業については事業実施者まで決定しています。

続きまして、②の動線、交通手段等についての考えですけれども、事業計画区域における道路整備については、村道部は建設課にて拡幅計画を進めているところです。農道や各整備段階エリアをつなぐ支線整備については、エリアマネジメントに参画する民間事業者や地元自治会による提案を基に村または民間事業者が整備することになります。

③の今後の事業展開についてですが、現在、第1・2・3段階までは事業者も既に決定しているため、まずそこから優先して整備を進めていく計画です。当該事業予定エリアは、法的規制も厳しい農業振興地域内に大部分が占められており、直近の目標として第6段階西側エリアの事業者選定し整備計画を策定することが急務と考えています。その過程で農業振興地域に関する法律（農振法）における除外や都市計画法に関する開発要件を満足させる必要があります。問題解決後は、事業の全体計画と照会した上で、事業推進委員会において事業進捗やその後の展開も含め継続して協議・検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それではまず1つ目、障害者優先調達推進法について再質問させていただきます。

①の答弁において令和4年度の実績、件数が9件とありました。この9件の内容をお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

9件の内訳でございますけれども、まず、主に物品の供給と役務の提供という2種類に分けられるかと思っております。物品の提供につきましては、堆肥や花の苗の購入と、役務といたしまして公園清掃委託とか、EMの1次培養液作成委託という業務がございました。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

去る3月議会の答弁において、過去の実績は平成29年度7件、平成30年度4件、令和元年度2件、令和2年度1件、令和3年度1件となっております。令和に入ってから件数が減少した理由として、コロナの影響や地域活動支援センターあざみのほうから受託できないとの理由で減少したかと思っておりますが、その考えでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

前回の3月議会でもお答えしましたとおり、議員の質問のとおり主な村内の発注先として、村にございます村社協が実施しております地域活動支援センターあざみのほうが主な業務を担ってございました。特に公園清掃とか役務の部分で金額が大きな役務を受けていたところではあ

るんですけれども、地域活動支援センターの性質として、本来であれば居場所とか創作活動という業務をやる性質上、なかなか就労というところでの工賃につながらないという課題がありました。ですので、作業のできる方々はむしろ就労支援事業所等へ移っていただいて、そのほうが本人の自立とか、本人のためになるというところで、その作業をできる方々が年々減ってきたというようなことから、そういう役務の提供が難しくなってきたという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ただいまの答弁で就労に移行するという話が出ておりましたが、地域活動支援センターあざみのほうから最近できましたB型のほうに移行という考えでよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず就労支援事業所等への移行につきましては、御本人の希望であるとか、適切な御本人の能力に見合った事業所へのプランニングを行った上で、その事業所へのあっせん等を行ってまいりましたので、必ずしもあざみから新しく立ち上がりました社協での就労支援、B型作業所というところがございますけれども、そこに移行したというものではございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは、令和4年9件と一気に件数が増えた理由をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回物品の供給の上で、学校のほうから花の苗を小学校、中学校からそれぞれ多く購入していただいたということでの、件数が増えた要因でございます。また、金額が増えた要因といたしましては、渡口多目的広場の公園清掃委託を事業所へ委託したことから、金額が伸びたと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この9件に関してですが、障害者優先調達推進法を適用して、村当局から直接就労施設等へ業務を発注しているのでしょうか。村が委託している村社会福祉協議会の補助金からではないのか、その内訳をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

令和4年度の実績分につきましては、各課の判断において発注した業務が主となっております。今回障害者優先調達推進法を取りまとめしております福祉課から何か調整して役務を提供したというものはございません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ちなみに、村内にある就労施設A型、それからB型事業所の平均賃金が分かればお願いします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

そのような資料を持ち合わせておりません。実際、平均賃金が統計として何か出されているかどうかというものについても、存在するかどうかについてもこちらは把握しておりませんので、今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

私のほうで少し調べたところ、厚労省が出している令和3年度賃金の平均は、全国でB型事業所、月額1万6,507円、時給に関しては233円、またA型事業所については月額8万1,645円、時給に関しては926円となっています。沖縄県の平均は、B型事業所で月額1万6,016円、A型事業所で7万1,015円と大分低いです。自立や就労の訓練のためにも、村当局からぜひ仕事や役務の確保をさらにお願ひしたいと思います。どう思われますか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、障害者の生活の自立ということを目指す上で工賃、収入というものは非常に大切な要因であると考えております。すぐに工賃アップにつながる状況がどのような形で生み出せるかという策については、まだ検討段階ではございますけれども、議員のおっしゃるような障害者が自立した生活ができる社会を目指していけるよう取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひその辺、よろしくお願ひいたします。次に、②今後の進め方について伺ひます。

前回3月議会の村長答弁において、一覧をつくって庁内周知、各課で雇用を進め、村内近隣事業者とも連携し、受注可能な業務を調整・促進していくとありました。今回の答弁でも県内の受注者リスト等を庁内で周知を図り、村内の事業者や発注可能な業務等の調整を行うとあります。具体的にどのように周知を図るお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回は令和4年度の実績を踏まえて、令和5年度の調達方針、村の方針を定めておりますので、その周知と併せて、役務と物品のリストに関しましては、沖縄県が取りまとめております就労支援事業所物品役務リストというものがございまして、そちらの一覧表を各課のほうに回覧という形で提供したいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

また、今後の取組として今考えられる中で発注可能な業務、先ほど申した業務以外にもあればお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先ほど議員からもお話がありました村社会福祉協議会が昨年度立ち上げました就労支援B型の事業所、さんごという事業所でございますけれども、そちらが新たに立ち上げて、利用者が徐々に増えてくるかと思ひますので、そこでどういう役務であるとか、物品の提供ができるのかという部分については、育成していくというような考え方を持って調整していきたいと思ひ

ますので、現段階で具体的にこういう業務についてあっせんしていくというような方針は、まだ考えておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

少し紹介になるのですが、全国各都道府県が実施している在宅就業も含めた過去の実施業務を調べたところ、大阪府においてはデータ入力、名刺作成業務、静岡県は会議録作成、岐阜県は電算入力や記録作成、長崎県はお茶、コーヒーの製造、熊本県では切手やシール貼り作業、デザイン作成、宮崎県ではホームページの作成、更新、エクセルを利用したデータ入力、それからパワーポイントの作成、ワードによる文書入力等様々な業務を実施しております。この辺の業務、サービスを調査し、本村の事業所や施設に合った業務をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今御指摘のように行政が行う業務として、そういうパソコンを使った業務であるとか、そういう作業、役務、そういうものを発注できるかという部分については、なお検討の余地があると思いますけれども、本村規模の各課が抱える業務において、その発注できる量の、ある程度の委託料を払って発注できる業務量があるかという部分が、小規模の自治体でございますので、その辺については検討の余地があるかと思っております。ですので、また受け手である事業所のほうでもどういう業務が可能ですという部分については、我々のほうでヒアリング等を行いながら、庁内の新しい業務の開拓につながればいいかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今おっしゃられたように、ぜひヒアリング等も行いながら進めていってほしいと思います。

特に私が進めたいのは、データ入力、文書入力です。というのは、当局の職員の業務負担軽減にもつながることもあります。実は村社会福祉協議会の事務所のほうで、先日実験的にデータ入力を行い、利用者の方がとても楽しみに笑顔で作業をしていたとお聞きしました。その笑顔ややる気を見るだけで心打たれたというお話もお聞きしております。障害のある方の中には私よりもパソコンが得意な方もいれば、得意分野で能力を発揮する方もいます。行政的にも全国的にDX化の流れがあり、庁内書類のPDF化、データ化にも活用できると思います。

昨年の12月議会中にも村社会福祉協議会から議長、村長に要望があったかと思えます。約半年がたちますが、村長はどう進めていくお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

全庁的に委託できる事業等についてこれから精査を図って、社会福祉協議会とも調整はしています。そういう協議、会議はしております。先ほど申し上げましたように、これから全庁的に委託できる事業等について精査してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

社会福祉協議会との会議というのは、どれぐらい定期的に行っているのか。内容についてお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私との協議については随時でございます。また、課については課長から答弁していただきます。

○議長（比嘉義彦）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず社協との会議でございますが、障害者優先調達推進法に特化した会議という形ではまだ開催しておりませんが、障害を担当しております社会福祉係のほうとあざみの事業であるとか、そういう部分での意見交換をしながら模索を続けているところでございます。併せて、先ほど御提案のありましたパソコン入力の業務の課題についても、我々としてはある程度検証は進めているところでございますが、一番のネックとなりますのが、その業務量の量的なもの、委託するにしても件数当たりの単価が下がってまいりますので、それで業務の量に見合う量のお金を確保できるかという部分と、量的なものも少ないという部分と、あとは個人情報絡む情報の入力に際しては、かなり配慮が伴うということで、それに伴って、また我々役場職員の手間がかなり増える業務も出てくるだろうというふうなシミュレーションもしておりましたので、なかなかそう簡単にパソコン入力作業と一言で言っても課題がかなりあるという印象を受けております。むしろ先ほどおっしゃっていた切手貼りとか、そういう簡単な役務というものであれば率先してできるものかとは思いますが、それについても量的なもので、十分事業所への利益が与えられるかという部分が課題になってくるかと思っております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

このデータ入力に関しては、先ほど申し上げましたとおり、全国的にはもう行っております。北中城村でどうやったらできるかというところをぜひ考えて、また個人情報の問題については、前回の議会においてやり方、工夫の仕方で改善できるというお話もしましたが、前回もお伝えしましたが、村長の令和5年施政方針の中に障害者の就労、障害福祉サービスや地域移行を促進し、村の特性に応じた地域生活支援事業の実施など、さらなる支援の拡充を目指し、障害福祉、障害児福祉計画の改定に取り組むとあります。

本村の福祉計画の中にあるように、福祉施設から一般就労への移行の目標にもつながることだと思います。障害のある方のためにもなり、当局としては随契の対象でもあり、やり方によっては職員の負担軽減にもつながることだと考えます。ぜひ村長、福祉課長がゴーサインを出して、担当職員がどうやったらできるかを前向きに考え実施して欲しいと私は考えます。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。

義弘議員、名幸議員も触れました農を活かした健康福祉の里づくりに向けた推進事業について再質問をさせていただきます。

①令和4年度までの進捗状況について、第1段階事業であるバイオガス発電施設等は、補助金を活用して設計完了しているとの答弁でした。補助金に関しては事業者であるEM研究機構さんが県内で初めて地域再生推進法人の認定を国から受け、内閣府沖縄振興特定推進補助金が交付決定された流れだと思います。今後は工事着工と開業になるかと思いますが、工事開始時期と開業運営の実施時期を伺います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

川上議員の御質問にお答えいたします。

現在、川上議員おっしゃられたとおり、設計のほうは終わっております。今度7月に入りまして地鎮祭を開催するというので、今私のほうに報告が来ております。それを過ぎて、7月中旬ぐらいから現地の工事に着工するという予定で聞いているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、第2段階事業の県との協議は現在どのような内容か、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

第2段階の事業者もEM研究機構が担われておりまして、現在EM研究機構が計画されている開発計画、これに関しまして利用できる補助金のメニューが、まず希望しているメニューで補助を受けられるかどうかを、今現在計画を精査していただいて、確認していただいているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

どういう補助メニューになるかお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、第2段階で予定しております直売所及び畑の整備、こういうものに該当するもので、農山漁村振興交付金のメニューに沿ったもので対応できないかということで、現在県と調整中でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、第3段階事業である医療・福祉・健康増進施設について、事業実施者まで確定していると答弁でありました。この実施者はどこでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、若松病院を運営されている特定医療法人アガペ会というところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

現在ある特定医療法人アガペ会の施設、大城にあります。若松病院または介護施設若松苑が建物としてあります。この建物や機能を全てこの場所に移設する考えでよろしいのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在、特定医療法人アガペ会から私どもに届けられている計画につきましては、全施設を移動したいというような御意向はあったんですが、実際そこに設置する面積が確保できていないということもございまして、どちらかの施設、病院施設となると思われるのですけれども、そちらを移動するというような方向性で現在聞いております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

第3段階事業は健康増進施設等とうたっているのにもかかわらず、今おっしゃったのは病院だけ移設する。そういう方向性でよろしいのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

実際この病院施設におかれましてもリハビリ関係の業務といたしますか、そういうものもございますので、やはり健康増進に関しましては医療も切り離せない分野だと考えております。こういうことにつきましても、もっと特定医療法人アガペ会と協議を進めていかないといけないのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひさらに協議を進めていって、双方ともよくなるように進めていってほしいと思います。

次に、②の交通手段、道路整備について伺います。

この事業の対象場所は大城、荻道地区で、中城公園の目の前であります。近隣にバス等の公共交通機関は通っているのは伺います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

近隣の村道、県道部には路線バスは通行していないと把握しております。ただ、現在中城跡と中村家のところには、村内の城巡りにコミュニティバスが巡回していると把握しております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この場所ですが、高速道路の北中城インターチェンジからとても近く、アクセス的にはよいとされています。ですが、目の前の県道は、朝の通勤時間や夕方時間帯は渋滞しております。また、休みの日は、中城公園の利用者が県内だけでなく県外、外国の方たちもたくさん利用している現状があります。EM研究機構さんのこの施設が日本初、世界初の技術を使っていくと聞いている中、たくさんの方が来ることが考えられ、車の混雑も想定されます。私自身、大城出身であり、住民の意見交換会も参加しました。地域住民の声としては、その辺の心配もありますが、対応方法をどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

地元説明会の際に役員の方々とも意見交換を何度かさせていただいたところではあるのですが、現在の既存の集落と今回計画している農を活かした健康福祉の里づくり事業の事業エリアは高低差などもありまして、既存の集落とのアクセスなどについても少し懸念があるという意見を頂戴しています。現在、既存集落とは農道でつながれているというところもございましたけれども、農道自体、結構高低差も実際ありまして、やはり車を利用するとか、現在のところ車を利用しないと逆にアクセスが大変だという状況でもございますので、この辺につきましては関係する事業者も含めてエリアマネジメントを行ってまいりますので、この交通手段につきましても重要な要素と考えておりますので、これからの課題となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

地域住民としては、ぜひこの課題をクリアして行って、地域住民の方が喜ばしいように進めて行ってほしいと思います。

ちなみに、この道路は県道も通っておりますが、県との協議とかもありますか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

あのエリアにつきましては県道とは接しておらずに、村道及び農道と接している配置になっております。また、農道も農業用の道路ですので、大型車両に適した道路とはなっておりませんので、こういうものも含めて総合的に見直す必要が出てくるかと考えております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

このエリアに行くためには、インターチェンジから行くと登又を通過して、県道を通っていく。それから安谷屋のほうからも県道を通っていくことが想定されますが、この辺の協議はいかがでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

安谷屋の位置的なものを考えますと、県道及び村道両方のアクセス路があると思います。城徳寺のほうを通るのが村道となりますので、実際現在の荻道、大城集落の前を通過しています県道を利用してのアクセスも一つの手段ではあるんですけども、こういう場合に県道をやるというよりも村道で逆に考えていったほうが、どちらかというと、計画の進め方についてはスムーズではないかと考えております。また、インターチェンジからのアクセスは、ちょうど出

入り口が確かに県道に直結しておりますので、ですので、県道を介さないといけない。恐らく登又まで下りてくるには、今度は中城村の村道もありますので、逆に今度は中城村との協力関係も必要になるかと考えております。ですので、この際には県、あと中城村も含めて協力していただくように、こちらからも呼びかけたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ県とも協議し、中城村とも調整しながら、活用しやすいように進めて行ってほしいと思います。

ちなみに、中古車協会から、J U沖縄から入って中村家、現在の若松病院に抜ける道は、村道の認識でよろしいでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

そのラインは村道大城登又線、先ほどの中古車センターのほうから上の県道146号線に抜けるライン、その付近になります。それとその一部、中古車センターのほうから公園入り口までの区間につきましては、現在公園アクセス線ということで拡幅工事、その事業を今進めているところでございます。延長としておよそ300メートル、その区間の中に今回の農を活かした健康福祉の里づくりのエリアが含まれるということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

こちらは中城アクセス線、補正予算にも出ていると思います。ただ、このエリアからさらに

上に大城向け行く中村家、若松病院に抜けるところが既に非常にぼこぼこして、とても道として悪いです。この辺の整備状況について教えてください。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

このラインは古い整備の状態で、一部過去には地滑り、のり面崩落があって補修を行った経緯がございます。先ほどそのアクセス線について300メートル事業化して進めているところでもありますけれども、将来的にはその上のほうまで拡幅できたらいいなということを今考えてはおりますけれども、まだ具体的にその事業化に向けた取組をしているというところまでは至っておりません。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この道路、村道について考えてはいないという答弁でありましたが、事業を進めていく中でどうしても必要な道路だと思います。この辺をうまく課題解決しないまま事業として進めていっていいのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

考えていないではなくて、今事業化の具体的なところに至っていないと。構想としては、その思いとしては拡幅を伸ばしたいという気持ちはございます。また、具体的にこれからどうやっていこうかというところは、今後検討していくという状況でございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、ぜひ検討して進めていってほしいと思います。

ちなみに、先ほど出ました近くの農道に関して、こちらは当局が整備するのか、事業者が整備していくのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

新規の農道整備などについては、村が主体的に動くべきだと考えております。ただし、現在ある農道の形状を修正したり、事業者の計画によって位置を変更したいとか、そういう話が出てきた場合には、やはり原因者負担の形で直接そういう計画を持たれる事業者の負担でそういう再整備については取りかかることになるかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

農道ですが、現在地域住民の方が夕方頃散歩で使ったり、そういう健康的な面で利用するというところ、農道があります。大城、荻道地区ですね。この辺も地域住民の声を聞きながら例えば遊歩道を造るとか、そういう面も含めてぜひ考えていってほしいと思います。

では次に、③今後の展開について伺います。

答弁で、このエリアは法的規制も厳しい農業振興地域内が大部分とあります。先日の質問の答弁にあるように、沖縄県の所管部署との協議は難航、農業振興地域の除外要件や都市計画法に関わる開発要件など、全てを解決できる妙案はないと答弁でありました。土地の問題が解決しないまま事業が進んでいって、本当に大丈夫なのか伺います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在その農業振興地域に関する除外につきましては、鋭意進めているところでございまして、やはり建物を建てる計画などがございますと、現在の農業振興地域の指定を受けているままでは、逆に建築などはできません。なので、まずは除外ありき、除外をしないという計画は進められないという状況でございます。そのため、こういうのは私どもも十分自覚しております、こういうものを実際解決していくために、増員ではないんですけれども、政策参与を今度招聘した上で、うまくこういうハードルを越していけるような対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村長も農業振興地域除外が課題と答弁でおっしゃっていましたが、村長はどうお考えでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

政策参与はまだですが、その予定の方とも何度も話しましたが、農振除外等については、基本的に農家の方々の利益があって、そして農業振興に資するもの、農業との関係のある施設等を含めれば、整備については許容できるのではないかと案もございました。今、内閣府のほうでもそういう方々と調整をして、農振除外等の話ですが、そこをしっかりとやって事業を進めてくださいという、その調整もしております。これからその政策参与とどのように

して理屈をつくっていくかということが課題になります。その理屈づくりで政策参与の知恵が必要かなと思っております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今おっしゃったように政策参与の方ともしっかりと調整等を進めていきながら、しっかりと進めていってほしいと思います。この政策参与の方には期待もしておりますが、この方の経歴、それから先日、勤務形態は週一というお話も伺いましたが、その辺を教えてください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

名幸利積議員の御質問の中でお答えいたしましたところではございますけれども、再度経歴につきましては、この方は沖縄県庁を昨年度退職された方でございます。現在は県の外郭団体に勤められておまして、その勤められているの中で協力したいというふうにおっしゃっていただいているんですけれども、現在のお仕事もございまして、週1日程度であればということで、現在その方向で進めているところでございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

週一等の勤務で果たして県との調整、国との調整、また事業者、地域との調整等、連携は本当に大丈夫なんでしょうか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

現在私どもも既に県とか、国の担当者に対しても直接の打ち合わせ等は進めているところでもございますけれども、これに対するアドバイスとか、方向性の修正とか、こういうものを含めて、逆に私どもが政策参与からアドバイスをいただくようなやり方を考えておりますので、直接この方に交渉していただくとかというのは考えておりません。あくまでも私どもが交渉をする立場であって、それに対する考え方の調整、こういうものをお願いしようかと考えておりますので、現在の週1回で大丈夫かと考えております。

○議長（比嘉義彦）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

この事業についてはとても魅力的で、日本や世界でも注目を浴びるすばらしい事業になるかと思えます。そのためにも、ぜひとも課題や問題を早めに解決して行ってほしいと考えます。民間事業者任せではなく、地域住民のためにも村当局が積極的に進めて行ってほしいと考えます。

最後に村長、どこまで積極的に考えているのか、お願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ここまで来た以上は後に引けませんので、前に進むだけです。職員一丸となって精力的に頑張っていきたいと思えます。

○議長（比嘉義彦）

しばらく休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

一般質問に入ります前に、村当局に対しお礼を申し上げます。

農林水産課のカウンター前には、農業分野等に関する資料やパンフレット、チラシが所狭しと並んでおり、手に取って読んでおります。また、エレベーター横には、全国農業新聞が村民への啓発として置かれており、ありがたく思っております。本来なら購読していただきたいというメッセージであると思いますが、無料で提供いただき、感謝いたしております。

さて、昨日夕刻から明け方まで激しい大雨が降り、村広域に被害をもたらしてはどうかと心配をいたしております。当局におきましては、実態把握で朝からせわしく動いていることと察しております。

では、一般質問を2点行いますので、よろしくお願いたします。

1点目は、村内で農産物を高める運動を進めることについてです。

令和3年度のカロリーベースの日本の食糧自給率は、38%、カナダ266%、オーストラリア200%、アメリカ132%、フランス125%、ドイツ86%、イギリス65%、イタリア60%、スイス51%となっており、我が国の食料自給率（カロリーベース）は先進国の中で最低基準となっています。また、日本政府は、令和12年度までに、カロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料国産率についても併せて目標を設定しております。飼料自給率と食料国産率の双方向上を図りながら、食料自給率の向上を図っていきますと目標を掲げております。加えて農林水産省のホームページによる都道府県別食料自給率（令和元年度 概算値）を見ると沖縄県は、カロリーベース34%、生産額ベースで63%となっており、日本国内でどれだけ食料を供給することができるのか、食料自給力の目標

を高める必要があるとしております。今ロシアとウクライナ戦争の中でも、食料の大半を諸外国に依存する日本は、今後食料自給力を維持・向上させるためには、食料供給に不可欠な農地や労働力などの国内の農業基盤を確保し、さらなる技術開発を進めていく必要性がありますともうたっております。さて「小さくともキラリと光る村」を目指す本村において食料自給率を高めるための施策の現状をお聞きます。

(1) 村の食料自給率、食料自給力の計画は、どうなっておりますか。

(2) 現在村内の耕作放棄地の面積はどれくらいありますか。

(3) 移住者など耕作放棄地を借用したいというニーズは何件ありますか。

(4) 耕作放棄地の地主が農業委員会に登録しているにもかかわらず、貸さないという事例はありますか。

(5) 一家に1作物を庭やプランターや鉢、ポット等に1作物1品以上を植える運動を推奨してはどうか、村の考え方をお聞きます。

2点目に、パッションフルーツの里を目指して。

(1) ふるさと納税の返礼品にも使われているパッションフルーツだが、現在従事している農家の件数は、何件か。

(2) 従事者は、何人か。

(3) 年間収穫高は、幾らですか。

(4) 6次産業の従事者は、何件、何人ですか。

(5) 商品開発は、どこまで進んでいますか。

(6) 希望する村民にパッションフルーツの苗を無償配布し、各家庭で育てて活用し残った分は村が買い取り、加工品等の商品開発を広めてはどうか。村の考え方をお聞きます。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず大きな1番目で、村内で農産物を高める運動を進めることについてということで、食料自給率を高めるための施策の現状をお聞きしたいということです。

(1) の村の食料自給力の計画についてですが、村の食料自給率については把握しておりません。食料自給に関する計画についても特に策定は行っておりません。

(2) の村の耕作放棄地の面積ということですが、令和4年度の農業委員会による農地パトロールの結果によれば、遊休農地は令和4年12月現在で63.3ヘクタールとなっています。

(3) の移住者など耕作放棄地を借用したいというニーズは何件かということですが、遊休農地の借用申請の受付件数は、令和4年度で村内外在住者または村内事業者を含め21件となっています。

(4) の耕作放棄地の地主が農業委員会に登録しているにもかかわらず、貸さないという事例はあるかということですが、農地の所有者で、実際は耕作をされておらず遊休農地とさせてしまっている方々に対し、以前より広報などで農地バンク制度を活用し、農地の貸借を前向きに検討していただきたいと呼びかけておりますが、御利用して頂ける方々がまだ少ない状態です。

(5) 一家に1作物を庭やプランターや鉢、ポット等に1作物1品以上を植える運動を推奨してはどうかということですが、個人的な趣味として植物に興味を持っていただくことは、喜ばしいと考えます。村の取組としても、CGG運動や緑化推進委員会による各字自治会への花の苗の配布等も実施しております。

2番目のパッションフルーツの里を目指してということですが、まず(1)のふるさと納税返礼品にも使われているパッションフルーツ、現在従事している農家の件数をお聞きしていま

す。現在、栽培農家として把握しているのは11件です。

(2)の従事者数は何名かということですが、13名でございます。

そして(3)の年間収穫高は、令和4年度のJA出荷統計によれば、約793キログラムです。JA以外に出荷している農家の方もいらっしゃると思われるため、実際は若干この数字より多くなるのではと認識しております。

(4)の6次産業の従事者は何件、何人かということですが、村で把握している村内事業者は4件です。従業員数は把握しておりません。

(5)の商品開発はどこまで進んでいるかということですが、主に民間事業者の方が商品開発に取り組んでおられますため、どこまでというお問い合わせには答えかねます。平成28年度より企画振興課にて「北中城村食材ブランド化事業」の一環としてパッションフルーツを利用し創作した料理レシピの公開や、加工品等の商品化(パッションフルーツのピューレを利用した商品開発)や販売促進などについても既に取り組んでおります。

(6)希望する村民にパッションフルーツの苗を無償配布し、各家庭で育て活用し残った分は村が買い取り、加工品等の商品開発を広めてはどうかということですが、村としましては、農業振興の促進を図るため栽培農家の育成及び収穫量の増産のための各施策(営農指導、各種補助事業等)を沖縄県農業改良普及センターやJAおきなわと協力して展開しています。そのため、一般家庭への苗の配布などについては行う考えは現在ありません。また、村が一般家庭からの買い取りなどを行うことも、農薬取扱や栽培技術の不確定さによる品質や安全性の面などを考慮すると困難と考えます。今後は栽培農家の生産品のさらなる品質の向上や拠点産地化を目指しており、御提案にある加工品開発についても村が主体となって取り組む計画はなく、民

間事業者の取組に期待したいと考えております。以上でございます。

○議長(比嘉義彦)

村長、今の答弁として確認したいのですが、1番目の村内で農産物を高める運動を進めることについての(3)の質問、答弁の中で21件という数字が出てきたんですね。今我々が持っている答弁書には21件はないのですが、皆さんに配付されたものと答弁書が違うんですか。

村長。

○村長(比嘉孝則)

大変失礼いたしました。

1番目の(3)の移住者など耕作放棄地を借りたいというニーズは何件あるかということですが、先ほど私の資料が差し替えがされておりましたので、新しい資料から申し上げます。

村管理の市民農園はないかとお尋ねの電話は令和4年度で5件ほど、令和5年度に入りまして1件ほどございました。

そして(5)の回答でございます。個人的な趣味として植物に興味を持っていただくことは、喜ばしいと考えます。村の取組としても、緑化推進委員会によるCGG運動や各字自治会への花の苗の配布等も実施しており、現在のところ、早急に新たな推奨活動として取り上げることは考えておりません。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長(比嘉義彦)

喜屋武すま子議員。

○10番(喜屋武すま子議員)

それでは順次追って、また再度質問いたします。

1点目の(1)については、村の食料自給率については把握しておりません。食料自給力に関する計画については、特に策定などは行っておりませんということですが、引き続きそういう考えでおられるのかお聞きします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

まず村単独での食料自給率というふうに考えた場合、今度は村産のものと、あと村外、これはその他の国内、もしくは国外、全てのものを含めた数字となりますので、村単独でこれを調査するというは大変難しいものかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ありがとうございます。

それでは都道府県別の食料自給率についても国のホームページにも公表されておりますので、ぜひ県のデータも目安に参考にして施策を展開していただければと思っております。

それから次に、北中城村の第四次総合計画の5-1からお聞きます。

農業の振興、施策の前期基本計画なんですけど、戦略的農業の推進、地場産業振興の一環として本村に適した戦略品目の選定と生産の普及を推進しますとうたわれております。2015年から始まった第四次総合計画ですけれども、2015年から昨年、あるいは2020年、あるいは厳しければ2021年まででよろしいんですが、その戦略的品目の選定とはどんな品目があったのかお聞かせください。また、生産の普及の状況についてお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

農産物におきましては、特に推奨品目として

サヤインゲン、こういったもの、あと果樹としては、現在も取り組んでおりますパッションフルーツなどが挙げられると考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

(2)についてお聞きします。

現在、村内の耕作放棄地の面積は、先ほどおっしゃったように、農地パトロールの結果によって現在63.3ヘクタールとなっているという答弁でした。特に施策の第四次総合計画の中の前期計画のほうに施策の「めざそう値」というのがありまして、農地バンクにより耕作放棄地の解消件数は、2014年の現在地で4件、これは目標値です。2023年の「めざそう値」は39件となっておりますけれども、直近で現在、件数にして何件ぐらいでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

現在、今御質問の件については資料を持ち合わせておりませんので、これは後ほど御報告させていただきます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは後でよろしくお願いします。

(3)の移住者など耕作放棄地を借用したいという方は何件ありますかということに対して、先ほど村長からも答弁がありましたけれども、令和4年度においては5件、それから令和5年度においては1件ということでありましたけれども、耕作放棄地を借用したいという方は、こ

れまで市民農園を活用したいとか、あるいは借りりたいとか、特に定年になって何か作物に触れたい、あるいは作ってみたい。あるいは若年者とか、あるいは若い方たちが家族で農業体験をさせたいという声があります。もちろん移住者に限らず、村民もかなりいらっしゃると思います。私がお聞きした範囲では、やはりそういう問合せがあります。これらの方々に対して何か支援策はないものか。また、将来市民農園、あるいはそういうものの類いで村民に農業体験をさせようとか、今はもう一つ大城のほうにもありますけれども、あれは子供だけなんです。ある南部の町ですが、そこでは畑の学校といひまして、耕作放棄地の方がもう年行ったから農業ができないので、この畑地を区分して貸しているんです。借りた人は年間の借料を払っておりますので、その畑を持っている方も収入を得るわけですね。この方は指導もしてくださって、土とか、あるいは肥料とか育て方とかもこの人が全部やって、そして家族はこの体験をして、子供たちからお年寄りまで喜ばせて、それから青年も希望する方には農業体験をさせて、自分も農業をしてみたいなと思った方には農業大学校に送っているらしいんですね。次の世代を育てていくという取組をしているところもあります。耕作放棄地というのは大事なものなので、村としても何か希望する方たちに、土地というのは限られているとは思いますが、ある程度のまとまった土地があったら、これを地主と相談して、それを区分して年間契約して、あちらのほうは月契約をしているところもあるようですけれども、年間契約をして、そうしたら畑を持っている方も収入が得られる。そして、その畑を借りて収穫して、隣近所の畑と分け合ったり、それから自分たちの作物でもってお料理をして、一品料理を作って畑の中でパーティーをしているということがあるんですね。そういうこともあるので、その希望者に対して、やはり

農業をしてみたい、土に触れてみたいという方はいらっしゃるの、またこれを体験することによって、将来ちょっと農業したいなという農業の担い手もこの中から出てくるのかなと思いますので、村はこういう人たちに対して何か施しができるか、今後考える予定はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

回答の3番のほうでちょっと触れているところですが、村管理の市民農園ということでお問い合わせがあったということで回答させていただいたんですけれども、市民農園という取組に関しましては、公の自治体が行うものと、先ほど喜屋武議員がおっしゃった民間、民民で行われるものの2種類があるというふうに認識しているところですが、必ず土地の地主さんがいらっしゃるって、その方の御意向は、貸したいという方が必ずしも農地バンクに登録していただいているような状況ではございません。現状のところ、残念ながら。ということもございまして、こういう需要はありますと。借りたい人は多いです。ただ、貸したい人はいませんという状況も、今現在の正直なところでございます。いらっしゃるというよりも少ないというところですね。

あと、実際農業で生活の一部を補われている方々も、逆に借りたいという方はいらっしゃるんですけれども、なかなか貸してもいいよという方とのマッチングがしっかりできない。条件が合わない。あと、賃料のそごがあるなどのいろいろな問題も聞いております。せっかく貸したい方、借りたい方がいらっしゃるのに、なかなかその契約までこぎつけられないというような状況もございますので、こういうものにつきましては畑が触れていない方々への周知をさら

に強く取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

畑をしたいという人は、特に家族にとっては食育教育という面もありますので、自分たちが作物を育てて、成長してそれが実になり、それがまた自分の体に入って行って栄養になる。あるいは料理を作る楽しみとか、そういう心のビタミンにもなると思いますので、ぜひ前向きに検討なさっていただければと思うんですが、見通しとしてはどうなのかというのものもあるかもしれませんが、前向きに検討していただくという点ではどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

確かに先ほど2番でお答えしたとおり、現在遊休農地、これはちゃんと有効利用されていない農地ですね。これが63.3ヘクタール、村内にあるというふうに農業委員会でも把握しているところがございますけれども、こういう方々へも広報だけではなく、直接地主さんにそういう取組に関する告知、こういうのに協力してください、ないしは、こういう取組に参加していただけないかというような呼びかけをさらに密にやっていければと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

自給率を高めるためにも、また人々が畑に集って、そして触れ合う、そして村民の和が広がっていくという視点もありますので、ぜひ前向

きに検討していただければと思っております。

次に進みたいと思います。

先ほど答弁のほうで、私の聞いているところと少しずれがあったように感じます。（4）の耕作放棄地の地主が農業委員会に登録しているにもかかわらず、貸さないという事例はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

申し訳ございません。先ほどの回答でもちょっと触れたんですが、実際農地バンクに登録されている方に関しましては、この貸主の貸してあげる条件というのを必ずピックアップします。これにつきましては、大体畑の面積がどのぐらいで、どういった作物を作るのであれば貸してもいいとか、あとは村内の方だったら貸してもいい。もしくは村外の方でも貸してもいいというような条件が様々この貸し手側のほうにございます。こういった条件も踏まえて、借り手側の要望する条件に見合ったものを、結局マッチングといいまして、それぞれ紹介し合うんですが、最終的には直接貸し手側と借り手側が、その賃借料も含めて双方で協議していただくんですけども、これが最終的にマッチングした後も契約まで至らなかったという事例が何件が届いております。これにつきましては、年間何件というような言い方、統計は取ってはいないんですけども、喜屋武議員が御心配されておるとおり、こういった事例はございます。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これは借り手と貸し手の双方がマッチしないと借りられないものですので、非常に難しい問

題であります。ただ、私が何名かの方から断られたという話を聞いたので、今質問をしているところです。

あと（５）ですが、私は一家に作物を例えばキュウリであるとか、トマトであるとか、ナスであるとか、ゴーヤーなどを庭などでプランターとか、あるいは鉢、ポットとかそういうものに植えて、そういう一品運動をおこしてはどうかと考えております。それは自給率にもつながるし、人々の喜びにもなるし、子供たちは今スーパーに行って例えばゴーヤーを買っても、あるいはヘチマを買ってもニンジンを買っても、これがどういうふうに生育しているのか。その葉っぱがどういうような葉っぱなのかも分からない現状もあります。魚の切り身をスーパーで買って、これが魚だと思い込むという子供たちもいるようですので、一家に作物を一作物以上植えさせて、こういうのを推奨してはどうかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

現在農林水産課といたしましては、教育委員会の御理解も得て学校教育、小学校の野菜畑ですね。こういったものを植え付けするのにお手伝いに職員が参加させていただいたりしているところでございます。または幼稚園につきましては、黒糖づくり体験とか、こういったもののイベントについても御協力差し上げているところでございます。

喜屋武議員がおっしゃられた、その小さいときの体験というのは確かに重要なものであると考えておりますけれども、現在花の苗などにつきましては地域、特に自治会ですね。こういったところにも花の苗を配布した上で、これは学校とかもそうなんですが、各行事の前に花の苗の配布なども緑化推進委員会の活動の中で、お

よそ年３回から４回、それぞれの団体に対して配布などを行って、緑に親しんでもらおうという活動を行っているところでございますので、一家に一作物をとというような推奨運動に関しては、それを個人の考え方に対して強く出過ぎているような感じもするような気がしますので、現在はそこまでは取り上げるのにはまだ至らないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

村長、今の質問に対して（４）（５）、私は喜屋武議員の質問に対して答弁はできていないと思っています。もう一度、（４）（５）を精査をしてくださいね。（５）に対しては、喜屋武議員は一家に一作物、プランターや庭に植えるという、それを推奨してほしいということなんですが、今は全く花の苗木になっていますよね。その質問ではないと思うんです。自給自足のことを質問しておりますから、これは答弁が食い違っていると思います。

（４）に対しても耕作放棄地の地主が農業委員会に登録していて、借りたい側に対して貸さないという事例がありますかという質問ですから、その辺をもう一度検討されてください。何かありますか。

村長。

○村長（比嘉孝則）

５番目についてですが、これはＣＧＧ運動の中でも花の苗とかそういうことも考えられます。ただ、今おっしゃった御提案のように、野菜とかそういうあたりのものを配布するというのも私は十分可能だと思いますので、その点で検討してまいりたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○１０番（喜屋武すま子議員）

先ほどの（６）についてですが、現在農家が専門的に４か所あるということで。栽培農家の

育成とか収穫量を増やすと言っているんですけども、現在農家って村が把握しているのは4件ですよ。4か所ですよ。そうするとその農家をもっと増やすとか、そういう計画はあるのか。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武議員、今何番の質問ですか。

○10番（喜屋武すま子議員）

（6）です。

○議長（比嘉義彦）

（6）はないですよ。

○10番（喜屋武すま子議員）

1点目の（5）ですが、私はその答弁に対しては非常に不愉快と感じております。（5）のほうで、個人的な趣味として食物に興味を持っていただくことは喜ばしいことです。私たちは村民の代弁者なんです。それを個人的な趣味として食物に興味を持っていただくというのは、それでもって一般質問をしているというのは非常に不愉快と感じております。これは私一人ではなくて、私に言っていることは議員みんなに言っていることなんです。私たちはあくまでも村民の代弁者であって、ここから議論を広げようとしているのに封じ込める、そういう誤解のある文章なんです。とても残念です。

今言いました1点目の（5）ですが、個人的な趣味として植物に興味を持っていただくことは喜ばしいことと考えております。これから議論をしようとしているのに、ここで議員の発言を封じ込めるといのはいかなものかと思えます。村長、御答弁をお願いします。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私たちの解釈として、このような個人的な趣味ということで解釈したかもしれません。ただ、おっしゃっているような、ある一個人の趣味としてそれをやっているという感覚ではなくて、

今捉え方がそのようになってしまいました。私たちとしては村民一人ひとりの趣味を持っていただくということは喜ばしい。そういう表現の仕方をしたかったと思うんですが、個人的な趣味として文言を表現しましたけれども、基本的に私たちは村民一人ひとりという感覚で回答しているつもりでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

私たちは議会に村民の代弁者として立っているんです。全く個人的なことではありません。村民の代弁者としてこれから話を展開しようとしているのに、これを個人的なことだと捉えるのはいかなもののでしょうか。抗議いたします。

皆さんの北中城村都市計画マスタープランですけれども、この79ページに、本計画においても各種方針の実現に向けた方策として、多様な主体との協働による取組を進めます。それぞれの主体がまちづくりの主役であるという意識を持ち、本村の将来像を共有しながら、それぞれの立場で積極的、かつ主体的に取組を実践していくことが何よりも大切です。

（1）住民、自治会、各種団体等の役割。自らの暮らしの場である都市をより安全安心で快適な環境にしていくことは、まちづくりの主役である村民の権利であり、責務であります。効果的、効率的な行政運営を持続させていくためにも、村民や自治会、NPOが主役となった積極的なまちづくり活動が期待されています。こうしてその中でも個人を非常に重んじている。それをこのように言うということは、本当に不愉快です。村長、どう思いますか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、大変失礼な回答をしたかもしれませんけ

れども、今後は個人ではなくて村民の総意として、基づいて回答したいと考えます。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

そしてあと一つ、今のところで言いたいことは、皆さんの村政要覧の中にもありますけれども、一人ひとりの力が村を支えるともあるんです。このフレーズがあるんです。しっかりと認識していただきたいと思います。

それでは次に、パッションフルーツの里を目指していきたいと思います。

村でパッションフルーツの従事者というのが4件ということですが、村はこの事業者の数を増やす考えはあるのか。あるいは、それとも事業者が手を挙げるのを待っていらっしゃるのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武議員の御質問にお答えします。

まず6次産業の件につきましては、直接私もがこの事業者を増やしたいなどという働きかけは現在のところ考えていないところなんです。こういう方々は商工会などに登録されておられる方が多数いらっしゃいますので、商工会を通して、こういった開発に取り組む意向はないかなど意思確認、こういったものはできると考えておりますので、そういう方向からはアプローチできるかと考えております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

6次産業の従事者に対しては、やはり設けていただきたいという強い希望を持っております。商工会と連携しながら、ぜひその6次産業化の従事者を増やして、そして北中城村がパッションフルーツの里ということを広く県民にPRしていただければと考えております。

次に（6）ですが、希望する村民にパッションフルーツの苗を配布してはどうかということですが先ほど質問をしておりますけれども、実は4年前の農産物フェアのときに、パッションフルーツの苗をみんないただいたんです。私もいただきました。これが今育って、今年は非常に実をつけているんです。本当にびっくりするぐらい、素人の私でもできるのかしらと思うぐらい。今聞いたら、結構今年は何かパッションフルーツがあちこちで実っているようです。ですから、前は結構苗木を村のほうであげていたんです。その作物に対する興味であるとか、関心であるとか、あるいは一鉢運動で村が村民に苗木を作って配布していただけたらと考えております。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（比嘉義彦）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

お答えいたします。

過去、平成29年、30年、31年ぐらいですか、この頃に、ちょっと答弁の中でもございました企画振興課と北中城村食材ブランド化事業というのに関連しまして、新しい特産物を作っていくということでパッションフルーツを選択して、これをまず村民の皆様はどういった木なのか、どういった実をつけるのかなどを周知するために無償配布という形を取って配布したという経緯がございます。恐らくそのときに議員はいただかれたのかなというふうを考えておりま

すけれども、現在私ども農林水産課としては、まずはパッションフルーツを専門にやられている方がいらっしゃいます。こういった方々に重点的に力を入れて、もっとよい品物をより多く作っていただきたいということで取り組んでいるところでございますけれども、先ほど喜屋武議員が御提案いただいた、村民の方にこの苗を配った上でもっと周知を図ったほうがいいんじゃないかという御提案であれば、前向きに検討することは可能だと考えております。

○議長（比嘉義彦）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

役場の中には営農指導員とか、そういうこともあるので、皆さんにあげるときにはある程度ワークショップしたりして、土はどういうものがあるのか、あるいは肥料はどういうものを入れたほうがいいとか、水やりはどういうようにしたほうがいいとか、やはり有機肥料に向かっていけるような作物を作っていて、村民にも普及していけば村民も力がつくし、またそれをやって自分もこういうことをやってみたいなという、あるいは、また別の作物を植えてみたいという意欲も湧くので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

私の一般質問は、これで終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（比嘉義彦）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時49分 散会

令和5年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 5 年 6 月 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和5年6月20日 午前10時00分			議 長	比 嘉 義 彦
	閉 会	令和5年6月20日 午前10時48分			議 長	比 嘉 義 彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番	比 嘉 義 彦	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 番 議 員		川 上 龍 太			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長		生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長		農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長			
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和5年6月20日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第30号	北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	陳情第5-1号	陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでください	委員長報告、質疑、 討論、決定
3	陳情第5-3号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現など こども医療費無料制度の改善を求める陳情書	即 決
4	陳情第5-4号	国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書	委員長報告、質疑、 討論、決定
5	陳情第5-5号	公共施設へのZEB早期導入と住宅へのZEH導入普及啓発について（陳情）	〃
6	意見書第1号	「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
7	意見書第2号	消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書	〃

○議長（比嘉義彦）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第30号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約について

○議長（比嘉義彦）

日程第1．議案第30号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第30号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約について。

議案第30号

北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 : 北中城小学校トイレ改修工事（建築）
- 2 契約の方法 : 指名競争入札
- 3 契約金額 : ￥50,985,000－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥4,635,000－)
- 4 契約の相手方 : 北中城村字島袋495番地
有限会社 美工開発
代表取締役 池間 勝

令和5年6月20日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添、工事請負契約書を添付してございます。
お目通しのほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（比嘉義彦）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、今村長のほうから説明がありました。工事請負契約書の中で3番目、工期のほうですが、着手、契約締結の翌日となっております。また、8番目、この契約書は仮契約書として、議決後本契約書に変わり効力を有するものとあります。そちらの入札結果書で確認しますと、工事期間、令和5年6月20日から、もう本日の日付となっております。これだけを見ますと、朝から着工してもいいんじゃないかなというように感じにも受け取られますし、議決終了後ということは理解をしているものの、この工事期間の6月20日からというのがちょっと気になりまして、3番目の工期のほうに引っかかるんじゃないのかなと考えていますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

入札結果のほうは6月20日からとなっておりますけれども、実際相手方と契約締結したのが、工事請負契約書になっていきますので、こちらに書かれている文が正しいということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

工期のほうは、契約締結の翌日からになりますので、6月15日からの工期になります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（比嘉義彦）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

工事期間のほうは、契約締結の翌日からということで契約のほうを交わしていますので、実際は6月15日から工事の着手ができるということになります。契約書の8のほうにあるんですけども、議会の議決を経るまではあくまで仮契約ということで、議会の議決後はこの契約書が本契約になるということです。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、今の課長の説明によりますと、議会の議決を経なくても工事の責任をもって進められちゃう、工事が進められてしまうということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

工事の準備等は可能ですけれども、仮にこの議会において否決された場合は白紙に戻るということになります。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

じゃあ最後にお聞きします。

当初の課長の説明では、契約締結の翌日には工事に着工してもいい。しかし、議決後に効力を有するものとするという文言があるんですけども、工事を進めてしまうといろんな問題がさらに出てくるんじゃないかなと思うんですが、私が最初に言いたいのは、入札結果書には工事期間もうたわないといけないし、仮の期間は入れていいと思うんですよ。仮の期間で入れていいと思うんですね。これが議会の日、当日を入れるのはいかがなものかなと。ここだけをまず変えてもらいたいと思ったのと、工期も契約締結の翌日というところが、今我々の解釈では入札結果書、これに6月20日とあるんですが、この6月20日というのがこの議会を経て、議会終了後にすぐ着工するという認識も取られるんですね。それだったらまだいいかなと思っていたんですが、今の課長の説明だと6月15日にはもう着工してしまうと、そうなるとこの議会の意味がないんじゃないかなと思うんですよ。最後にお聞きします。契約締結の翌日が工期というものちょっと私は疑問に思うところです。入札結果書の工事期間も議会の翌日の期日を定めるのがいいのかなと。ですので、工事請負契約書も工期は議会の承認後とか、そういう文言が適当じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（比嘉義彦）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉正志議員の質疑にお答えします。

基本的にこの契約というのは、議会に合わせたスケジュールというのは組めませんので、例えば臨時議会があるかもしれません。臨時議会でこれを議決するかもしれません。想定してそれをまた、この工事期間というのは当初からそれは設定していた事項です。そしてこれ議決後の効力です。議決後に効力を発する。そして

危険を賭して、これまで従前から契約締結後からそれは執行しても構わないということですので、それを危険を賭して業者はそれをやるわけですね。ですからこれは別に合理性を欠くものではないと思います。ですから、今、村と契約した業者、これは議決後の本契約となりますから、その翌日から効力を発するというのでこれはこのとおり効力を発します。ただ、先ほどの質疑では相手方の業者としては危険を賭してそれは執行することは可能だということはいえると思います。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私のほうから同じ工期関連で、12月20日までということで、ここでは授業中の期間も入ってくるんですよ。一般的に教室をやるということでしたら、聞いてみると土間とかも打ったりするという話でしたけれども、大分大きい音が出ると思うんですよ。その場合、ちょっと確認ですけれども、しっかり授業に配慮した工期になっているのか。それともし、ワンフロア1つしかないトイレですので、使えなかった場合、子供たちはどういうふうな形で使えないときに対応するのか、その辺どういうふうにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

音が出る作業については、授業に支障がない時間帯であったり、そういったときに実施する予定となっております。ワンフロアごとで進めると、今言われていたように使う子供たちもいますので、これをずらした形とか、そういった形で進めていく予定となっております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

もう一度確認ですけれども、それじゃあ授業中もこういった工事が行われる可能性があるということですか。授業中はやらないということなのか、それとも音が出るから止めるとか、逆にそういうふうにしてしまうと、工期自体もこれだけでは足りるのかなというふうに私考えているんですよ。この辺はしっかりできていると思うんですけれども、この辺の確認をよろしくをお願いします。

○議長（比嘉義彦）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

授業中、音が出ない作業については、実施する予定となっております。工期については発注前に設計のほうで工程表を組んでいるんですけれども、この期間内で終わるということで予定をしております。

以上です。

○議長（比嘉義彦）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。議案第30号 北中城小学校トイレ改修工事（建築）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第2. 陳情第5-1号 陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでください

○議長（比嘉義彦）

日程第2. 陳情第5-1号 陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでくださいについてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（大城律也議員）

報告いたします。

1. 審査事件

陳情第5-1号 陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマト種苗を受け取らない

ください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでください

2. 審査経過

同陳情は、令和5年第1回定例会において、本委員会に付託され継続審査となっている陳情案件です。本委員会は、3月6日、8日、13日、14日、6月9日、12日、15日、19日に開催され、6月15日に上間堅治委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。3月13日には陳情者のキッチンから社会を変える！あんまーずネットワーク代表者の金城ふじの氏から説明を受けました。

3. 審査結果

採択

4. 審査意見

ゲノム編集については、機能性食品の開発や品種改良のスピードを上げることから食糧危機から救う新しい技術として期待される一方で、予期しない変異や新たな毒性やアレルギー（アレルギーを引き起す物質）、がん誘発物質の発生など、人体と環境に与える影響や危険性について多くの懸念がある。

我が国においては、ゲノム編集に関わる環境評価や食品に対する適正な検査と安全審査、表示義務などの規制や制度もない状況にあることから早急に消費者が判断できる仕組みを作っていくべきと考える。

多くの懸念が払拭され安全で安心な仕組みが構築されるまでは、ゲノム編集トマトの種苗を福祉施設や教育施設では受け取らず、学校給食においても子供たちが口にすることは安全で安心な食材を使用すべきである。学校給食の手引きにも学校給食で使われる食材料について、過度に加工したものは避け、鮮度のよい良質なものを選択するよう常に配慮し、有害なもの、あるいは疑いのあるもの、また、不必要な食品添加物が添加されている食品は使用しない。原材料の配合割合、製造期限表示、保存方法、製造業者名などの表示が明確なものを使用すると記載されている。

本委員会は、子供たちに対する安全性の担保として、ゲノム編集された種苗、食材については慎重に扱う必要があると判断した。

よって、採決の結果、本委員会は本陳情を全会一致で採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-1号 陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでくださいについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5-1号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。陳情第5-1号 陳情書 福祉施設や教育施設で、ゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください 学校給食でゲノム編集された食材を使用しないでくださいについては委員長の報告のとおり採択されました。

日程第3. 陳情第5-3号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現など こども医療費無料制度の改善を求める陳情書

○議長(比嘉義彦)

日程第3. 陳情第5-3号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現など こども医療費無料制度の改善を求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第5-3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-3号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現など こども医療費無料制度の改善を求める陳情書を採決します。

お諮りします。陳情第5-3号については、採択することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(比嘉義彦)

異議なしと認めます。陳情第5-3号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現など こども医療費無料制度の改善を求める陳情書については採択されました。

日程第4. 陳情第5-4号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書

○議長(比嘉義彦)

日程第4. 陳情第5-4号 国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長(比嘉義弘議員)

1. 審査事件

陳情第5-4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書

2. 審査経過

同陳情は、令和5年第4回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和5年6月9日、12日、13日、15日に開催し全委員出席の下、審査を行い、13日にはインボイス制度の概要説明を北中城村商工会へ依頼し、説明を受けました。

3. 審査結果

採択

4. 審査意見

陳情書の内容としてはインボイス制度の延期、見直しを国に求める内容である。本村における状況としては、10月から開始する制度について、村内事業者が税控除の面で不利益が生じないように、村商工会が複数回にわたり説明会を開催している。特に売上げが1,000万円以下の事業者（免税業者）は、インボイスの登録をしなければ請負が得られなくなる可能性が出てくる。制度の説明、登録までの期間の短さや、国が登録期間の猶予を示していることから、制度の延期、見直しを国に求めることは必要である。

よって、本委員会では陳情を採択し意見書を提出することを決定した。

以上であります。

○議長（比嘉義彦）

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-4号 国に対し、適格請

求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5-4号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第5-4号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書については委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 5. 陳情第 5 - 5 号 公共施設への Z E B 早期導入と住宅への Z E H 導入普及啓発について (陳情)

E B 早期導入と住宅への Z E H 導入普及啓発について (陳情) を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。
総務厚生常任委員長。

○議長 (比嘉義彦)

○総務厚生常任委員長 (比嘉義弘議員)

日程第 5. 陳情第 5 - 5 号 公共施設への Z

1. 審査事件

陳情第 5 - 5 号 公共施設への Z E B 早期導入と住宅への Z E H 導入普及啓発について (陳情)

2. 審査経過

同陳情は、令和 5 年第 4 回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和 5 年 6 月 9 日、12 日、13 日、15 日に開催し全委員出席の下、審査を行い、12 日には陳情提出者の沖縄県中小企業家同友会環境委員会委員長の玉栄章宏氏が説明を行いました。また、14 日に県内にある Z E B 登録施設 9 件の内の 1 つである、本村の特別養護老人ホーム愛の村の視察を行い、施設職員から説明を受けました。

3. 審査結果

採択

4. 審査意見

地球温暖化防止に対する機運の高まりや、気候変動に伴い、日本各地で豪雨災害が多発する状況から、官民連携した温暖化対策が必要となっている。

国の法律においては、非住宅の新建築物のみに義務付けられている断熱性などの省エネ基準が、2025 年度から住宅を含む全ての建物に適用され、2030 年度には Z E B、Z E H 水準まで持っていくことを目指している。今後の法律改正から見て、一般住民にとっても無関係ではなく、全国規模で地球温暖化を防ぎ脱炭素社会を実現するため、公共施設への Z E B 導入と住宅への Z E H 導入を普及啓発し、省エネルギーの推進を図ることは必要である。

よって、本陳情は採択すべきものと決定した。

○議長 (比嘉義彦)

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (比嘉義彦)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5-5号 公共施設へのZEB早期導入と住宅へのZEH導入普及啓発について（陳情）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第5-5号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。陳情第5-5号 公共施設へのZEB早期導入と住宅へのZEH導入普及啓発について（陳情）については委員長の報告のとおり採択されました。

日程第6. 意見書第1号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第6. 意見書第1号 「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

それでは、読み上げて御提案とさせていただきますので、議員皆さんの御賛同のほどよろしくお願いいたします。

意見書第1号

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月20日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

山田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 正 志

上 間 堅 治

川 上 龍 太

屋 良 朝 春

喜屋武 すま子
名 幸 利 積
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
伊 集 守 吉
平安山 和 美
喜屋武 功
比 嘉 悟

「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで子ども医療費無料制度実現など子ども医療費無料制度の改善を求める意見書（案）

経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関に受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体による子ども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。

2021年4月1日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2%、さらにこの勢いは加速しています。

いま高校生世代の困窮も問題になっており、子どもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡充すべき状況です。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策（試案）」で18歳までの医療費助成へのペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）廃止をここ3年間の課題として条件付で実施を表明しました。

今後より子どもの医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会、町村会も求めているように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきです。

沖縄県では多数のヤングケアラーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情があります。少子化対策や子育て支援、子どもの貧困対策の一環として、子どもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を国に求めます。

1. 子どもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること
2. 18歳までの医療費無料化を国の制度として実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）6月20日

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣
厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳まで

こども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。意見書第1号「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書については可決されました。

日程第7. 意見書第2号 消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書

○議長（比嘉義彦）

日程第7. 意見書第2号 消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

屋良朝春議員。

○2番（屋良朝春議員）

意見書第2号

消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年6月20日提出

北中城村議会議長 比嘉 義彦 殿

提案者：北中城村議会議員

屋 良 朝 春

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

川 上 龍 太

名 幸 利 積

喜屋武 すま子

山 田 晴 憲

消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書（案）

現在、景気回復が見通せない中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められている。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行に影響を与え、免税点制度を実質的に廃止しかねないものである。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、新規起業者や個人事業主の育成が停滞することが懸念される。

物価上昇や原材料等の高騰で、中小企業・自営業者の経営危機がかつてなく深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではなく、多くの中小企業団体、税理士団体が「凍結」、「延期」、「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠であり、税制で商売を阻害することはあってはならない。

よって、国におかれては、消費税インボイス制度の実施を延期し、更なる優遇措置を行うように強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）6月20日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（比嘉義彦）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。意見書第2号 消費税のインボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書については可決されました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（比嘉義彦）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員並びに執行部の皆様には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年第4回北中城村議会議定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 比 嘉 義 彦

署名議員 山 田 晴 憲

署名議員 川 上 龍 太